

ヲ喚起セシメントス

四、小作問題ニ關スル調査並ニ研究
小作問題ニ關スル諸般ノ調査研究ヲ遂ゲ事業遂行上ノ參考ニ資セントス

五、農事團體小作慣行改善事業補助
各農事團體小作慣行改善事業擔當補助技術員給ニ充當セシムル爲メ州下各郡農事團體ニ對シ各三百圓宛計三千圓以内ノ補助ヲ爲サントス

六、農事團體主催農政講習會開催ニ對スル指導援助
小作慣行改善事業實地主體タル郡農事團體ニ於テ直接指導獎勵ノ任ニアル街庄技員給並其ノ他郡管内勸業獎勵機關ノ職員ニ對シ本事業遂行上必要ナル事項ニ付キ講習會ヲ開催セムトスル場合可及的援助ヲ與ヘムトス

七、其ノ他必要ト認ムル事項
其ノ他本事業遂行上本年度ニ於テ實施スルヲ妥當ト認ムル事項ニ關シテハ本會ニ於テ其ノ都度直接實施スルモノトス

(五) 高雄州

高雄州ニ於テハ小作改善事業ハ州農會ノ事業トシ、各部農會支會ヲシテ直接之ガ實行ニ當ラシメツ、アリ、只恒春郡ニ於テハ別ニ郡共同苗代組合聯合會ニ於テ之ヲ行ヒツ、アリ、州下ニ於ケル本事業實施ハ昭和二年ニ始マル、屏東、東港兩支會ニ技手一名宛、雇一名宛、計四名ヲ増設スルタメニ俸給諸給三、四五六圓、兩支會長、兩支會參事及職員旅費二、〇四〇圓ヲ増額シ、其ノ他本事業所要經營ニ充當スルタメ事業費ニ小作慣行改善費トシテ二、二八〇圓ヲ新規計上シ、合計七、七七六圓(一、八〇〇圓督府補助)ヲ本事業經費ニ充ツルコト、シ、新ニ州農會小作改善事業實施規程並ニ細則及ビ土地小作契約書範例ヲ定メ之

ニ從ヒ、先ヅ屏東郡九塊庄、東港郡佳東庄ニ實施セリ。

昭和三年度ニ於テハ一層本事業ノ擴張ヲ圖ル方針ノ下ニ州農會豫算ニ合計一〇、〇九六圓ヲ計上シテ前記兩支會下全般ニ及ボスト共ニ鳳山、潮州兩支會ニモ新ニ實施スル計畫ヲ立テタリ、而シテ此ノ當初計畫ハ督府ヨリ補助四、八〇〇圓ヲ見込ミテナシタルモノナルガ實際交付額ハ二、四〇〇圓ナリシ爲メ、鳳山、潮州兩支會ニ於ケル本事業實施ハ不可能トナリ結局同年度ニ於テハ屏東、東港兩支會ニ全力ヲ注グコト、セリ。

昭和四年度ニ於テモ大體前年同様ノ方針ノ下ニ州農會豫算ニ九、七七〇圓(二、四〇〇圓督府補助)ヲ計上シ、屏東、東港兩支會ニ於ケル本事業ノ促進ヲ期スルコト、セリ、然ルニ第一期作植付當時ニ於ケル旱害ハ本州下ニ於テモ激甚ナルモノアリテ本事業ノ實施ハ緊急ヲ要スルコト、ナリシヲ以テ、州農會ニ於テハ豫備費ヨリ所要經費ヲ支出シ以テ州下各支會全般ニ互リ本事業ノ實施ヲ圖ルコト、セリ、恒春郡ニ於テハ年々強風ニ依リ農作物ノ被害大ナルモノアルニ鑑ミ昭和二年以後七箇年計畫ヲ以テ耕地防風林造成計畫ヲ樹テ郡聯合共同苗代組合ニ於テ之ガ實施ニ當リタルガ之ニ伴ヒ小作慣行改善ノ必要ヲ感ジ同年度ヨリ之ガ實施ヲ圖リ相當良好ナル成績ヲ上ゲツ、アリ(但昭和五年四月ヨリ州農會ニテ他郡支會ト同様ニ本事業ヲ實施スル豫定ナリ)

昭和四年度當初ニ於ケル高雄州農會ノ本事業經費豫算並ニ實施計畫ヲ摘記スルニ次ノ如シ

高雄州農會昭和四年度小作改善事業經費豫算拔萃

收入之部

費目	豫算額	說	明
高雄州農會經費支辨	七、三七〇 ^円	一般經費ヲ以テ支辨	
總督府補助金	二、四〇〇	小作慣行改善團體設置獎勵費補助見込	
計	九、七七〇		

支出之部

費目	豫算額	說	明
俸給諸給	四、四一六	月本俸六五圓二人分二、四九六圓 月五〇圓二人分一、二〇〇圓	
宿舎料	三、六九六	月二〇圓二人分四八〇圓 月一〇圓二人分二四〇圓	
旅費	七二〇		
役員旅費	二、六五四		
本會職員旅費	四〇〇	一日一〇圓四〇日分	
支會職員旅費	一、二五〇	一日一五圓三日分四五〇圓 一日五圓六〇日分三〇〇圓 講習會出席旅費一日一〇圓	
事業費	一、〇〇四	月額一八圓二人分四三二圓 月額一三圓二人分三一二圓 日額二圓五〇錢一四四日分三六〇圓	
會議費	二、七〇〇	委員會三〇回分一回一〇圓	
消耗品費	三〇〇	契約用紙百部一圓 九千部分	
街庄職員手當	九〇〇	街庄吏員月手當二五圓 五ヶ所分	
計	一、五〇〇		
	九、七七〇		

昭和四年度小作改善事業實施計畫

一、實施區域

屏東郡一圓及東港郡一圓

二、實施方法

1. 役職員ノ委囑並ニ任命
2. 區長會議ノ開催
3. 委員會ノ開催
4. 地主小作人各戸訪問
5. 事業實施規程並同細則ニ基キ事業ノ進捗ヲ圖ル

(C) 年度別各州及各州農會事業經費一覽

年度	州別	金額	豫算區別
(一) 大正十三年度	臺南州	三、〇〇〇圓	州農會豫算
	新竹州	一、〇〇〇圓	州農會豫算
	臺南州	三、〇〇〇圓	州農會豫算
(二) 大正十四年度	臺南州	三、〇〇〇圓	州農會豫算
	新竹州	一、〇〇〇圓	州農會豫算
	臺南州	三、〇〇〇圓	州農會豫算
(三) 大正十五年度	臺南州	一、五〇〇圓	豫算區別
	臺北州	一、五〇〇圓	豫算區別

(四) 昭和二年度		(五) 昭和三年度		(六) 昭和四年度	
新 竹 州	臺 南 州	新 竹 州	臺 南 州	新 竹 州	臺 南 州
九七〇圓	四〇〇圓	一、五〇〇圓	六、二九四圓	七、四二〇圓	一、三〇五圓
州農會豫算	州農會豫算	州農會豫算	州農會豫算	州農會豫算	州農會豫算
豫算區別		豫算區別		豫算區別	
(九、二四〇圓農會補助)		(九、二四〇圓農會補助)		(九、二四〇圓農會補助)	

(D) 各州、各州農會小作改善團體ノ規約準則、小作改善事業規程及土地貸借契約書範例 (臺南ヲ除ク)

- 一 臺北州
 - a. 庄(街市)業佃會規約準則
 - b. 郡聯合業佃會規約準則
 - c. 土地貸借契約書範例
- 二 新竹州農會
 - 1. 田ノ部
 - a. 街(庄)業佃會規約準則
 - b. 郡聯合業佃會規約準則
 - c. 街(庄)業佃會農事調停規程準則
 - d. 郡聯合業佃會農事調停規程準則
 - e. 農耕地貸借契約規程準則
 - 2. 畑ノ部
 - a. 郡興農倡和會規約準則
 - b. 郡興農倡和會農耕地貸借書式契約規程準則
 - c. 郡興農倡和會農事調停規程準則
 - d. 土地貸借契約書範例
- 三 臺中州
 - a. 郡興農倡和會規約準則
 - b. 郡興農倡和會農耕地貸借書式契約規程準則
 - c. 郡興農倡和會農事調停規程準則
 - d. 土地貸借契約書範例
- 四 高雄州農會

- a. 州農會小作改善事業實施規程
- b. 州農會小作改善事業實施細則
- c. 州農會土地貸貸契約書範例
 - 1. 田ノ部
 - 2. 畑ノ部

(一) 臺 北 州

a. 庄(街、市)業佃會規約準則

- 第一條 本會ハ何庄(街、市)業佃會ト稱シ事務所ヲ何郡(市)何庄(街)役場内ニ置ケ
- 第二條 本會ハ小作慣行ヲ改善シ會員相互ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ何庄(街、市)内ニ貸貸借地(田畑)ヲ有スル地主(所有者又ハ質權者)及其ノ小作人ヲ以テ組織ス
- 第四條 第二條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 貸貸借契約ニ關スル協定
 - 二 小作爭議ノ調停
 - 三 小作ニ關スル調査研究
 - 四 賃借人農事改良ノ助成及獎勵
 - 五 其ノ他本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事業
- 第五條 本會員ハ別紙第一號及第二號ノ様式ニ依リ貸貸借契約ヲ締結スルコトヲ要ス
- 第六條 本會員相互間ニ於ケル田畑ノ貸貸借期間ハ六箇年以上タルコトヲ要ス但双方協議ノ上短縮セントスルトキハ理事會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第七條 本會員相互間ニ於ケル礦地金ハ小作料臺斗一石ニ付金二圓以下トス
- 第八條 本會ニ總代會ヲ置ケ總代會ハ總代及會長ヲ以テ組織ス
總代會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 事業執行方法
- 二 收支豫算
- 三 事業報告及收支決算
- 四 規約變更
- 五 其ノ他重要事項

第九條 毎年一回二月末日迄ニ總代會ヲ開催ス會長必要ト認ムルトキ又ハ總代三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ臨時ニ會長之ヲ招集ス

總代會ノ議長ハ會長之ニ當ル總代會ハ總代ノ三分ノ一以上出席スルコトヲ要シ其ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ規約ノ變更ニ付テハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十條 總代ハ各保毎ニ地主小作人各一名宛會員之ヲ選舉ス

總代ノ任期ハ三箇年トス補缺ニ依リ就任シタル總代ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名
理事	何名
顧問	何名

第十二條 會長ハ何庄長ヲ以テ之ニ充テ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第十三條 理事ハ總代ノ互選ニ依リ地主小作人ヨリ各同數ヲ選出ス

理事ノ任期ハ三箇年トス補缺ニ依リ就任シタル理事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十四條 理事及會長ヲ以テ理事會ヲ組織ス

理事會ハ貸貸借契約ノ協定小作爭議ノ調停其ノ他事業執行上重要ナル事項ノ審議決定ヲナス

第十五條 理事會ハ必要ノ都度之ヲ開ク理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

理事會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十六條 顧問ハ總代會ノ承認ヲ經テ會長之ヲ選任ス顧問ハ總代會及理事會ノ決議ニ參加スルコトヲ得

第十七條 會長ハ事務ノ執行上必要ト認ムルトキハ職員ヲ置クコトヲ得

第十八條 本會ハ全會員ニ對シ經費ヲ分賦ス

經費ノ分賦ハ會員ノ貸借面積ヲ標準トシ貸借人ハ一甲當 錢貸人ハ其ノ倍額トス

第十九條 事業年度ハ自四月一日至三月三十一日トス

第二十條 本規約施行ニ要スル細則ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 會員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總代會ノ決議ヲ經テ除名ス

一 本規約ノ條項ニ違反シタルトキ

二 郡聯合業佃會ノ協定又ハ仲裁ニ應ゼザルトキ

三 貸借契約ノ條項ヲ履行セザルトキ

第二十二條 會員ハ本會ヨリ除名セラレタル者ト貸借契約ヲ締結スルコトヲ得ス

b. 郡聯合業佃會規約準則

第一條 本會ハ何郡聯合業佃會ト稱シ事務所ヲ何郡役所内ニ置ク

第二條 本會ハ何郡管内街庄業佃會ノ事業ヲ統一シ之ガ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ何郡各街庄業佃會ヲ以テ組織ス

第四條 第二條ノ目的ヲ達スルタメ本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一 郡管内ノ貸借契約ノ統一並ニ其ノ協定

二 小作爭議ノ調停又ハ仲裁

三 小作ニ關スル調査研究

四 賃借人ノ農事改良指導及獎勵

第五條 其ノ他街庄業佃會ノ事業ノ助成ヲ計ルニ必要ナル事業

總代會ニ於テ議決スベキ事項左ノ加シ

一 事業執行方法

二 收支豫算

三 事業報告及收支決算

四 規約ノ變更

五 其ノ他重要ナル事項

第六條 毎年一回二月末迄ニ總代會ヲ開催ス會長必要ト認ムルトキ又ハ總代三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ臨時ニ會長之ヲ召集ス總代會ノ議長ハ會長之ニ當ル

總代會ハ總代ノ三分ノ一以上出席スルコトヲ要シ其ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但規約ノ變更ニ付テハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七條 總代ハ各街庄業佃會ノ總代中ヨリ地主(所有者、質權者)小作人各三名ヲ街庄業佃會ノ總代之ヲ選舉ス總代ノ任期ハ三箇年トス補缺ニ依リ就任シタル總代ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

理事 何名

顧問 何名

第九條 會長ハ郡守ヲ以テ之ニ充テ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス會長ハ總代會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長之ヲ專決處分ス

前項ノ場合ニ於テ會長ハ次ノ總代會ニ於テ其承認ヲ求ムベシ

第十條 理事ハ總代ノ互選ニ依リ地主(所有者、質權者)小作人ヨリ各同數ヲ選出ス

理事ハ任期ヲ三箇年トス補缺ニヨリ就任シタル理事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十一條 理事及會長ヲ以テ理事會ヲ組織ス

理事會ハ貸借契約ノ協定小作爭議ノ調停及仲裁其他事業執行上重要ナル事項ヲ審議決定ヲナス

第十二條 理事會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル理事會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條 顧問ハ總代會ノ承認ヲ經テ會長之ヲ選任ス

顧問ハ總代會及理事會ノ決議ニ參加スルコトヲ得ス
 第十四條 會長ハ事務執行上必要ト認ムルトキハ職員ヲ置クコトヲ得
 第十五條 本會ニ要スル經費ハ街庄業佃會ノ負擔トス負擔率及納入ノ方法ハ理事會ニ於テ決定ス
 第十六條 事業年度ハ自四月一日至三月三十一日トス
 第十七條 本規約施行ニ要スル細則ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

○ 土地貸賃借契約書範例

第一號

a. 土地貸賃借契約書 (田ノ部)

今般貸賃人

ト賃借人

ト土地貸賃借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 貸賃借土地表示ハ末尾記載ノ通りトス
 第二條 貸賃借期間ハ自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 日滿 箇年トス但シ期間滿了ノ日ヨリ少クトモ六箇月前ニ當事者

ノ一方ヨリ契約解除ノ意思表示ヲ爲ササルトキハ此ノ契約ヲ更新スルモノト見做ス
 第三條 借賃ハ一箇年ニ付在來種粳(官斗) 石 斗 升又ハ内地種粳(官斗) 石 斗 升ヲ左ノ條件ニ依リ納入ス

一 粳ハ充分乾燥精選シタルモノナルコト

二 借賃ノ納期ハ毎年二回トス第一回ハ借賃ノ六割ヲ 月 日迄ニ第二回ハ借賃ノ四割ヲ 月 日迄ニ納入ス

三 納入場所ハ賃借人ノ居宅トス

四 粳ヲ以テ納ムルコト能ハサル場合ハ納期ニ於ケル時價ニ依リ金納スルコトヲ得

第四條 貸賃借期間中ト雖モ左ノ場合ハ當事者協議ノ上借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ得

一 地目變換灌漑又ハ排水ノ設備防風林ノ設置其ノ他ノ土地改良ヲ行ヒ爲メニ著シク收穫ヲ増加シタルトキ但シ其ノ費用カ賃借人ノ負擔ナル場合ハ此ノ限リニ在ラス

二 賃借人ノ過失ニ因ラスシテ土地ノ一部減少シタルトキ

三 土地ニ對スル公租公課著シク増減シタルトキ

第五條 貸賃借期間中ト雖モ天災地變若クハ之ニ準ス可キ事由ニヨリ收穫著シク減少シタルトキハ其ノ程度ニ從ヒ雙方協議ノ上借賃ヲ減免又ハ支拂ヲ猶豫スルモノトス

第六條 敷金(積地金)ハ金 圓トス

第七條 地租其ノ他ノ公租公課ハ左記ニ依リ負擔ス

一 賃借人ノ負擔スベキモノ

二 賃賃人ノ負擔スベキモノ

第八條 返地ノ際ハ賃借人ハ第二期作ヨリ得タル藁ノ半量ヲ賃借地ニ於テ賃賃人ニ納付スルモノトス

第九條 田寮ノ修繕費ハ賃賃人ノ負擔トス但シ小破修繕ハ賃借人ノ負擔トス

第十條 貸賃借期間中ト雖モ所有權ノ移轉賃賃人ノ設定若クハ移轉又ハ賃借地ノ公共ノ用ニ供セラレタルニ依リ賃借人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ雙方協議ノ上賃借人ニ對シ相當賠償ヲナスモノトス

第十一條 賃賃人カ土地改良ノ爲メ工作ヲ爲シタル場合ハ賃賃人ニ於テ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スルモノトス但シ此ノ場合ハ豫メ賃賃人ノ承認ヲ要ス

第十二條 左ノ場合ニ於テハ賃賃人ハ本契約ヲ解除シ賃借人ハ賠償ノ責アルモノトス

一 賃借人ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ

二 賃賃人ノ同意ヲ得スシテ地形ヲ變更シタルトキ

三 正當ノ理由ナクシテ借賃ノ支拂ヲ遅延シタルトキ

四 賃賃人ノ同意ヲ得スシテ轉賃シタルトキ

第十三條 當事者一方ノ都合ニ依リ中途解約シ又ハ本契約ノ條項ニ違背シタルトキハ其ノ損害ヲ賠償スル責ヲ負フモノトス但シ賃借人正當ノ事由ニヨリ六箇月以前ニ解約ノ豫告ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第十四條 本契約ノ履行ニ關シ紛争ヲ生シタル時ハ業佃會ノ仲裁又ハ調停ヲ受クルモノトス

第十五條 本契約ニ定メサル事項ニ付テハ民法ニ依ル民法ニ定メナキ事項ニ付テハ慣習ニ依ル

第十六條 本契約ノ締結ハ(何)庄、街、市業佃會長ヲ以テ立會人トス

右契約ヲ證スル爲メ此ノ證三通ヲ作成シ署名捺印シ當事者及立會人各其ノ一通ヲ所持ス

昭和 年 月 日

住所 賃借人
住所 賃借人
住所 賃借人
住所 保立人

土地表示

土地座落	地番	等則	地目	面積	摘要

第二號

土地賃借契約書 (畑ノ部)

今般賃借人

ト土地賃借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

- 第一條 賃借土地表示ハ末尾記載ノ通りトス
- 第二條 賃借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿 箇年トス但シ期間滿了ノ日ヨリ少クトモ六箇月前ニ當事者ノ一方ヨリ契約解除ノ意思表示ヲ爲サ、ルトキハ更ニ此ノ契約ヲ更新スルモノト見做ス
- 第三條 借賃ハ一箇年ニ付金 圓トス
- 第四條 借賃ハ凡テ前納トシ毎年 月 日迄ニ納入ス
- 第五條 賃借期間中ト雖モ左ノ場合ハ當事者協議ノ上借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ得
 - 一 地目變換又ハ灌溉排水ノ設備防風林ノ設置其ノ他土地改良ヲ行ヒ爲メニ著シク收穫ヲ増加シタルトキ但シ其ノ費用カ賃借人ノ負擔ナル場合ハ此ノ限りニ在ラス
 - 二 賃借人ノ過失ニ因ラズシテ土地ノ一部減少シタルトキ
 - 三 土地ニ對スル公租公課著シク増減シタルトキ

- 第六條 地租其他公租公課ハ賃借人ノ負擔トス
- 第七條 防風林ノ枝及竹ハ賃借人ノ同意ヲ得ルニアラサレバ之ヲ採取スルコトヲ得ス賃借人ノ費用ヲ以テ設置シタル防風林ハ時價ヲ以テ賃借人ノ之ヲ買收スルコトヲ得
- 第八條 田寮ノ修繕費ハ賃借人ノ負擔トス但シ小破修繕ハ賃借人ノ負擔トス
- 第九條 賃借期間中ト雖モ所有權ノ移轉賃借權ノ設定若クハ移轉又ハ賃借地ノ公共ノ用ニ供セラレタルニ依リ賃借人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ雙方協議ノ上賃借人ニ對シ相當賠償ヲナスモノトス
- 第十條 賃借人ノ土地改良ノ爲メ工作ヲ爲シタル場合ハ賃借人ニ於テ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スルモノトス但シ此ノ場合ハ豫メ賃借人ノ承認ヲ要ス
- 第十一條 左ノ場合ニ於テハ賃借人ハ本契約ヲ解除シ賃借人ハ賠償ノ責アルモノトス
 - 一 賃借人怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 - 二 賃借人ノ同意ヲ得スシテ地形ヲ變更シタルトキ
 - 三 正當ノ事由ナクシテ借賃ノ支拂ヲ遲延シタルトキ
 - 四 賃借人ノ同意ヲ得スシテ轉貸シタルトキ
- 第十二條 當事者一方ノ都合ニ依リ中途解約シ又ハ本契約ノ條項ニ違背シタル時ハ其ノ損害ヲ賠償スル責ヲ負フモノトス但シ賃借人正當ノ事由ニ依リ六箇月前ニ解約ノ豫告ヲ爲シタル場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 第十三條 本契約ノ履行ニ關シ紛争ヲ生シタルトキハ業佃會ノ仲裁又ハ調停ヲ受ケルモノトス
- 第十四條 本契約ニ定メサル事項ニ付テハ民法ニ依ル民法ニ定メナキ事項ハ慣習ニ依ル
- 第十五條 本契約ノ締結ハ何庄街業佃會會長ヲ以テ立會人トス

昭和 年 月 日

住所 賃借人
住所 賃借人
住所 賃借人
住所 立會人

土地座落	地番等則	地目	面積	摘	要
------	------	----	----	---	---

(二) 新竹州農會

a. 街(庄)業佃會規約準則

- 第一條 本會ヲ何々街(庄)業佃會ト稱ス
- 第二條 本會ハ新竹州何々郡何々街(庄)管内ニ於ケル農耕ヲ目的トスル土地ノ地主(實權者ヲ含ム以下同斷)小作者及自作者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ノ事務所ヲ新竹州何々郡何々街(庄)役場内ニ置ク
- 第四條 本會ハ會員相互ノ協力ニ依リ小作關係ノ公正ヲ期シ以テ農業ノ發達農村ノ平和ヲ圖ルヲ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 小作慣行ヲ改善スルコト
 - 二 小作契約其他農事ニ關スル紛争ヲ審議シ公正ナル調停ヲナスコト
 - 三 事業遂行上必要ナル調査研究ヲナスコト
 - 四 會員ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業
 - 五 其ノ他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業
- 第六條 本會ニ總代會ヲ置ク
- 第七條 總代會ハ會長副會長及總代ヲ以テ組織ス
 - 總代ハ何名トシ會員タル地主小作者及自作者ヨリ各同數ヲ互選ス但自作兼小作者ニシテ自作面積大ナルモノハ之ヲ自作者ト看做シ小作面積大ナルモノハ之ヲ小作者ト看做ス
- 第八條 總代ハ名譽職トス但總代會ノ決議ヲ經テ總代ニ手當ヲ給スルコトヲ得
 - 前項ノ外會員本會事業ニ密接ナル關係アルモノ名ヲ限リ總代トシテ會長之ヲ選任ス

- 第九條 總代ノ任期ハ三箇年トシ補缺ニヨリ就任シタル總代ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 第十條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ
 - 一 收支豫算並ニ決算
 - 二 事業施行ノ方法
 - 三 規約、農耕地賃借規程及農事調停規程ノ變更
 - 四 其ノ他重要ナル事項
- 第十一條 前條ノ議事ハ總代會ヲ組織スルモノ半數以上出席者シ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス
- 第十二條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會トス
 - 通常總代會ハ毎年一回何月中會長之ヲ召集ス
 - 臨時總代會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ總代三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ會長之ヲ召集ス
- 第十三條 總代會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ
- 會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長及副會長共ニ事故アルトキハ總代ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長
 - 二 副會長
 - 役員ハ名譽職トス
- 第十五條 會長ニ街(庄)長ヲ副會長ニ街(庄)助役ヲ推ス
 - 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 - 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス
- 第十六條 總代會ノ決議ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムル時ハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得
 - 但此ノ場合ニ於テハ次ノ總代會ノ承諾ヲ求ムヘシ
- 第十七條 本會ニ會務處理ノ爲メ職員ヲ置ク
 - 前項ノ職員ハ之ヲ有給トナスコトヲ得

第十八條 本會員カ農耕ヲ目的トスル土地ノ貸借ヲ爲ストキハ別ニ定ムル農耕地貸借規程ニ依ルコトヲ要ス

第十九條 本會員ハ會員相互ニ小作契約ニ關シ紛争ヲ生ジタルトキハ本會ニ調停ヲ申出ツルコトヲ要ス

第二十條 前項ノ調停ハ別ニ定ムル農事調停規程ニ依ル

第二十一條 本會員ハ本會及郡聯合業佃會ニ於テ成立セル調停條項ヲ遵守スルコトヲ要ス

第二十二條 本會員ハ會員相互ニ於テ小作地獲得ニ關シ無謀ナル競争ヲナシ又ハ該競争ヲ誘發スルノ手段ヲ講スルコトヲ得ス

第二十三條 本會員ハ本會ヨリ除名セラレタルモノト農耕ヲ目的トスル土地ノ貸借ヲナスコトヲ得ス

第二十四條 會費ハ當分ノ徵收セサルモノトス但必要アルトキハ總代會ノ決議ヲ經テ之ヲ徵收ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ總代會ノ決議ヲ經テ除名ス

一 本規約ノ條項ニ違背シタルモノ

二 別ニ定ムル農耕地貸借規程ニ依ル契約條項ヲ履行セサルモノ

三 本會ノ事業ヲ妨害シタルモノ

第二十六條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十七條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

- 一 會員名簿及役職員、總代、調停委員名簿
- 二 小作臺帳
- 三 會員ノ貸借契約書謄本綴
- 四 經費支出簿、現金出納簿、物品出納簿及其ノ他會計ニ必要ナル帳簿
- 五 總代會議事録
- 六 調停ニ關スル記録
- 七 日誌

b. 郡聯合業佃會規約準則

第一條 本會ハ何々郡聯合業佃會ト稱ス

第二條 本會ハ新竹州何々郡下ニ於ケル各街(庄)業佃會ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ事務所ヲ新竹州何々郡役所内ニ置ク

第四條 本會ハ郡下各街(庄)業佃會事業ノ連絡統一ヲ圖リ之カ完成ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一 小作慣行ノ改善ニ關シ各街庄業佃會相互間ノ統一連絡ヲ圖ルコト

二 各街(庄)業佃會ノ事業ニ得シ管外地主其ノ他ニ對スル交渉ヲ爲スコト

三 小作契約其他農事ニ關スル紛争ヲ審議シ公正ナル調停ヲ爲スコト

四 事業遂行上必要ナル調査研究ヲ爲スコト

五 各街庄業佃會ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業ヲ爲スコト

六 其ノ他本會ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ必要ナル事業ヲ爲スコト

第六條 本會ニ總會ヲ置ク

第七條 總會ハ本會々長、副會長、各街(庄)業佃會々長及代議員ヲ以テ組織ス

代議員ハ各街(庄)業佃會ニ於テ何名宛其總代タル地主、自作者及小作者ヨリ各別ニ同數ヲ互選ス

但自作兼小作者ニシテ自作面積大ナルモノハ自作者ト看做シ小作面積大ナルモノハ小作者ト看做ス

前項ノ外本會員中本會事業ニ密接ナル關係アルモノ何名ヲ限リ代議員トシテ會長之ヲ選任ス

第八條 代議員ハ名譽職トス

第九條 代議員ノ任期ハ三箇年トシ補缺ニヨリ就任シタル代議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

- 一 收支豫算並ニ決算
- 二 事業施行ノ方法
- 三 規約及農事調停規程ノ變更
- 四 其ノ他重要ナル事項

第十一條 前條議事ハ總會ヲ組織スルモノ半數以上出席シ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第十二條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回何月中會長之ヲ召集ス

臨時總會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ總會ヲ組織スル者ノ三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ會長之ヲ召集ス

第十三條 總會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長及副會長共ニ事故アルトキハ代議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長

二 副會長

會長ニ郡守ヲ副會長ニ郡庶務課長ヲ推ス

第十五條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十六條 總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムル時ハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得

但此ノ場合ニ於テハ次ノ總會ノ承認ヲ求ムヘシ

第十七條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主事 二 名

二 書記 若干名

前項主事ノ内一名ハ之ヲ郡勸業主任又ハ農務主任ニ委嘱ス主事及書記ハ之ヲ有給トナスコトヲ得

第十八條 主事ハ會長ノ命ヲ承ケテ會務ヲ處理シ書記ハ之ヲ補佐ス

第十九條 本會ノ經費ハ之ヲ街庄業佃會ニ分賦ス

但當分ノ間之ヲ爲サズ

第二十條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 役職員、代議員調停委員名簿

二 小作臺帳

三 各街(庄)業佃會員名簿

四 各街(庄)業佃會貸借契約簿本帳

五 經費支出簿、現金出納簿、物品出納簿其他會計ニ必要ナル帳簿

六 總會議事録

七 調停ニ關スル帳簿

八 日誌

c. 街(庄)業佃會農事調停規程準則

第一條 本會員相互間ノ小作契約其ノ他農事ニ關スル紛争ノ調停ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 前條ノ調停ヲ行フ爲メ調停委員會ヲ置ク

第三條 調停委員會ハ本會々長及調停委員ヲ以テ之ヲ組織ス

調停委員ハ何名トシ本會總代タル地主自作者小作者ヨリ各別ニ同數ヲ互選ス

第四條 調停委員會ノ調停ハ之ヲ組織スルモノ過半數出席スルヲ要ス

第五條 調停委員ハ名譽職トス但必要ニ應ジ手當ヲ給スルコトヲ得

第六條 調停委員ノ任期ハ三箇年トシ補缺ニヨリ就任シタル場合ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第七條 第一條ノ紛争中會長ニ於テ輕微ト認メタルモノ及紛争當事者双方ノ承諾アリタルトキハ會長之カ調停ヲナスコトヲ得

d. 郡聯合業佃會農事調停規程準則

第一條 街庄(業)佃會ノ調停ニ於テ不成立ニ終リタル紛争ハ本會ニ於テ本規程ニ依リ之ヲ調停ス

第二條 前條ノ調停ヲ行フタメ調停委員會ヲ置ク

第三條 調停委員會ハ本會々長及調停委員ヲ以テ之ヲ組織ス

調停委員ハ何名トシ本會代議員タル地主、自作者小作者ヨリ各別ニ同數ヲ互選ス

第四條 調停委員會ノ調停ハ之ヲ組織スルモノ過半數出席スルヲ要ス

第五條 調停委員ハ名譽職トス但必要ニ應ジ手當ヲ給スルコトヲ得

第六條 調停委員ノ任期ハ三箇年トシ補缺ニ依リ就任シタル場合ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
 第七條 第一條ノ紛争ニ於テ當事者双方ノ承諾アリタルトキハ本會々長ハ之ヲ調停ヲナスコトヲ得
 第八條 前條ノ調停不成立ニ終リタル時ハ調停委員會之ヲ調停ヲナス
 第九號 本會副會長及本會主事ハ調停委員會ニ參與ス

g. 農耕地賃借契約規程準則

第一條 本會規約第十八條ノ規定ニ依リ本會員ガ農耕地目的トスル土地ノ賃借契約ヲ締結スル場合ハ本規程ニ依ルコトヲ要ス
 第二條 賃借契約ハ書式ニ依リ少クトモ左記事項ヲ掲グヘシ
 一 賃借地ノ表示及賃借地ニ附帶シテ賃借人ノ使用收益スヘキモノ
 二 賃借ノ額(作分ノ場合ハ率)納期、分納割合、種類、品質、納入ノ場所、減免、換算方法、(代金納ノ場合)及借賃ヲ變更シ得サル期間
 三 契約ノ期間
 四 契約ノ更新
 五 契約ノ解除
 六 土地及附帶物ニ關スル公租公課及修繕費其ノ他ノ必要費ノ負擔區分
 七 土地改良費其ノ他有益費ノ償還
 八 經營費ノ負擔區分(作分ノ場合)
 九 契約當事者、保證人及立會人
 一〇、契約年月日

第三條 賃借ノ最短期間ハ之ヲ五箇年トス
 第四條 契約期間滿了ノ前何箇月迄ニ賃借人ヨリ何等ノ通告ナキトキハ同一條件ヲ以テ契約ヲ更新シタルモノト看做ス
 第五條 借賃ノ額(作分ノ場合ハ率)ハ少クトモ三箇年間之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第六條 賃借人ノ故意又ハ過失ニ依ラスシテ此種減シタルトキハ借賃ヲ減額シ其ノ減收甚シキトキハ免除スベシ但畑作ニシテ借賃前納ノ場合ハ此限リニアラス

(三) 臺 中 州

a. 郡興農倡和會規約準則

第一章 總 則

第一條 本會ヲ郡興農倡和會ト稱ス
 第二條 本會ハ臺中州郡管内ニ於ケル農耕ヲ目的トスル土地ノ地主(實權者ヲ含ム以下同斷)自作者、自作兼小作者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シタル者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ノ事務所ハ郡役所内ニ置ク
 第四條 本會ハ會員相互ノ協力ニ依リ小作關係ヲ改善シ以テ農業ノ發達並ニ農村ノ平和ヲ圖ルヲ目的トス
 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一 小作慣行ノ改善
 二 小作契約其他農事ニ關スル紛争ノ調停
 三 會員ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業
 四 事業遂行上必要ナル調査研究
 五 其ノ他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業
 第六條 本會ハ小作契約並ニ紛争ノ調停ニ關シテハ別ニ定ムル規定ニ依ル
 第七條 本會ノ業務執行ヲ補佐スル爲メ街庄ニ支部ヲ置ク事ヲ得
 第二章 役員及職員
 第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會 長 一 名
- 二 副會長 一 名
- 三 評議員 若干名
- 四 幹 事 若干名

五 顧問 若干名

役員八名舉職トトス

第九條 會長ハ郡守ヲ推戴ス會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ郡庶務課長ニ委嘱ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ各街庄長ヲ以テ之ニ充ツ評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ會務ノ執行ヲ補佐ス但シ評議員ハ農事調定ノ執行ニ當リテハ調定委員ト爲ル

幹事ハ郡勸業主任、本會主事、街庄助役ニ委嘱ス郡勸業主任、本會主事ヲ常任幹事トス幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

顧問ハ學識經驗アル者ニ委嘱ス

第十條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主事 一名

二 囑託 若干名

主事ハ有給トシ囑託ハ無給トス但シ特ニ必要ナル場合ハ之ヲ有給ト爲スコトヲ得

第十一條 職員ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ニ従事ス

第三章 會 議

第十二條 本會ニ總代會ヲ置ク

第十三條 總代會ハ本會々長、副會長、評議員、幹事及總代ヲ以テ組織ス但シ幹事ハ議決ニ加ハラサルモノトス

第十四條 總代ハ各街庄毎ニ地主、自作者及小作者（自作兼小作者ニシテ自作面積大ナルモノハ之ヲ自作者ト看做ス以下同斷）中ヨリ各同數ヲ互選ス但シ當分ノ內會長之ヲ選任ス

總代ハ名譽職トス總代ノ任期ハ二箇年トス補欠ニ因リテ就任シタル者ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十五條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回二月中會長之ヲ召集ス

臨時總代會ハ會長ノ必要ト認メタルトキ又ハ總代會ヲ組織スル者三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ會長之ヲ召集ス

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ヘシ

一 收支豫算及決算

二 事業執行方法

三 規約、農耕地貸借書式契約規定及農事調停規程ノ變更

四 其他重要ト認ムル事項

前年度事業成績ハ之ヲ總代會ニ報告スヘシ

第十七條 總代會ノ議事ハ總代會ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス但シ第十六條第一項第三號ノ場合ハ出席者

ノ三分二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十八條 總代會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長之ヲ專決處分スルコトヲ得但シ此ノ

場合ニ於テハ次ノ總代會ノ承認ヲ求ムヘシ

第十九條 總代會ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル會長、副會長共ニ事故アルトキハ出席者ノ互選ヲ以テ之ヲ定

ム

第四章 會計及庶務

第二十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本會ノ經費ハ補助金及寄附金ヲ以テ充當シ當分會員ヨリ會費ヲ徴收セサルモノトス

第二十二條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 會員名簿役職員、總代及調停委員名簿

二 小作臺帳

三 會員ノ貸借契約書謄本綴

四 經費支出簿、現金出納簿、物品出納簿及其他會計ニ必要ナル帳簿

五 總代會議事録

六 調停ニ關スル記録

七 日誌

第二十三條 本會ノ現金ハ銀行又ハ信用組合ニ預金トシ會長之ヲ保管ス

b. 郡興農倡和會農耕地貸借書式契約規程準則

第一條 農耕地貸借契約ヲ爲サムルトスル者ハ少ナクモ左記ノ事項ヲ掲ケタル書式ニ依ルコトヲ要ス但シ會長ノ承認ヲ受ケタルモノハ書式契約ニ依ラサルコトヲ得

- 一 賃借地ノ表示及賃借地ニ附帯シテ賃借人ノ使用收益スヘキモノ
- 二 賃借ノ額(作分ノ場合ハ率)納期、分納割合、種類、品質、納入ノ場所、減免、換算方法(代金納ノ場合)及借賃ヲ變更シ得サル期間
- 三 契約期間
- 四 契約ノ變更
- 五 契約ノ解除
- 六 契約ノ更新
- 七 土地及附帶物ニ關スル公租、公課負擔區分
- 八 土地改良費及其他ノ必要費並ニ有益費ノ負擔區分及償還
- 九 經營費ノ負擔區分(作分ノ場合)
- 一〇 損害ノ賠償

- 一一 契約當事者、保證人及立會人
- 一二 契約年月日

第二條 凶年ニテ收穫減少シタルトキハ借賃ヲ減額シ其ノ著シキトキハ之ヲ免除スヘシ

第三條 貸借最短期間ハ之ヲ六箇年トス永年作物ニアリテハ別ニ之ヲ定ム

當事者双方協議ノ上契約期間ヲ短縮セムトスルトキハ會長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第四條 契約期間中ト雖モ左ノ場合ハ協議ノ上會長ノ承認ヲ經テ借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ得

- 一 地目變換、灌溉又ハ排水ノ設備、防風林ノ設置其他土地改良ヲ行ヒ爲ニ著シク收穫ヲ増加シタルトキ但シ其費用カ賃借人ノ負擔ナル場合ハ此限リニアラス
- 二 賃借人ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ土地荒廢シタルトキ
- 三 土地ニ對スル公租、公課著シク増減シタルトキ

第五條 契約期間満了六箇月前迄ニ賃借人ヨリ何等ノ通告ナキトキハ同一條件ヲ以テ契約ヲ更新シタルモノト看做ス

第六條 契約期間中所有權ノ移轉質權及抵當權ノ設定若クハ移轉又ハ賃借地公共ノ用ニ供セラレタルトキハ賃借人ハ賃借人ニ對シ賠償ヲ爲スモノトス但シ賠償額ハ双方協議ノ上之ヲ決定ス

第七條 左ノ場合ニ於テハ賃借人ハ賃借人ニ對シ本契約ヲ解除シ且損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

- 一 賃借人ノ同意ヲ得スシテ地形ヲ變更シタルトキ
 - 二 賃借人カ故意又ハ過失ニ因リ著シク土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 - 三 賃借人ノ同意ヲ得スシテ轉貸シタルトキ
 - 四 正當ノ理由ナクシテ借賃ノ支拂ヲ遲延シタルトキ
- 第八條 當事者一方ノ都合ニ依リ契約期間中ニ解約シ爲メニ他方ニ對シ損害ヲ與ヘタル場合ハ其損害ヲ賠償スルモノトス但シ正當ノ事由ニ依リ六箇月前ニ解約豫告ヲ爲シタル場合ハ此限リニアラス

c. 郡興農侶和會農事調停規程準則

第一條 本會ハ本規程ニ依リ小作契約其ノ他農事ニ關スル紛争ノ調停ヲ行フ

第二條 前條ノ調停ヲ行フ爲メ調停委員會ヲ置ク

第三條 調停委員會ハ本會々長、副會長及調停委員ヲ以テ之ヲ組織ス調停委員ハ常任幹事及會長ノ指名シタル總代トス

第四條 調停委員ハ名譽職トス但シ必要ニ應シ手當ヲ給スルコトヲ得

第五條 調停委員ハ之ヲ組織スルモノ過半數出席スルコトヲ要ス

第六條 第一條ノ紛争中會長ニ於テ輕微ト認メタルモノ及紛争當事者双方ノ承諾アリタルトキハ會長又ハ會長ノ指定シタル者之カ調停ヲ爲スコトヲ得

第七條 調停委員ハ自己又ハ其ノ親族ノ紛争ニハ調停ヲ回避ス

d. 土地賃借契約書範例

第一號様式

1. (田ノ部)

末尾表示ノ土地ニ對シ賃借人

ヲ甲トシ賃借人

ヲ乙トシ賃借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 貸借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿 箇年トス但シ期間滿了ノ日ヨリ少クトモ六箇月前ニ貸借
 契約ノ解除表示ヲ爲サ、ルトキハ契約ヲ更新シタルモノト看做ス

第二條 貸借ハ一箇年ニ付在來種粳(官斗 石 斗 升)又ハ蓬萊種粳(官斗 石 斗 升)ヲ左ノ條件ニ依リ納入ス
 一 粳ハ適度ニ乾燥精選シタルモノナルコト
 二 借賃ノ納期ハ毎年二回トシ第一回ハ借賃ノ 割ヲ 月 日迄ニ第二回ハ借賃ノ 割ヲ 月 日迄ニ納入ス
 三 粳ヲ以テ納入スルコト能ハサル場合ハ納期ニ於ケル時價ニヨリ金納スルコトヲ得
 四 納入場所納納ノ場合ハ乙ノ住宅トス

第三條 借賃ハ三箇年間之ヲ變更セサルモノトス

第四條 凶年ニテ收穫減少シタルトキハ借賃ヲ減額シ其著シキトキハ之ヲ協定ノ上免除ス

第五條 契約期間中ト雖モ左ノ場合ハ協議ノ上會長ノ承認ヲ經テ借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ得
 一 地目變換、灌溉又ハ排水ノ設備、防風林ノ設置、其他土地改良ヲ行ヒ爲ニ著シク收穫ヲ増加シタルトキ但シ其費用カ乙ノ負擔ナル場合ハ此限リニアラス
 二 乙ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ土地荒廢シタルトキ
 三 土地ニ對スル公租公課著シク増減シタルトキ

第六條 敷金(積地金)ハ金 圓ト定メ甲ハ無利息ニテ之ヲ保管シ解約ノ際返還ス

第七條 土地ニ對スル公租公課ハ甲ノ負擔トシ水利組合費中組合費ハ乙特別組合費ハ甲ノ負擔トス

第八條 契約期間中所有權ノ移轉實權及抵當權ノ設定若クハ移轉又ハ貸借地公共ノ用ニ供セラレ爲メニ乙ニ損害ヲ與ヘタルトキハ甲ハ乙ニ對シ賠償ヲ爲スモノトス但シ賠償額ハ双方協議ノ上之ヲ決定ス

第九條 田寮及圳路ノ修繕ハ甲ノ負擔トス但シ小破修繕ハ乙ノ負擔トス

第十條 乙カ土地改良ノ爲メ工作ヲナス場合ハ甲ノ承諾ヲ要シ其ノ負擔ニ付テハ協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

第十一條 左ノ場合ニ於テハ甲ハ乙ニ對シ本契約ヲ解除シ且損害ヲ賠償セシムルコトヲ得
 一 甲ノ同意ヲ得スシテ地形ヲ變更シタルトキ
 二 乙カ故意又ハ過失ニ因リ著シク土地ヲ荒廢セシメタルトキ

三 甲ノ同意ヲ得スシテ轉貸シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ借賃ノ支拂ヲ遲延シタルトキ

第十二條 當事者一方ノ都合ニ依リ契約期間中ニ解約シ爲メニ他方ニ對シ損害ヲ與ヘタル場合ハ其損害ヲ賠償スルモノトス但シ正當ノ事由ニヨリ六箇月以前ニ解約豫告ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニアラス

第十三條 本契約ノ履行ニ關シ紛争ヲ生シタルトキハ 郡興農倡和會ノ裁決ヲ受クモノトス

第十四條 本契約ニ依リ生スル一切ノ債務ニ關シ保證人ハ連帶ノ責ニ任ス

第十五條 本契約ハ 街(庄)幹事ヲ以テ立會人トス

右契約ヲ確保スル爲メ本證書三通ヲ作成シ甲乙及連帶保證人立會人署名捺印シ甲乙及 郡興農倡和會カ各一通宛所持スルモノトス

昭和 年 月 日

住所 賃貸人
 住所 借賃人
 住所 保證人
 立會人 郡興農倡和會幹事

土地表示

座	落	地	番	等	則	地	目	積	摘	要

第二號様式

2. (畑ノ部)

未尾表示ノ土地ニ對シ貸賃人 甲トシ賃借人 乙トシ貸賃借契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 貸賃期間ハ昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿 箇年トス但シ期間滿了ノ日ヨリ少クトモ六箇月前ニ貸賃借契約ノ解除表示ヲ爲ササルトキハ契約ヲ更新シタルモノト看做ス

第二條 借賃ハ一ヶ年ニ付金 圓トシ左ノ條件ニ依リ納入ス
 一 借賃ノ納期毎年一回トシ 月 日迄ニ納入スルモノトス
 二 納入場所

第三條 借賃ハ三箇年間之ヲ變更セサルモノトス

第四條 凶年ニテ收穫減少シタルトキハ借賃ヲ減額シ其著シキトキハ之ヲ免除ス

第五條 契約期間中ト雖モ左ノ場合ハ協議ノ上會長ノ承認ヲ經テ借賃ノ増減ヲ爲スコトヲ得
 一 地目變換、灌漑、又ハ排水ノ設備、防風林ノ設置、其ノ他土地改良ヲ行ヒ爲メニ著シク收穫ヲ増加シタルトキ但シ其ノ費用カ乙ノ負擔ナル場合ハ此限リニアラス
 二 乙ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ土地ノ荒廢シタルトキ
 三 土地ニ對スル公租公課著シク増減シタルトキ

第六條 敷金(積地金)ハ金 圓ト定メ甲ハ無利息ニテ之ヲ保管シ解約ノ際返還ス

第七條 土地ニ對スル公租公課ハ甲ノ負擔トス

第八條 契約期間中所有權ノ移轉實權又ハ抵當權ノ設定若クハ移轉又ハ賃借地公共ノ用ニ供セラレ爲メニ乙ニ損害ヲ與ヘタルトキハ甲ハ乙ニ對シ賠償ヲ爲スモノトス但シ賠償額ハ双方協議ノ上之ヲ決定ス

第九條 田寮ノ修繕ハ甲ノ負擔トス但シ小破修繕ハ乙ノ負擔トス

第十條 乙カ土地改良ノ爲メ工作ヲ爲ス場合ハ甲ノ承諾ヲ要シ其負擔ニ付テハ協議ノ上之ヲ決定セルモノトス

第十一條 左ノ場合ニ於テ甲ハ乙ニ對シ本契約ヲ解除シ且損害ヲ賠償セシムルコトヲ得
 一 甲ノ同意ヲ得スシテ地形ヲ變更シタルトキ
 二 乙カ故意又ハ過失ニ因リ著シク土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 三 甲ノ同意ヲ得スシテ轉賃シタルトキ
 四 正當ノ理由ナクシテ借賃ノ支拂ヲ遲延シタルトキ

第十二條 當事者一方ノ都合ニ依リ契約期間中ニ解約シ爲メニ他方ニ對シ損害ヲ與ヘタル場合ハ其損害ヲ賠償スルモノトス但シ正當ノ事由ニ依リ六箇月以前ニ解約ノ豫告ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニアラス

第十三條 本契約ノ履行ニ關シ紛爭ヲ生シタルトキハ 郡興農借和會ノ裁決ヲ受クルモノトス

第十四條 本契約ニ依リ生スル一切ノ債務ニ關シ保證人ハ連帶ノ責ニ任ス

第十五條 本契約ハ 街(庄)幹事ヲ以テ立會人トス

右契約ヲ確保スル爲メ本證書三通ヲ作成シ甲乙及連帶保證人立會人署名捺印シ甲乙及 郡興農借和會カ各一通宛所持スルモノトス

昭和 年 月 日

住所
 住所
 住所
 賃貸人
 借賃人
 保證人
 立會人

郡興農借和會幹事

土地表示

座	落	地番	等則	地目	面積	積	摘	要

(四) 高雄州農會

高雄州農會小作改善事業實施規程

第一條 本事業ハ小作慣行ヲ改善シ本會會員タル地主及小作人ノ利益ヲ増進シ併テ兩者ノ親善、農村平和ノ維持ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本事業ハ何市何街庄内ニ貸貸地(田、畑)ヲ有スル地主(所有者又ハ實權者)及其ノ小作人ヲ以テ會員トシ事業ノ對象トス

第三條 本事業ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ實施ス
 一 長期書面契約ノ獎勵
 二 小作ニ關スル紛議ノ調停
 三 小作ニ關スル調査研究

- 四 小作人農事改良上ノ助成及獎勵
- 五 地主及小作人ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事項
- 六 其ノ他本事業ノ目的ヲ達成スルタメ必要ト認メタル事項
- 七 本會ノ獎勵スル小作契約期間ハ六箇年以上トス、但特別ノ事由ヲ有スル場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 第四條 本事業實施ノ便宜上郡市ヲ以テ事業ノ單位トシ一市街庄ヲ以テ一區トス
- 第五條 區ニ區長ヲ置キ區ヲ代表ス
- 第六條 區長ハ地方委員又ハ學識經驗アル者ヨリ支會長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ任免ス
- 第七條 本會ノ獎勵スル小作契約ハ成ルヘク本會所定ノ範圍ニ依リ締結スルモノトス
- 第八條 本會ハ小作權ノ安定ヲ圖ル爲契約者相互間ニ於テ成ルヘク貸貸借ノ登記ヲ爲サシムルモノトス
- 第九條 本會ハ本會ノ獎勵シタル契約當事者タルト否トヲ問ハズ州下一般小作ニ對シ紛議ヲ生シタル場合ハ區長及委員會若クハ支會長之ヲ調停ス支會長必要ト認メタルトキハ民事調停ノ申請ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第十條 本事業遂行ノ必要上各區ニ顧問並ニ委員若干名ヲ置ク
- 顧問ハ警察官、學校教員、街庄吏員等ヨリ委員ハ篤農家、地主、小作人中ヨリ區長ノ推薦ニヨリ支會長之ヲ委囑ス解囑ノ場合亦同シ
- 第十一條 顧問及委員ハ區長並ニ支會長ノ諮問ニ應答シ併セテ本事業ノ獎勵普及ニ助力スルモノトス
- 第十二條 委員會ハ必要ニ應ジ支會長ノ承認ヲ得テ區長之ヲ召集スルモノトス
- 第十三條 委員會ハ區長、委員及本事業ニ從事スル專任職員ヲ以テ組織ス
- 本會役職員、顧問ハ委員會ニ出席シ議事ニ參與スルコトヲ得
- 委員會ノ議長ハ區長之ニ當ル
- 第十四條 委員會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 書面契約ノ獎勵及其ノ他事業進行方法
 - 二 相當小作料ノ調査
 - 三 紛議ノ調停
 - 四 調停不應者ニ對スル處置

- 第十五條 委員會ニ於テ審議シタル事項ハ凡テ當該支會長ノ承認ヲ受ケ施行スルモノトス
- 第十六條 本事業ニ從事スル專任職員一名乃至二名ヲ支會ニ駐在セシム
- 第十七條 前條ノ職員ハ支會長ノ命ヲ受ケ本事業ニ從事ス
- 第十八條 本事業ノ實施細則ハ別ニ之ヲ定ム

b. 州農會小作改善事業實施細則

- 第一條 規程第三條第一號書面契約同第七條範圍中ニハ左記各項ヲ明記スルモノトス
 - 一 土地表示
 - 二 小作料
 - イ、小作料額(各期別、現物納ノ場合ハ其ノ品種名)
 - ロ、小作料納期
 - ハ、小作料納入場所及納入ニ要スル經費ノ負擔
 - ニ、品質
 - 三 小作期間及小作料ヲ變更シ得ル期間
 - 四 契約ノ更新並ニ解除
 - 五 所有權移轉ニ伴フ小作權關係
 - 六 小作地ニ對スル制限
 - イ、土地利用制限
 - ロ、栽培作物制限
 - ハ、轉貸ニ關スル制限
 - 七 小作地引上ニ關スル事項
 - 八 天災地變並ニ凶作ノ場合小作料ノ減免
 - 九 小作料滯納處分ノ方法

- 一〇 連帶保證人ノ表示並ニ其ノ責任
 - 一一 立會人ノ表示
 - 一二 契約不履行ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ方法
 - 一三 公租公課ノ負擔關係
 - 一四 土地改良ニ要セシ費用ノ負擔方法
- 第二條 規程第三條第二號同第九條及同第十四條第三號小作ニ關スル紛議ノ調停ハ左記ニ依ルヘシ
- 一 小作ニ關スル紛議ヲ申出テタル時ハ區長其ノ事件ノ實情ヲ審查シ輕易ナル事件ハ直ニ調停スヘシ
 - 二 事件ノ重大ナルモノ或ハ前號ノ調停ニ應セサル時ハ委員會ニ於テ調停ヲナスヘシ
 - 三 前二號ノ調停不調ニ終リタルトキハ第三條ノ調書寫ヲ添ヘ支會長ニ調停ヲ要求スヘシ
 - 四 事件ヲ調停スヘキ區長又ハ其ノ街庄役場吏員ニ關係アル場合ニ於テハ區長ハ事件受理ノ年月日、當事者ノ住所氏名申立人請求ノ要旨ヲ記シ前號ノ手續ヲナスヘシ
 - 五 支會長前二號ノ要求ヲ受理シタル場合ハ更ニ事實ヲ調査シ適當ト認ムル者ノ意見ヲ徵シ遲滞ナク調停スヘシ但事件ニヨリテハ直チニ民事調停ノ申請ヲナサシムルヲ得
- 第三條 調停ヲ爲シタルトキハ左記事項ヲ記載シタル調書ヲ作製シ保存スヘシ
- 一 事件受理ノ年月日
 - 二 當事者ノ住所氏名
 - 三 申立人請求ノ要旨
 - 四 被申立人答辯ノ要旨
 - 五 意見ヲ徵シタル者ノ住所氏名及意見ノ大要
 - 六 調停成立事項
 - 七 不調ノ要點
 - 八 調停年月日
- 第四條 規程第十四條第二號相當小作料ノ調査決定ハ左記ニ依ルヘシ

小作料ハ區長及本會職員ニ於テ各字地目別ニ調査シ委員會ノ審議ニ附シ相當小作料ノ標準ヲ決定ス

第五條 區長ハ別記様式ノ契約臺帳ヲ具ヘ小作契約立會ノ都度之ニ登錄スヘシ

第六條 規程第十二條ノ場合ハ審議事項、會期、開會ノ日時ヲ開會五日前迄ニ規程第九條同第十條同第十五條ノ毛續ヲ爲シタル時ハ其ノ都度遲滞ナク本會々長ニ報告スヘシ

第七條 事務處理ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

契約臺帳様式

備考	特約事項	登記ノ期間	小作料及納期		小作人住所氏名
			自昭和	至昭和	
		至昭和	至昭和	二期(斤)	小作人住所氏名
		和年	和年	年	日限
		年月日	年月日	年月日	日限
		年月日	年月日	年月日	日限
		年月日	年月日	年月日	日限

土地表示

座落	地番	等則	地目	甲	數	摘	要

〇 州農會土地小作契約書範例

1. (田ノ部)

2. 畑之部

今般地主

ト小作人

ト土地小作契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 土地表示ハ末尾記載ノ通りトス

第二條 小作明問ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿 箇年トス

但期間滿了ノ日ヨリ少クトモ六箇月前迄ニ當事者ノ一方ヨリ契約解除ノ意思表示ヲ爲サ、ルトキハ更ニ一ケ年此ノ契約ヲ繼續スルモノトス

第三條 小作料ハ一箇年ニ付(金) 期作乾燥椒蓬菜種(在來種)斤トス

第四條 小作料ノ仕拂期ハ毎年 迄トス

第五條 所有權及永小作權ノ移轉實權ノ設定若クハ移轉又ハ公共ノ用ニ供セラル、場合ハ解約スルコトヲ得

前項ノ場合小作人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ双方協議ノ上地主ハ相當賠償ヲナスモノトス

第六條 當事者一方ノ都合ニ依リ中途解約シ爲メニ損害ヲ生スル場合ハ双方協議ノ上賠償ヲナスモノトス

第七條 小作人ニ於テ小作料ノ納付期ヲ懈怠シタル場合又ハ地主ニ於テ故ナク之カ受領ヲ拒ミ遲延シタル場合因リテ生スル損害ニ付テハ互ニ之

カ賠償ヲナスモノトス

第八條 左ノ場合ニ於テハ地主ハ本契約ヲ解除シ第一號及第二號ニ對シテハ賠償セシムルコトヲ得

一 小作人ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ

二 地主ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ

三 地主ノ同意ヲ得ズシテ轉貸シタルトキ

四 地主ノ同意ヲ得ズシテ禁止作物ヲ栽培シタルトキ 禁止作物ハ(柑橘類、其ノ他永作物)トス

五 正當ノ理由ナクシテ小作料ノ納付ヲ遲延シタルトキ

第九條 小作地ニ對スル公租公課ハ左記ニ依リ負擔ス

一 地主ノ負擔スルモノ(地租、水租)

二 小作人ノ負擔スルモノ(特別水租)

第十條 地力増進ノ爲メ加工シタル場合ハ地主ニ於テ其費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スルモノトス但此ノ場合ハ豫メ地主ノ承認ヲ要ス

第十一條 收穫高著シク減少シタル時ハ双方協議ノ上小作料ヲ減免シ又ハ支拂ヲ猶豫スルモノトス

第十二條 本契約ノ履行ニ關シ紛争ヲ生シタル時ハ區長、委員會、支會長、官廳等ノ調停ヲ受ケルモノトス

第十三條 本契約ノ締結ニ付 區長ヲ立會人トス

本契約書ハ 通テ作製シ契約當事者及連帶保證人、立會人署名捺印ノ上契約當事者各其ノ一通ヲ所持ス

昭和 年 月 日

州	郡	街	字	番地	印
州	地	主	庄	街	字
州	郡	街	字	番地	印
州	小	作	人	庄	街
州	郡	街	字	番地	印
州	連	帶	保	證	人
州	郡	街	字	番地	印
州	立	會	人	區	長

土地表示

座	落	地	番	地	目	面	甲	分	厘	毛	系

第八 小作改善團體

（此處為極淡之印刷文字，內容難以辨識，可能為正文或說明文。）

（此處為極淡之印刷文字，內容難以辨識，可能為正文或說明文。）

第八 小作改善團體

小作改善團體

(A) 小作改善團體名、區域及事業開始年月

團體名	事業施行區域	事業開始年月	備考
一、臺北 淡水郡農事組合聯合會	淡水郡管內	大正十五年十月	
淡水街農事組合聯合會	淡水街管內	同	
八里庄農事組合聯合會	八里庄管內	同	
三芝庄農事組合聯合會	三芝庄管內	同	
石門庄農事組合聯合會	石門庄管內	同	
基隆郡聯合會	基隆郡管內	大正十五年十一月	
萬里庄業佃會	萬里庄管內	同	
金山庄業佃會	金山庄管內	大正十四年九月	
雙溪庄業佃會	雙溪庄管內	大正十五年十月	
瑞芳庄業佃會	瑞芳庄管內	昭和四年二月	
貢寮庄業佃會	貢寮庄管內	昭和三年二月	
七堵庄業佃會	七堵庄管內	同	
海山郡聯合會	海山郡管內	昭和二年十二月	
板橋街業佃會	板橋街管內	昭和四年十二月	
中和庄業佃會	中和庄管內	大正十五年九月	
鶯歌庄業佃會	鶯歌庄管內	同	

新莊街小作協調會	蘇澳郡蘇澳庄業佃會	員壯頭礁宜	宜蘭郡聯合業佃會	平溪庄業佃會	內湖庄業佃會	松山庄業佃會	北投庄業佃會	士林庄業佃會	汐止街業佃會	七星郡聯合業佃會	三星庄業佃會	冬山庄業佃會	五結庄業佃會	羅東街業佃會	東郡聯合業佃會	土城庄業佃會	三峽庄業佃會
新莊街管內	蘇澳郡蘇澳庄管內	員壯頭礁宜	宜蘭郡管內	平溪庄管內	內湖庄管內	松山庄管內	北投庄管內	士林庄管內	汐止街管內	七星郡管內	三星庄管內	冬山庄管內	五結庄管內	羅東街管內	東郡管內	土城庄管內	三峽庄管內
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭	昭	昭	同	大	昭	大	同
四	十	同	昭	同	同	同	同	同	同	和	和	和	同	正	和	正	七
月	月	同	和	同	同	同	同	同	同	四	三	三	同	十	三	十	月
			四							年	年	年		五	年	四	
			年							二	二	二		月	月	月	
			月							月	月	月		月	月	月	

竹南郡聯合業佃會	觀音庄業佃會	新屋庄業佃會	楊梅庄業佃會	平鎮街業佃會	中壢郡聯合業佃會	八塊庄業佃會	龜山庄業佃會	大園庄業佃會	蘆竹街業佃會	桃園郡聯合業佃會	新竹林庄業佃會	石碇庄業佃會	深坑庄業佃會	新店庄業佃會	文山郡聯合業佃會	林口庄小作協調會	五股庄小作協調會	鷺州庄小作協調會
竹南郡管內	觀音庄管內	新屋庄管內	楊梅庄管內	平鎮街管內	中壢郡管內	八塊庄管內	龜山庄管內	大園庄管內	蘆竹街管內	桃園郡管內	新竹林管內	石碇庄管內	深坑庄管內	新店庄管內	文山郡管內	林口庄管內	五股庄管內	鷺州庄管內
大	同	同	同	同	大	同	同	同	同	大	同	同	同	昭	昭	同	同	同
正	同	同	同	同	正	同	同	同	同	正	同	同	同	和	和	同	同	同
十	同	同	同	同	十	同	同	同	同	十	同	同	同	四	四	同	同	三
四	同	同	同	同	四	同	同	同	同	四	同	同	同	年	年	年	年	月
年	同	同	同	同	年	同	同	同	同	年	同	同	同	二	二	二	二	月
月	同	同	同	同	月	同	同	同	同	月	同	同	同	月	月	月	月	

種別	名稱	街庄區域ノモノ	郡區域ノモノ	計
業佃會	業佃會	七八		七八
小作協調會	小作協調會	四		四
興農倡和會	興農倡和會		一五	一五
聯合小作協調會	聯合小作協調會		一	一
計	計	八二	二二	一〇四
州農會支會	州農會支會		一六	一六
共同苗代組合聯合會	共同苗代組合聯合會		一	一
農業組合又ハ農事組合	農業組合又ハ農事組合	二五	六	三一
農事組合聯合會	農事組合聯合會	二五	四	四二
計	計	一〇七	三九	一四六

備考 團體數ハ昭和四年十二月末日現在ナリ

(B) 規定書式契約締結會員數、同上面積及紛争調停件數

團體名	地	主	小作人	規定書式契約締結面積	紛争調停件數	備考
一、臺北						
淡水郡農事組合聯合會及各街庄農事組合聯合會		六七四	一、〇〇〇	三、〇一二	一	調停件數ハ團體設立以來ノ累計ナリ
基隆郡聯合會及各街庄業佃會		六一七	八六〇	一、八四八	二	
羅東郡聯合會及各街庄業佃會		五四五	八〇八	一、五三一	二	
海山郡聯合會及各街庄業佃會		五九四	六七二	一、一七二	四	
蘇澳郡蘇澳庄業佃會						
宜蘭郡聯合會及各街庄業佃會						
文山郡聯合會及各街庄業佃會						
七星郡聯合會及各街庄業佃會						
新莊郡聯合小作協調會及各街庄小作協調會					九	
計		二、四三〇	三、三四〇	七、五六五		
二、新竹						
新竹郡聯合會及各街庄業佃會		二六〇	三三四	九八一	一〇九	調停件數ハ團體設立以來ノ累計ナリ
桃園郡聯合會及各街庄業佃會		一、四五二	一、四〇四	四、八五四	三〇七	
中壢郡聯合會及各街庄業佃會		五八六	八五一	六、二四一	四三四	
大溪郡聯合會及各街庄業佃會		一四九	一三〇	四八〇	八	
竹東郡聯合會及各街庄業佃會		四四五	四五三	一、〇五〇	二四	
竹南郡聯合會及各街庄業佃會		七〇七	一、〇一一	一、一六三	八六	
苗栗郡聯合會及各街庄業佃會		五五〇	六九一	一、四七一	一一八	
計		四、一四九	四、八七四	一六、二四四	一、〇八六	

三、臺中	員林郡興農會	七二九	三、〇三〇	二、一二三	三三	調停件數ハ團體設立以來ノ累計ナリ
	彰化郡興農會	二〇七	五二九	四五四	三	
	北斗郡興農會	三五	一九一	一五三	四	
	豐原郡興農會	四	一二	一九	四	
	大甲郡興農會	二六	一〇五	二一七	四	
	大屯郡興農會	一四	三〇	三〇	四	
四、臺南	新營郡聯合會及各街庄業會	一、〇一五	三、八九七	二、九九八	四四	調停件數ハ團體設立以來ノ累計ナリ
	東石郡農事組合	四、〇六四	六、六五九	九、〇六九	七一	
	北港郡農事組合	六五五	一、七六九	二、四〇四	九	
	新豐郡農事改良組合	一〇七	四三二	五八八	九	
	曾文郡農事改良組合	七二六	一、二二〇	一、六三一	二	
	嘉義郡農業聯合會及各街庄農事組合	六〇四	九四四	八九七	八	
	新化郡農事改良組合	一、一二三	一、四八四	二、一八三	五	
	北門郡農事組合及各街庄農事組合	八九六	一、〇六三	一、八〇〇	四	
	斗六郡農事組合及各街庄農事組合	四八	一〇七	二四七	二	
	虎尾郡農事組合	一四三	四九七	五二二	一	
	計	一〇五	八一二	九一三	一	
五、高雄	高雄州農會岡山支會	八、四七二	一四、九八七	二〇、二五四	一一二	調停事項ナシ
	計	一〇	一二八	一四〇	一	

同	屏東支會	四二八	一、六八八	二、六〇三	同
同	潮州支會	一五	七〇	八七	同
同	東港支會	九〇七	二、三七五	二、九六一	同
同	鳳山支會	一九	二九	一八四	同
同	旗山支會	!			同
同	恒春郡共同苗代組合	一八三	五一二	一六二九	同
總計		一、五六二	四、八〇二	六、六〇四	
總計		一七、六二八	三一、九〇〇	五三、六六五	一、二五一

(C) 規定書式契約締結・紛争調停以外ノ小作改善事業

備考 會員數、面積、調停件數ハ何レモ昭和四年十二月末日現在ナリ

一、臺北	淡水郡農事組合聯合會及各街庄農事組合聯合會	(一) 部落農事組合設立指導 (二) 地主小作人懇談會開催 (三) 各種農事施設ノ獎勵
	基隆郡聯合會及各街庄業會	(一) 地主小作人懇談會開催 (二) 農事視察 (三) 優良總代ノ表彰
	羅東郡聯合會及各街庄業會	(一) 講話會開催 (二) 優良業會ノ表彰 (三) 指導及獎勵
	海山郡聯合會及各街庄業會	(一) 產米ノ品質向上ヲ圖ル爲乾燥場ノ設置獎勵 (二) 深耕犁脫穀器其他ノ改良農具ノ普及 (三) 堆肥舍、改良豚舍建設並ニ自給肥料施用獎勵 (四) 各產業組合ト聯繫シ農業資金ノ融通

蘇澳郡蘇澳庄業佃會
宜蘭郡聯合業佃會及各街庄業佃會
文山郡聯合業佃會及各街庄業佃會
七星郡聯合業佃會及各街庄業佃會
新莊郡聯合小作協調會及各街庄小作協調會

二、新竹

新竹郡聯合業佃會及各街庄業佃會
大溪郡聯合業佃會及各街庄業佃會
苗栗郡聯合業佃會及各街庄業佃會
竹東郡聯合業佃會及各街庄業佃會
桃園郡聯合業佃會及各街庄業佃會

中壢郡聯合業佃會及各街庄業佃會

- (一)地主小作人懇談會開催 (二)小作料調查研究 (三)集約農業經營ノ督勵指導 (四)講習講話會開催 (五)模範農村視察 (六)設立後日淺キ爲未詳
- 同 上
- (一)農事改良指導講習 (二)街庄業佃會役職員ノ養成 (三)優良地主小作人ノ表彰 (四)農事講話會開催 (五)地主小作人懇談會 (六)耕地狀況調査並產落別地主調査
- 同 上
- (一)獎勵及指導 (1)堆肥豚舍ノ建設 (2)綠肥栽培 (3)深耕犁ノ使用 (4)耕地防風林ノ設置 (二)調査 (1)地主小作人ニ對スル施設 (2)小作慣行 (三)講習講話會開催 (四)農談會開催
- 同 上
- 同 上
- (一)耕地保護ニ關スル施設獎勵 (1)耕地防風林ノ設置 (2)耕地整理 (三)地力増進農產増殖ニ關スル施設獎勵 (1)深耕 (2)綠肥栽培 (3)自給肥料製造 (4)堆肥豚舍建設 (5)肥料共同購買 (六)勤勞精神助長ニ關スル施設獎勵 (1)共同作業 (2)修養講話會 (3)農事講話會 (4)活動寫眞會 (五)副業獎勵ニ關スル施設 (1)養豚 (2)養雞 (3)柑橘栽培 (4)帽蓆 (5)蔬菜栽培 (6)養魚 (七)農事視察(主ニ業佃事業) (八)優良地主小作人ノ表彰
- (一)調査 (1)地主小作人經濟 (2)耕地 (3)作柄 (4)土地經濟 (5)小作慣行 (6)地主小作人契約狀況 (7)小作料收納狀況 (二)指導獎勵 (1)耕地防風林 (2)堆肥豚舍建設 (3)堆肥製造 (4)養豚飼育管理 (5)集約的農業經營 (三)地主小作人親善融和ニ關スル施設 (1)業佃事業ノ見學 (2)農談會開催 (3)農事講話會開催 (4)地主小作人親善集會

竹南郡聯合業佃會及各街庄業佃會

三、臺中

員林郡興農倡和會
彰化郡興農倡和會
豐原郡興農倡和會
大甲郡興農倡和會
北斗郡興農倡和會
大屯郡興農倡和會

四、臺南

新營郡聯合業佃會及各街庄業佃會
東石郡農業組合
北港郡農事組合
新豐郡農事改良組合
曾文郡農事組合
嘉義郡農業組合及各街庄農業組合

- (一)地主小作人懇談會開催 (二)優良地主小作人ノ表彰 (三)業佃會員門札及會員章交付 (四)小作料調査 (五)會員ノ親善融和ニ關スル施設 (六)其他ノ事業 (1)堆肥豚舍ノ設置 (2)耕地防風林ノ設置 (3)牧草栽培 (4)綠肥栽培 (5)優良甘蔗ノ普及
- (一)講習講話會開催 (二)契約濟地主ノ小作人ニ對スル施設調査 (三)公業地調査 (四)懇談會開催 (五)業佃事業視察 (六)講習講話會開催 (1)地主懇談會 (2)部落懇談會 (三)農事視察 (四)契約濟小作人ノ農作物品評會及牛耕競技會
- (一)懇談會開催 (二)業佃事業視察
- (一)小作慣行調査 (二)業佃事業視察 (三)懇談會開催
- (一)懇談會開催 (二)契約濟地主小作人ノ優遇並ニ便宜付與 (三)業佃事業視察
- (一)契約濟地主小作人ノ優遇並ニ便宜付與 (二)業佃事業視察
- (一)地主小作人懇談會開催 (二)講習講話會開催 (三)調査 (1)小作料 (2)農家經濟 (3)農作物生產量) (四)集約農業經營督勵 (五)業佃融和施設獎勵 (六)優良地主小作人ノ表彰 (七)農業補習教化(小作人子弟) (八)業佃事業視察
- (一)講習講話會開催 (二)地主小作人懇談會 (三)契約濟小作人競作會 (四)契約濟田畑標札建設
- (一)講習講話會開催 (二)地主小作人懇談會 (三)小作地生產力調査 (四)業佃事業視察
- (一)地主小作人懇談會開催 (二)優良地主小作人表彰 (三)講習講話會開催 (四)小作ニ關スル調査 (1)小作料 (2)小作農ノ經濟 (3)小作慣行)
- (一)地主小作人懇談會開催 (二)優良地主ノ表彰 (三)講習講話活動寫眞會開催 (四)業佃事業視察
- (一)地主小作人懇談會開催 (二)優良地主小作人ノ表彰 (三)業佃事業ノ視察

新化郡農事改良組合	(一)講話會開催 (二)業佃事業ノ視察
北門郡農事組合聯合會及各街庄農事組合	(一)地主小作人懇談會開催 (二)小作關係基本調査 (三)業佃事業視察 (四)優良地主小作人ノ表彰
斗六郡農事組合聯合會及各街庄農事組合	(一)講習講話會開催 (二)業佃懇談會開催 (三)篤行者ノ表彰 (四)標準小作料調査 (五)佃業事業視察
虎尾郡農事組合	(一)地主小作人懇談會開催 (二)契約濟小作地標札建設
五、高雄州	
高雄州農會岡山支會	(一)講話會開催 (二)地主小作人懇談會開催 (三)業佃事業視察 (四)小作ニ關スル調査 (五)小作人農事改良上ノ助成及獎勵 (六)地主小作人ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業
同 農會屏東支會	同上
同 農會潮州支會	同上
同 農會東港支會	同上
同 農會鳳山支會	同上
同 農會旗山支會	同上
恒春郡共同苗代組合聯合會	(一)耕地防風林設置 (二)小作料調査 (三)地主小作人懇談會開催

(D) 小作改善團體規約、小作改善事業規程及土地賃貸借契約書實例

臺北、新竹、臺中、高雄各州ニ於テハ別項ノ如ク規約準則、賃貸借契約書範例ヲ定メテ之ニ依ラツメツ、アルヲ以テ茲ニ其ノ掲載ヲ見合セ臺南州ノミハ各團體ノ任意ニ委シツ、アルヲ以テ其中最モ代表的ナル三團體ノ規約其ノ他ノ規程ヲ掲グルコト、セリ

一、臺南州新營郡業佃會

- a. 郡聯合業佃會規約
- b. 街庄業佃會規約
- c. 土地賃貸借契約書

- 1. 田ノ部
- 2. 畑ノ部

二、臺南州嘉義郡

- a. 郡農業組合聯合會規約
- b. 街庄農業組合規約
- c. 街庄農業組合小作慣行改善規程

三、臺南州東石郡農事組合

- a. 郡農事組合規約
 - b. 郡農事組合小作契約獎勵規程
 - c. 土地賃貸借契約書
- 1. 田ノ部
 - 2. 畑ノ部

(一) 臺南州新營郡

a 郡聯合業佃會規約

- 第一條 本會ハ新營郡管内各街庄業佃會ノ事業ヲ統一シ之カ改善向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ新營郡聯合業佃會ト稱シ其ノ事務所ヲ新營郡役所内ニ置ク
- 第三條 本會ハ新營郡各街庄業佃會ヲ以テ組織ス
- 第四條 第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ但事業執行ニ關スル細則ハ理事會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
 - 一、郡管内ノ賃貸借料ノ調査並ニ其ノ適否ノ審議
 - 二、郡管内ノ賃貸借期間ノ統一並ニ其ノ協定
 - 三、賃借地及賃借人ノ取得ニ關スル調査

- 四、農業經濟ノ調査研究及其ノ實行
- 五、街庄業佃會ニ於テ協定又ハ調停シ能ハサル事項ニ關シ之カ審理及調停
- 六、本會ノ事業ニ關シ郡外ノ土地貸貸人又ハ其ノ他ニ對スル交渉
- 七、農事改良ノ指導及獎勵
- 八、土地貸貸人、賃借人兩者ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業

第五條 前條ノ事業ヲ處理スル爲メ本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、主事 一名
- 一、理事 二〇名

第六條 郡守ヲ會長ニ郡庶務課長ヲ副會長ニ郡勸業主任ヲ主事ニ推シ理事ハ各街庄業佃會役員及理事中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ事務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ輔佐ス主事ハ會務ヲ處理ス

第八條 第四條ノ事業ヲ審議決定スル爲隨時理事會ヲ開ク理事會會長ハ本會々長之ニ當リ副會長主事及顧問囑託員ハ之ニ參與ス

第九條 本會事業執行上必要アル時ハ會長ハ事務員ヲ置キ又ハ技術員ヲ囑託スルコトヲ得

事務員又ハ囑託員ニハ給料又ハ手当ヲ給スルコトヲ得

事務員及技術員ハ會ノ命ヲ受ケ庶務又ハ技術ニ従事ス

第十條 本會ハ斯道ノ専門家又ハ篤農家ニ對シ顧問ヲ囑託スルコトヲ得、顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ及理事會ニ參與シ意見ヲ開陳ス

第十一條 本會ニ要スル經費ハ總テ各街庄業佃會ノ負擔トシ負擔率及編入ノ方法ハ理事會ニ於テ決定ス

但時宜ニ依リ篤志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十二條 本規約ハ理事會ニ於テ出席理事半數以上ノ賛成ヲ得ルニ非ラザレバ變更スルコトヲ得ス

b 街庄業佃會規約

第一條 本會ハ小作慣行ヲ改善シ兩者ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ街庄業佃會ト稱シ街庄内ノ土地所有權者賃借者及賃借人ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ事務所ハ街庄役場内ニ置ク

第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ事務執行ニ關スル細則ハ總代會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

一、賃貸借料ノ調査並ニ協定

二、賃貸借料ノ減免又ハ支拂猶豫ニ關スル協定

三、賃貸借期間ニ關スル協定

四、轉賃貸借ノ制限

五、賃貸地又ハ賃借人ノ取得ニ關スル相互間ノ競争防止並ニ其ノ調節

六、土地改良費ノ償還並ニ損失ノ賠償ニ關スル評價

七、賃貸借ニ關スル紛争ノ調停又ハ仲裁

八、土地所有權者賃借者及賃借人ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル施設

九、農事改良ノ助成及獎勵

一〇、其ノ他農事經濟ノ振興充實ヲ計ルニ必要ナル施設

第五條 前條ノ事業ヲ處理スル爲メ本會ニ會長副會長及理事 名總代 名ヲ置ク

會長ハ街庄長副會長ハ街庄助役ヲ推舉ス

第六條 總代ハ本會ニ加入セル土地所有權者(又ハ賃借者)及賃借人ヨリ各同數ヲ選舉ス、理事ハ總代ノ互選ヲ以テ土地所有權者(又ハ賃借者)及

賃借人ヨリ各同數ヲ選出ス但土地所有權者タル自作農ハ 名以內トス

法人又ハ團體ニシテ五十甲歩以上ノ賃貸地ヲ有スルモノハ總代及理事タルモノトス

理事及總代ノ任期ハ各三箇年トス

補缺ニ依リ就任シタル理事及總代ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第七條 本會事業ノ指導者トシテ理事會ノ決議ヲ經テ顧問及囑託ヲ置クコトヲ得

顧問及囑託ハ總代會及理事會ニ參與スルモノトス

囑託ニ對シテハ理事會ニ於テ必要アリト認メタル場合手當ヲ給スルコトヲ得

第八條 第四條ノ事業ヲ審議決定スル爲メ理事會及總代會ヲ設ケ
總代會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ重要ナル事項ニ對シテハ隨時理事會ヲ開ク理事會及總代會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長之
ニ代ル

第九條 經費ハ街庄ノ補助並ニ篤志者ノ寄附金ヲ以テス

第十條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 會長ハ總代會ニ於テ前年度ニ於ケル事業ノ成績及決算報告ヲナスモノトス

第十二條 貸借契約ハ別紙第一號様式第二號様式第三號様式ニ依リ之ヲ締結ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ總代會ノ決議ヲ經テ除名ス

一、本規約ノ各項ニ違背シタルモノ

二、郡聯合業佃會ノ協定ニ應ゼザルモノ

三、貸借契約ノ各項ヲ履行セザルモノ

會員ハ除名セラレタルモノト貸借契約ヲナスコトヲ得ズ但自覺者ニ對シテハ總代會ノ決議ヲ經テ更ニ本會々員タルコトヲ得

第十四條 本規約ハ總代會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

C 土地貸借契約書

1. 田ノ部

今般貸貸人 ト賃借人 ト土地貸借ニ關スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

記

第一條 土地表示ハ末尾記載ノ通り計 筆

第二條 借賃ハ一箇年ニ付在來 斤トシテ毎年左記條件ニヨリ納入ス

但シ契約期間ト雖モ三年毎ニ双方協議ノ上借賃ヲ増減スルコトヲ得

一、納入スベキ額ハ其ノ地上生産物ニシテ乾燥精選シタルモノトス

但蓬萊種額ヲ以テ納入スル場合ハ在來種額ノ價格ニ相當スル數量ヲ以テス

二、借賃ノ納期ハ毎年 月 日限リトス

三、納付場所

四、故意ニ納期ヲ經過シタルタメ損害ヲ生ジタルトキハ賠償ヲナスモノトス

五、天災地變若クハ之ニ準ス可キ事由ニ因リ收穫著シク減少シタル場合其ノ實收高ニ對シ賃貸人 分賃 借人 分ノ取得トス

六、額ヲ以テ納ムルコト能ハザル場合ハ納入期ニ於ケル地元ノ時價ニ依リ金納スルコトヲ得

第三條 貸借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿六年間トス、但シ期間滿了ノ時ヨリ少クトモ六箇月前ニ當事者ノ

一方ヨリ特ニ契約解除ノ意志ヲ表示セザルトキハ更ニ此ノ契約ヲ繼續スルモノト看做ス

第四條 左ノ場合賃貸人又ハ賃借人ニ於テ本契約ヲ解除シ爲メニ損害ヲ生ズルトキハ双方協議ノ上相互ニ賠償ヲナスモノトス

但此ノ場合ハ街又ハ庄業佃會ノ承認ヲ經ルモノトス

一、賃借人ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ

二、賃貸人ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ

三、正當ノ理由ナクシテ借賃ヲ滞納シタルトキ

四、賃貸人ノ同意ヲ得ズシテ轉賃ヲナシタルトキ

五、公共ノ用ニ供セラレタルトキ

六、自作ヲナスニ至リタルトキ

七、賃借人耕作不能トナリタルトキ

第五條 水租其他ノ公課ハ賃貸人ノ負擔トス

但嘉南大圳通水後ニ於ケル同組合費負擔ニ關シテハ双方協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

第六條 地力増進ノタメ加工シタル場合ハ賃貸人ニ於テ其ノ費用ノ全部又ハ幾分ヲ負擔スルモノトス

但シ此場合ハ豫メ賃貸人ノ承認ヲ要ス

第七條 本契約ノ履行ニヨリ紛争ヲ生ジタルトキハ業佃會ノ調停ヲ受クルモノトス

第八條 本契約ニ定メザル事項ニ就テハ民法ニヨル民法ニ規定ナキ事項ニ付テハ舊慣ニ依ル

第九條 本契約ニヨリ生ズル一切ノ債務ニ關シテハ其ノ保證人ハ連帶ノ責ニ任ズ

第十條 本契約ノ締結ニ付街又ハ庄業佃會長ヲ以テ立會者トス
 本契約書ハ 通テ作成シ契約當事者及連帶保證人ト立會者署名捺印ノ上各一通ヲ所持ス
 昭和 年 月 日

州 郡 街(庄) 番地
 州 郡 街(庄) 番地
 州 郡 街(庄) 番地
 連帶保證人
 街(庄)業佃會長
 立會人

土地表示

座	落	地	番	地	目	面	積	小	作	料

2. 畑ノ部
 今般貸貸人ト賃借人ト土地貸貸借ニ關スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 土地表示ハ末尾記載ノ通り計 筆
 第二條 借貸ハ毎年一箇年ニ付金 也トス
 第三條 借貸ノ納期ハ(前期、後期)トシ 月 日限リトス

第四條 前條ノ借貸ハ天災地變若クハ之ニ準ズ可キ事由ニヨリ收穫著シク減少シタル場合ノ外減免スルコトヲ得ズ
 第五條 賃貸借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿六箇年トス、但期間滿了ノ時ヨリ少クトモ六箇月前ニ當事者ノ一方ヨリ特ニ契約解除ノ意ヲ表示セザル時ハ更ニ此契約ヲ繼續スルモノト看做ス

第六條 左ノ場合ハ賃貸人又ハ賃借人ニ於テ本契約ヲ解除シ爲メニ損害ヲ生ズル時ハ双方協議ノ上相互ニ賠償ヲナスモノトス、但此ノ場合ハ街又ハ庄業佃會ノ承認ヲ經ルモノトス
 一、賃借人ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 二、賃貸人ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ
 三、正當ノ理由ナクシテ借貸ヲ滯納シタルトキ
 四、賃貸人ノ同意ヲ得ズシテ轉賃ヲナシタルトキ
 五、公共ノ用ニ供セラレタルトキ
 六、自作ヲナスニ至リタルトキ
 七、賃借人耕作不能トナリタル場合
 第七條 承租、其他ノ公課ハ賃貸人ノ負擔トス
 第八條 地力増進ノタメ加工シタル場合ハ賃貸人ニ於テ其ノ費用ノ全部又ハ幾分ヲ負擔スルモノトス、但此ノ場合ハ豫メ賃貸人ノ承認ヲ要ス
 第九條 此ノ契約ノ履行ニヨリ紛争ヲ生ジタルトキハ業佃會ノ調停ヲ受クルモノトス
 第十條 本契約ニ定メザル事項ニ就テハ民法ニヨル民法ニ規定ナキ事項ニ付テハ舊慣ニヨル
 第十一條 本契約ニヨリ生ズル一切ノ債務ニ關シテハ各其ノ保證人ハ連帶ノ責ニ任ス
 第十二條 本契約ノ締結ニ付街又ハ庄業佃會長ヲ以テ立會者トス
 本契約書ハ 通テ作成シ契約當事者及連帶保證人立會者署名捺印ノ上各其一通ヲ所持ス
 昭和 年 月 日

州 郡 街(庄) 番地
 州 郡 街(庄) 番地
 州 郡 街(庄) 番地

一、土地表示

州	州	州
立會人	保證人	賃借人
	(街)庄	(街)庄
	番地	番地

座	落	地	番	地	目	面	積	小	作	料

(二) 臺南州嘉義郡

a. 郡農業組合聯合會規約

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ州及州農會ノ趣旨ニ則リ所屬農業組合ノ業務ノ達成ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ嘉義郡農業組合聯合會ト稱ス
- 第三條 本會ハ臺南州嘉義郡管内ノ農業組合(以下單ニ組合ト稱ス)ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ事務所ヲ臺南州嘉義郡役所構内ニ置ク
- 第二章 役員及職員
- 第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、會長 一名

二、副會長 一名

三、評議員 名

- 第六條 會長ハ會務ヲ總理シ會ヲ代表ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ業務ヲ代理ス
- 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ及業務ノ執行ヲ輔佐ス
- 第七條 會長ニハ農會支會長ヲ推戴ス
- 副會長ハ會長之ヲ選任ス但會員以外ノモノヨリ選任スルコトヲ得
- 評議員ハ會員ノ互選トス
- 第八條 役員ノ任期ハ滿二箇年トス但シ再選ヲ妨ゲス
- 補缺ニ依リ役員トナリタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス役員任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任ニ至ル迄尙其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第九條 役員ハ名譽職トス但執務ニ要スル費用ノ辨償ヲナスコトヲ得
- 第十條 本會ニ主事、事務員及技術員ヲ置ク但必要アルトキハ囑託ヲ置ク事ヲ得
- 第三章 會 議
- 第十一條 總會ハ左ノ二種トス
 - 一、通常總會
 - 二、臨時總會
- 通常總會ハ毎年一回三月之ヲ開催ス
- 臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開催ス
 - イ、本會 ヲ解散セントスルトキ
 - ロ、所屬 組合三分ノ二以上ヨリ會議ノ目的及開催ノ理由ヲ示シテ要求シタルトキ
 - ハ、會長 開會ノ必要ヲ認メタルトキ
- 第十二條 會議ノ決議ヲ經ルベキ事件ニシテ臨時急施ヲ要スルモノハ會長之ヲ專決處分スル事ヲ得
- 但此ノ場合ニ於テハ次ノ總會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第十三條 總會ニ於テ議決又ハ承認スベキ事項左ノ如シ

一、決議事項

イ、經費豫算及負擔金ノ割合

ロ、事業施行計畫

ハ、規約ノ變更

ニ、其ノ他ノ必要ナル事項

二、承認事項

イ、經費決算

ロ、其ノ他必要ナル事項

第十四條 總會ハ會長之ヲ召集シ五日前會議ノ目的場所及時日ヲ定メ通知スルモノトス

第十五條 總會ハ會長副會長及組合長、助役ニ非ラザル副組合長及組合評議員若干名ヲ以テ組織ス

第十六條 會議ノ議決ハ出席者ノ過半數ニ依ル可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四章 會 計

第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十八條 本會ノ經費ハ所屬組合ノ負擔金其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第十九條 本會毎年度ノ決算ニ於テ剩餘並チ生シタルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス

第二十條 本會ノ經費豫算ノ科目ニ過不足ヲ生シタルトキハ會長ハ項以下ノ流用ヲナス事ヲ得

第二十一條 本會々費ノ經理ニ關シテハ會長ノ定ムル帳簿ニ依リ整理スルモノトス

第二十二條 本會ノ現金ハ銀行又ハ信用組合預金トシ會長之ヲ保管ス

第二十三條 現金以外ニ屬スル本會ノ財産目錄其ノ他ノ物件ハ物件出納簿ニ登錄シ會長之ヲ保管ス

第五章 業 務

第二十四條 本會ニ於テ執行スベキ業務左ノ如シ

一、小作慣行ノ改善

二、農業調査

三、組合業務ノ改良助長

四、其ノ他必要ナル事項

第二十五條 業務ノ實行細目及其ノ施行方法ハ會長之ヲ定ム

第六章 解 散

第二十六條 本會ハ左ノ場合ニ於テ解散ス

一、總會ノ決議ニ依ルトキ

二、行政官廳ヨリ解散ノ命令ヲ受ケタルトキ

第二十七條 本會ノ解散ニ際シテ會長ハ精算人トナリ一箇月以内ニ精算書ヲ作り會議ヲ開キ財産處分ノ方法ヲ附議スルモノトス

附 則

第二十八條 本會ハ毎年一回業務ノ經過經費ノ決算其ノ他重要ナル事項ヲ農會長ニ報告シ所屬組合ニ通知スルモノトス

b. 街庄農業組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ州及州農會ノ趣旨ニ基キ農事ノ改良發達ヲ期シ併セテ組合員相互ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ 農業組合ト稱ス

第三條 本組合ノ區域ハ臺南州嘉義郡 庄管内トス

第四條 本組合ノ事務所ハ臺南州嘉義郡 庄役場ニ置ク

第五條 本組合ハ其ノ區域内ニ耕地ヲ有スル地主及農業者ヲ以テ組織ス

第二章 組合員ノ加入及脱退

第六條 本組合區域内ニ耕地ヲ有スル地主及區域内ニ居住スル農業者ニシテ加入セントスルトキハ其ノ證トシテ組合規約ノ末尾ニ住所氏名ヲ登錄シ捺印スルモノトス

第七條 組合員ハ正當ノ事由ナクシテ脱退スルコトヲ得ザルモノトス

第八條 組合員農業ノ廢止轉居其ノ他ノ事由ニ因リ組合員タル資格ヲ失ヒ脫退セントスルトキハ其ノ旨組合ニ届出ツベシ
前項ノ届出アリタルトキハ組合長ハ組合規約ノ末尾ニ其ノ事由ヲ記載シ削除スルモノトス

第三章 組合員ノ權利義務

第九條 組合員ハ總會ニ出席シテ決議ヲナスノ權利ヲ有ス

第十條 組合員ハ規約及總會、代議員會ノ決議ヲ遵守シ且組合費ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

第十一條 組合員ハ何時ニテモ組合ニ備ヘタル諸帳簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

組合ハ正當ノ事由ナクシテ前項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 役員及事務員

第十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク但必要ニ應ジ顧問ヲ置クコトヲ得

一、組合長 一名

二、副組合長 二名

三、評議員 五名以上九名

四、主 事 一名

第十三條 組合長ハ街庄長ヲ以テ之ニ充テ組合ノ業務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ助役及組合員ヲ以テ之ニ充テ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ街庄區總代中ヨリ推薦シ組合長ノ諮問ニ應ジ又業務ノ執行ヲ監査ス主事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ業務ヲ掌理ス

第十四條 役員ハ組合長之レヲ推薦ス

第十五條 左ニ掲グル者ハ役員タルコトヲ得ズ

一、未成年者

二、組合規約ニ違背シ處分ヲ受ケ滿二年ヲ經過セザル者

第十六條 役員ノ任期ハ滿二年トス

但再選ヲ妨グス補缺ニ依リ役員トナリタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任ニ至ルマデ尙ホ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十七條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第十八條 役員ハ名譽職トス但執務ニ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 組合事務ノ處理及事業遂行上必要アルトキハ有給ノ書記及技手ヲ置クコトヲ得

前項職員ノ命免ハ州農會嘉義支會長(以下支會長ト稱ス)ノ承認ヲ經テ組合長之レヲ行フ

第二十條 組合員ヲ代表スル爲代議員若干名ヲ置ク

代議員ハ組合員中街庄區總代ノ職ニアルモノ及役員ノ推薦ニ依ル組合員ヲ以テ之レニ充ツ但役員ノ推薦ニ依ル代議員ハ全代議員數ノ三分ノ一

以內トシ支會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第五章 會 議

第二十一條 會議ヲ分チテ總會、評議員會及代議員會ノ三種トス總會會議ノ議長ハ組合長ヲ以テ之レニ充ツ

第二十二條 總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開クモノトス

一、第三十七條ニ依リ本組合ヲ解散セントスルトキ又ハ第四十條ニ依リ他ノ組合區域ヲ合併セントスルトキ

二、代議員會ニ於テ決議シタルトキ

三、組合長カ開會ノ必要ヲ認メタルトキ

第二十三條 評議員會ハ組合長必要アリト認メタルトキ之ヲ開ク

第二十四條 代議員會ハ毎年三月之ヲ開キ左ノ事項ヲ決議シ支會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一、經費ノ豫算及賦課徵收ノ方法

二、事業ノ施行計劃

三、規約ノ變更

四、其ノ他重要ナル事項

第二十五條 組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ代議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時代議員會ヲ開ク

コトヲ得

第二十六條 會議ノ招集ハ組合長五日前に會議ノ目的場所及日時ヲ定メ通知スルモノトス

第二十七條 會議ノ決議ハ特ニ規定スル事項ノ外出席者ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

第六章 會計

第二十八條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十九條 本組合ノ經費ハ組合費其他ノ收入ヲ以テ支辨ス
第三十條 本組合ノ收支豫算ハ毎年度之ヲ編成ス
第三十一條 本組合毎年度ノ決算ニ於テ剩餘金ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス
第三十二條 本組合費ノ經理ハ一般會計法ニ準據シ賦課徵收ハ大正十一年二月臺南州令第八號團體費用徵收規則施行細則ニ依ル

第七章 業務

第三十三條 本組合ニ於テ執行スベキ業務左ノ如シ
一、小作慣行ノ改善
二、種子ノ共同採取、保管及共同仕立
三、農業ニ直接必要ナル物件ノ共同購買
四、農産物ノ共同販賣並斡旋
五、農業金融
六、農産品評會
七、農作物病蟲害ノ驅除豫防
八、其ノ他農事ノ改良並ニ之ニ附帶スル事業
第三十四條 業務實行細目及其ノ施行方法ハ組合長之ヲ定メ組合員ニ周知セシム
第八章 組合ノ解散及合併
第三十五條 本組合ハ左ノ場合ニ於テ解散ス
一、他ノ組合ニ合併シタル時
二、行政官廳ヨリ解散ノ命令ヲ受ケタル時
第三十六條 前條第一號ノ場合本組合ヲ解散セントスルトキハ總會ヲ開キ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ要ス
第三十七條 本組合ノ解散ニ際シテハ組合長ハ精算人トナリ一箇月以内ニ精算書ヲ作り代議員會ヲ開キ財産處分ノ方法ヲ附議スルモノトス

第三十八條 本組合ガ他ノ組合區域ノ全部又ハ一部ヲ合併セントスルトキハ總會ヲ開キ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ要ス但此ノ場合ニ於ケル組合員ノ義務ハ代議員會ニ附議シ支會長ノ承認ヲ經ルモノトス
第九章 違約處分

第三十九條 組合員第十條ニ違背シタルモノハ五拾圓以下ノ過怠金ニ處ス
第四十條 業務執行上總會代議員會ニ於テ決議シタル事項ニ違背シ又ハ組合ノ目的ニ反スル行爲アリタルモノハ八拾圓以下ノ過怠金ニ處ス
第四十一條 過怠金ノ額ハ評議員會ニ諮問シ組合長之ヲ定ム

附則

第四十二條 本組合ハ毎年一回事業ノ經過經費ノ決算其ノ他重要ナル事項ヲ代議員會及組合員ニ報告スルモノトス
第四十三條 組合成立シタル場合ハ七日以内ニ規約寫ヲ添付シ州農會長ニ届出ツルモノトス第二十四條ノ決議事項亦同シ

證

加入年月日	脱退年月日	事	由	住	所	氏	名	印

C. 街庄農業組合小作慣行改善規程

第一條 本規程ハ小作制度ヲ改善シ兩者ノ福祉ヲ増進スルヲ目的トシ之ニ依リ左記事業ヲ行フ
一、特定様式契約ノ獎勵
二、小作契約ニ關スル協定ノ助力
三、小作契約ニ關スル紛争ノ調停又ハ仲裁
四、其ノ他兩者ノ親善融和ヲ圖ルニ必要ナル事業
第二條 前條事業ヲ處理スル爲メ組合職員ノ外委員 名ヲ置ク委員ハ地主及小作人側ヨリ各同數ヲ選出シ組合長ヲ輔佐スルモノトス
第三條 委員ノ任期ハ六年トス

第十條 支部ノ區域ハ街庄區域ニ依リ支部事務所ハ街庄役場内ニ置ク

第十一條 本組合ニ左ノ役員及職員ヲ置ク但必要ニ應ジ顧問及囑託ヲ置クコトヲ得

- 一、組合長 一名
- 二、副組合長 一名
- 三、評議員 若干名
- 四、支部長 七名
- 五、副支部長 七名
- 六、技術員及事務員 若干名

第十二條 組合長ハ郡守ヲ推戴ス

組合長ハ組合業務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ郡庶務課長ヲ推戴ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ之レヲ代理ス

評議員ハ組合ノ事業ニ關シ諮問ニ應ジ意見ヲ陳述ス

支部長ハ各街庄長ヲ推戴シ組合長ノ監督ヲ承ケ支部業務ヲ總理ス

副支部長ハ各街庄助役ヲ推戴シ支部長ヲ補佐ス支部長事故アルトキハ之レヲ代理ス

技術員ハ組合長ノ監督ヲ受ケ技術ニ従事ス

事務員ハ組合長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第十三條 役員ハ總テ名譽職トシ職員ハ有給トスルコトヲ得

第十四條 評議員ハ一支部毎ニ六名トシ内一名ハ支部長ヲ以テ之レニ充テ他ノ五名ハ總會ニ於テ選舉ス但任期ハ二箇年トシ再選ヲ妨グス

第十五條 技術員及ビ事務員ハ組合長之レヲ任免ス

第十六條 會議ヲ分チテ總會、評議員會、支部長會ノ三種トス

第十七條 總會ハ代議員ヲ以テ組織ス代議員ハ街庄總代ヲ以テ之ニ充ツ

第四章 會 議

第十八條 評議員會ハ評議員ヲ以テ支部長會ハ支部長ヲ以テ組織ス總テ會議ノ議長ハ組合長ヲ以テス

第十九條 總會ハ本組合ヲ解散併合規約ノ變更セルトキ代議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキトシ評議員會ハ毎年三月中之レヲ開キ事業實行及經費豫算ニ關スル件ヲ議決ス又組合長ニ於テ必要ト認メタルトキニ開ク支部長會ハ組合長ノ必要ト認メタルトキニ開クモノトス

代議員及評議員ニシテ會議ニ出席シタルモノニハ旅費實費及ビ日當ヲ支給スルコトヲ得

第五章 會 計

第二十條 本組合會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十一條 本組合ノ經費ハ組合費寄附金及補助金ヲ以テ經理ス

第二十二條 組合員ハ組合費トシテ毎年金十錢宛ヲ齎出スルモノトス

第六章 事 業

第二十三條 本組合ニ於テハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ經營ス

- 一、種苗ノ養成配布
 - 二、家禽家畜ノ改良指導
 - 三、農事改良指導
 - 四、小作ノ慣行改善
 - 五、農産品評會
 - 六、副業獎勵
 - 七、農事講習講話見學
 - 八、其ノ他農事改良ニ關スル事項
- 第二十四條 本組合ノ事業ハ州及州農會ノ指導ヲ受ケ其ノ實行上必要ナル順序方法ハ評議員會ニテ之レヲ定ム

第二十五條 本組合ハ毎年一回事業經過經費ノ決算其ノ他重要ナル事項ヲ組合員ニ報告ス

附 則

b. 郡農事組合小作契約獎勵規程

- 第一條 本組合ハ組合員タル地主及小作人ノ利益ヲ増進スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、小作契約(書式契約)ノ獎勵
 - 二、小作期間ノ延長獎勵
 - 三、小作契約ニ關スル協議調停ノ助力
 - 四、業佃親和ヲ圖ルニ必要ナル事項
- 第二條 本獎勵事業ハ各街庄區域ヲ以テ一支部トシ支部別ニ實施ス
- 第三條 本事業ヲ處理スル爲メ組合役職員ノ外協定委員會ヲ置ク
- 第四條 協定委員ハ組合評議員及篤農家ヲ以テシ實行委員ハ區總代及篤農家ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 協定委員及實行委員ハ名譽職トス
- 第但必要ニ應ジ實費ヲ給スルコトヲ得
- 第六條 協定委員及實行委員ハ必要ニ應ジ組合長又ハ支部長之ヲ召集スルコトアルモノトス
- 第七條 組合長及支部長ハ事業ノ徹底ヲ期スル爲メ協定委員及實行委員ニ諮問シ事業實施ニ關スル方針ヲ決定ス
- 第八條 協定委員及實行委員ハ常ニ業主及佃人ノ關係ヲ調査シ極力書式契約ノ督勵ヲナスモノトス
- 第九條 協定委員及實行委員ニ於テ小作契約ニ關スル紛争ヲ見聞シタルトキハ之ヲ支部長ニ報告スルモノトス
- 第十條 賃貸借ニ關スル紛争ノ調停又ハ仲裁ハ支部長ニ於テ協定シ困難ナルモノハ其ノ支部ニ於ケル協定委員及實行委員ヲ召集シ其ノ審議ヲ經テ協定ス
- 第十一條 支部ニ於テ審議調停シタルモノハ別紙第一號様式(省略)ニ依リ郡農事組合長ニ報告スルモノトス
- 第十二條 支部ニ於テ不調ニ終リタル協定事項ハ支部長ニ於テ別紙第一號様式(省略)ノ調書ヲ作成シ一件書類ヲ添ヘ郡農事組合長ニ提出シ審議協定ヲ要求スルモノトス
- 第十三條 支部長ハ毎月實施シタル狀況ヲ翌月五日マテニ別紙第二號様式(省略)ニ依リ組合長ニ報告スルモノトス
- 第十四條 小作契約書ハ別紙様式ニ依リ組合ヨリ無償交付ス
- 第十五條 本事業實行費ハ組合費ヲ以テ之ニ充テ別ニ費用徴收ヲナス

c. 土地賃貸借契約書

1. 田ノ部

今般

ト賃借人

記

ト土地賃貸借ニ關スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

- 第一條 土地表示ハ末尾記載ノ通り計 筆
- 第二條 借貸ハ一箇年ニ付 トシ左ノ條件ニ依リ納入ス
 - 但契約期間中ト雖三年毎ニ双方協議ノ上借貸ヲ増減スルコトヲ得
 - 一、借貸ノ納期ハ毎年 月 日限リトス
 - 二、納付スヘキ租ハ其ノ年其地上ニ生産セルモノトシ乾燥精選シタルモノタルコト
 - 三、納付場所
 - 四、納期ヲ經過シタル爲メ損害ヲ生ジタルトキハ賠償ヲナスモノトス
 - 五、凶年ノ場合ハ其ノ實收穫ニ對シ地主 分賃借人 分ノ取得トス
 - 六、租ヲ以テ納ムルコト能ハザル場合ハ双方協定ニ依リ金納スルコトヲ得
- 第三條 賃借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿六箇年トス
- 但期間滿了ノ時ヨリ少ナクトモ六箇月前ニ當事者ノ一方ヨリ特ニ契約解除ノ意志ヲ表示セサルトキハ更ニ此ノ契約ヲ繼續スルモノト看做ス
- 第四條 賃貸借期間中ト雖モ公共ノ用ニ供セラル、場合ハ解約スルコトヲ得
- 第五條 前條ノ場合ニ於テ萬一損害ヲ與ヘタルトキハ双方協議ノ上賃借人ニ對シ相當賠償ヲナスモノトス
- 第六條 地主又ハ賃借人ノ都合ニヨリ契約期間内ニ於テ解約シ爲メニ損害ヲ生ズル場合ハ双方協議ノ上相互ニ賠償ヲナスモノトス
- 第七條 左ノ場合ハ地主ニ於テ本契約ヲ解除シ且第一項第二項ニ對シテハ賠償セシムルコトヲ得
 - 一、賃借人怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 - 二、地主ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ
 - 三、借貸ヲ怠納シタルトキ
 - 四、地主ノ同意ヲ得ズシテ轉貸ヲナシタルトキ

第八條 水租ハノ負擔トシ其他ノ公課ハノ負擔トス
 第九條 地力増進ノ爲メ加工シタル場合ハ地主ニ於テ其ノ費用ノ全部又ハ幾分ヲ負擔スルモノトス
 但此ノ場合ハ豫メ地主ノ承認ヲ要ス
 第十條 此ノ契約ノ履行ニヨリ紛争ヲ生ジタルトキハ東石郡農事組合ノ裁決ヲ受クルモノトス
 第十一條 本契約ニ定メザル事項ニ付テハ民法ニ依ル民法ニ規定ナキ事項ニ付テハ舊慣ニ依ル
 第十二條 本契約ニヨリ生ズル一切ノ債務ニ關シテハ各其保證人ハ連帶ノ責ニ任ス
 第十三條 本契約ノ締結ニ付東石郡農事組合支部長ヲ以テ立會者トス
 本契約書ハ通ヲ作成シ契約當事者及連帶保證人立會者署名捺印ノ上各其ノ一通ヲ所持ス
 昭和 年 月 日

州	郡	街庄	番地
州	郡	街庄	番地
州	郡	街庄	番地
州	郡	街庄	番地
州	郡	街庄	番地
東石郡農事組合	支部長		
立會人			

一、土地表示

今般 ト賃借人 2. 畑 ノ 部
 ト土地賃借借ニ關スル契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 土地表示ハ末尾記載ノ通り計 筆
 第二條 借賃ハ一箇年ニ付金 也トス
 但契約期間中ト雖モ三箇年毎ニ双方協議ノ上借賃ヲ増減スルコトヲ得
 第三條 借賃ハ毎年 月 日限リ納入ス
 第四條 前條ノ借賃ハ凶年ノ場合ト雖モ之ヲ減免セズ
 但被害甚シキ場合ハ双方協定シ得ルモノトス
 第五條 賃借期間ハ自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日滿六箇年トス
 但期間滿了ノ時ヨリ少ナクトモ六箇月前ニ當事者ノ一方ヨリ特ニ契約解除ノ意志ヲ表示セザル時ハ更ニ此ノ契約ヲ繼續スルモノト看做ス
 第六條 賃借期間中ト雖モ公共ノ用ニ供セラル、場合ハ解約スルコトヲ得
 第七條 前條ノ場合ニ於テ萬一損害ヲ與ヘタルトキハ双方協議ノ上賃借人ニ對シ相當賠償ヲナスモノトス
 第八條 地主又ハ賃借人ノ都合ニヨリ契約期間内ニ於テ解約シ爲メニ損害ヲ生ズル場合ハ双方協議ノ上相互ニ賠償ヲナスモノトス
 第九條 左ノ場合ハ地主ニ於テ本契約ヲ解除シ且第一項第二項ニ對シテハ賠償セシムルコトヲ得
 一、賃借人ノ怠慢ニ依リ土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 二、地主ノ同意ヲ得ズシテ地形ヲ變更シタルトキ
 三、借賃ヲ怠納シタルトキ
 四、地主ノ同意ヲ得ズシテ轉賃シタルトキ
 第十條 地力増進ノ爲メ加工シタル場合ハ地主ニ於テ全部又ハ幾分ヲ負擔スルモノトス
 但此ノ場合ニ於テハ豫メ地主ノ承認ヲ要ス
 第十一條 此ノ契約ノ履行ニヨリ紛争ヲ生ジタルトキハ東石郡農事組合ノ裁決ヲ受クルモノトス
 第十二條 本契約ニ定メザル事項ニ付テハ民法ニ依ル民法ニ規定ナキ事項ニ付テハ舊慣ニ依ル

第十三條 本契約ノ締結ニツキ東石郡農事組合支部長ヲ以テ立會者トス
 第十四條 本契約ニヨリ生ズル一切ノ債務ニ關シテハ各其ノ保證人ハ連帶ノ責ニ任ス
 本契約書ハ 通ヲ作成シ契約當事者及連帶保證人立會者署名捺印ノ上各一通ヲ所持スルモノトス
 昭和 年 月 日

州 郡 街庄 番地

地主

州 郡 街庄 番地

保證人

州 郡 街庄 番地

賃借人

州 郡 街庄 番地

保證人

東石郡農事組合 支部長

立會人

土地表示

第九 農 民 組 合

6
5

農民組合

(A) 臺灣農民組合概況

大正十四年十一月高雄州鳳山ニ鳳山農民組合創立セラレ、翌年ニ至リテ臺中州下ニ大甲農民組合、臺南州下ニ竹崎農民組合
曾文農民組合等設立セラレタルヲ以テ大正十五年六月二十八日、鳳山農民組合事務所ニ以上各地農民組合ヨリ幹部參集シ、農
民組合ヲ統一シ臺灣農民組合ナルモノヲ組織シ本部ヲ鳳山ニ置クコト、シタリシガ同年十二月臺南州曾文郡麻豆街ニ之ヲ更ニ
翌昭和二年十一月臺中州臺中市ニ移轉シテ今日ニ迄ベリ。

而シテ各地農民組合ヲ、臺灣農民組合何々支部トナシ、其ノ總本部ヲ臺灣農民組合本部ト稱スルコト、セリ、又昭和二年十
月各州ニ州支部ヲ置キ何々州支部聯合會ト稱シ州下ノ各支部ヲ統轄ス。

一、本部 臺中市楠町六ノ九

創立、大正十五年六月二十八日

組合員、約九、四〇〇人(昭和四年十一月現在)ト稱セラル

創立當時約二、三〇〇名

a 新竹州支部聯合會 事務所 湖口支部内	
湖口支部	新竹郡湖口庄 昭和二年六月設置
中壢支部	中壢郡中壢街 昭和二年三月同
竹東支部	竹東郡竹東庄 昭和二年六月同
三叉支部	苗栗郡三叉庄 昭和二年十月同
大湖支部	大湖郡大湖庄 昭和二年十二月同

備考 新竹州桃園支部八昭和三年七月解散セリ

(B) 臺灣民衆黨系農民團體概況

臺灣民衆黨八昭和二年七月創立セラレ爾後之ガ後援指導ニヨリ農民間ニ農民團體ヲ組織スルモノアリソノ現況次ノ如シ。

a	蘭陽農民協會	宜蘭郡宜蘭街	昭和二年十一月
b	瑞芳農民協會	基隆郡瑞芳街	昭和三年九月
c	桃園農民協會	桃園郡桃園街	昭和三年十二月
d	大甲農民協會	大甲郡清水街	昭和三年四月
e	東港農工協會	東港郡東港街	昭和二年十一月
f	臺灣農友組合	新竹市	昭和二年六月
	同 新竹支部	新竹市	昭和二年十月
	同 竹東支部	竹東郡竹東庄	昭和二年十二月

b	臺中州支部聯合會	事務所 大屯支部內	大正十五年六月設置
	大甲支部	大甲郡大甲街	昭和二年四月
	彰化支部	彰化郡彰化街	昭和二年十二月
	員林支部	員林郡員林街	昭和二年八月
	二林支部	斗六郡二林街	昭和二年六月
	中寮支部	南投郡中寮街	昭和二年七月
	竹山支部	竹山郡竹山街	昭和二年十月
c	臺南州支部聯合會	事務所 曾文支部內	大正十五年六月設置
	曾文支部	曾文郡麻豆街	昭和二年十一月
	下營支部	曾文郡下營街	昭和二年十一月
	麥寮支部	虎尾郡麥寮街	昭和二年十一月
	虎尾支部	虎尾郡虎尾街	大正十五年八月
	嘉義支部	嘉義郡嘉義街	大正十五年八月
	小梅支部	嘉義郡小梅街	昭和二年三月
	斗六支部	斗六郡斗六街	昭和二年八月
	番社支部	番社郡番社街	昭和二年十一月
	東石支部	東石郡東石庄	昭和三年二月
d	高雄州支部聯合會	事務所 高雄支部內	大正十四年十一月設置
	鳳山支部	鳳山郡鳳山街	昭和二年九月
	屏東支部	屏東郡屏東街	昭和二年九月
	內埔支部	內埔郡內埔街	昭和二年九月
	東潮支部	東潮郡東潮庄	昭和二年一月

第一〇 小作 爭議

第一〇 小作 爭議
 一、小作の定義
 二、小作の歴史
 三、小作の現状
 四、小作の将来
 五、小作の改良
 六、小作の整理
 七、小作の保護
 八、小作の調査
 九、小作の統計
 十、小作の報告
 十一、小作の結論
 十二、小作の附録
 十三、小作の索引
 十四、小作の参考文献
 十五、小作の出版
 十六、小作の流通
 十七、小作の保存
 十八、小作の複製
 十九、小作の再版
 二十、小作の絶版
 二十一、小作の遺失
 二十二、小作の盗用
 二十三、小作の偽造
 二十四、小作の剽竊
 二十五、小作の侵害
 二十六、小作の賠償
 二十七、小作の訴訟
 二十八、小作の和解
 二十九、小作の調停
 三十、小作の仲裁
 三十一、小作の鑑定
 三十二、小作の鑑定人
 三十三、小作の鑑定書
 三十四、小作の鑑定費
 三十五、小作の鑑定期
 三十六、小作の鑑定地
 三十七、小作の鑑定時
 三十八、小作の鑑定者
 三十九、小作の鑑定員
 四十、小作の鑑定員名簿
 四十一、小作の鑑定員資格
 四十二、小作の鑑定員任期
 四十三、小作の鑑定員報酬
 四十四、小作の鑑定員責任
 四十五、小作の鑑定員懲戒
 四十六、小作の鑑定員免職
 四十七、小作の鑑定員復職
 四十八、小作の鑑定員再任
 四十九、小作の鑑定員退職
 五十、小作の鑑定員死亡
 五十一、小作の鑑定員失踪
 五十二、小作の鑑定員行方不明
 五十三、小作の鑑定員下落不明
 五十四、小作の鑑定員生死不明
 五十五、小作の鑑定員生死未詳
 五十六、小作の鑑定員生死存疑
 五十七、小作の鑑定員生死無稽
 五十八、小作の鑑定員生死無憑
 五十九、小作の鑑定員生死無據
 六十、小作の鑑定員生死無驗
 六十一、小作の鑑定員生死無証
 六十二、小作の鑑定員生死無實
 六十三、小作の鑑定員生死無效
 六十四、小作の鑑定員生死無功
 六十五、小作の鑑定員生死無益
 六十六、小作の鑑定員生死無損
 六十七、小作の鑑定員生死無害
 六十八、小作の鑑定員生死無罪
 六十九、小作の鑑定員生死無咎
 七十、小作の鑑定員生死無辜
 七十一、小作の鑑定員生死無欺
 七十二、小作の鑑定員生死無詐
 七十三、小作の鑑定員生死無偽
 七十四、小作の鑑定員生死無謬
 七十五、小作の鑑定員生死無誤
 七十六、小作の鑑定員生死無謬
 七十七、小作の鑑定員生死無謬
 七十八、小作の鑑定員生死無謬
 七十九、小作の鑑定員生死無謬
 八十、小作の鑑定員生死無謬
 八十一、小作の鑑定員生死無謬
 八十二、小作の鑑定員生死無謬
 八十三、小作の鑑定員生死無謬
 八十四、小作の鑑定員生死無謬
 八十五、小作の鑑定員生死無謬
 八十六、小作の鑑定員生死無謬
 八十七、小作の鑑定員生死無謬
 八十八、小作の鑑定員生死無謬
 八十九、小作の鑑定員生死無謬
 九十、小作の鑑定員生死無謬
 九十一、小作の鑑定員生死無謬
 九十二、小作の鑑定員生死無謬
 九十三、小作の鑑定員生死無謬
 九十四、小作の鑑定員生死無謬
 九十五、小作の鑑定員生死無謬
 九十六、小作の鑑定員生死無謬
 九十七、小作の鑑定員生死無謬
 九十八、小作の鑑定員生死無謬
 九十九、小作の鑑定員生死無謬
 一百、小作の鑑定員生死無謬

小作争議

(A) 小作問題發生ノ誘因

- 一 小作料ノ植上
- 二 小作地ノ引揚
- 三 中間地主排除
- 四 小作料輕減要求
- 五 無斷開墾地拂下反對
- 六 小作運動者ノ指導及煽動
- 七 成功セル小作運動ノ模倣

備考 茲ニ云フ「小作問題發生ノ誘因」ハ小作争議發生ノ誘因ノ謂ナリ

(B) 小作問題ノ内容

- (一) 農産増殖阻害
小作慣行不良ニシテ小作人ハ其地位不安定ナルヲ以テ集約經營ヲナサズ本島農耕地ノ過半ヲ占ムル小作地ノ農産増殖ハ爲メニ阻害セラル
- (二) 小作争議 (年別發生件數)

年次	件數	臺	北	新	竹	臺	中	臺	南	高	雄	花	蓮	港
大正十三年	五													
大正十四年	四													
大正十五年	一五													
昭和二年	四三一													
昭和三年	一三四													
昭和四年	二三													

要 求 事 項	昭和二年	昭和三年	昭和四年
一 地主側ヨリスルモノ			
1 小作地返還要求	四九	一二	三一
2 小作料値上要求	五三		
3 中途解約ニ對スル損害賠償要求	七		
4 小作料請求			
二 小作人側ヨリスルモノ			
1 小作料減額要求	二八五	七七	一四
2 契約ニヨル肥料支給方要求			
3 小作料滞納處分ヲ解約條件トセザルコトヲ要求			
4 地主ト直接契約方要求			
5 小作料納付延期要求			
6 有益費償還要求	一一	一八	
7 水租ノ減免要求	二		
8 契約解除ニ伴フ移轉料補償要求			
9 契約更新要求	一一	二四	三
10 耕地整理要求	一	六	
11 小作權ノ確立要求	四	三	
12 佃頭(中間地主)ノ中間利得返還要求			
13 其他			

要 求 事 項	昭和二年	昭和三年	昭和四年
4 小作料滞納處分ニ付借料補償	二七五		
5 農民組合ニヨル團體的示威(共同鋤起、共同耕作、共同刈取等)	二三	一九	
6 地主ノ耕作妨害	二九		
7 假差押ヲ受ケタル立毛ノ窃取	二八	三七	一一
8 其他			

(C) 小作爭議ニ於ケル要求事項

備考 本表ニ於テ小作爭議ト稱スルハ昭和二年迄ハ關係面積一甲以上昭和三年以後ニアリテハ爭議關係面積五甲以上又ハ爭議關係農民五人以上ノモノナリ

年次	件數	臺	北	新	竹	臺	中	臺	南	高	雄	花	蓮	港
大正十三年	五													
大正十四年	四													
大正十五年	一五													
昭和二年	四三一													
昭和三年	一三四													
昭和四年	二三													

要 求 事 項	昭和二年	昭和三年	昭和四年
一 地主側ヨリスルモノ			
1 小作地返還要求	四九	一二	三一
2 小作料値上要求	五三		
3 中途解約ニ對スル損害賠償要求	七		
4 小作料請求			

手	段	昭和二年	昭和三年	昭和四年
1 民事訴訟提起		一一二	一六	二七二
2 小作人單獨又ハ農民組合ヲ背景トシテ代表者ヲ選出シテ地主ニ直接交渉		一五一	五九	
3 小作料不納		三一	一一	
4 小作料糶隱匿及假裝債權設定		一七五	一九	
5 農民組合ニヨル團體的示威(共同鋤起、共同耕作、共同刈取等)		二三	一	
6 地主ノ耕作妨害		九		
7 假差押ヲ受ケタル立毛ノ窃取		二		
8 其他		二八	三七	二

(D) 小作爭議ノ手段

一	二
1 地主側ヨリスルモノ 1 小作地返還要求 2 小作料値上要求 3 中途解約ニ對スル損害賠償要求 4 小作料請求	1 小作料減額要求 2 小作人側ヨリスルモノ 3 小作料在來種米ヲ蓬萊種米ニ變更方要求 4 債權ノ擔保トシテ農作物引渡請求
昭和二年	二八五 一五
昭和三年	七七
昭和四年	一四

(C) 小作爭議ニ於ケル要求事項

備考 本表ニ於テ小作爭議ト稱スルハ昭和二年迄ハ關係面積一甲以上昭和三年以後ニアリテハ爭議關係面積五甲以上又ハ爭議關係農民五人以上ノモノナリ

年次	件數	臺	北	新	竹	臺	中	臺	南	高	雄	花	蓮	港
大正十三年	五													
大正十四年	四													
大正十五年	一五													
昭和二年	四三一		八	一	三四五	一	四六	四	一七	一	一五	九	二	三
昭和三年	一三四		一		一〇三		一七		四		九			
昭和四年	二三				一五		三		二		一			
昭和五年														
昭和六年														
昭和七年														
昭和八年														
昭和九年														
昭和十年														
昭和十一年														
昭和十二年														
昭和十三年														
昭和十四年														
昭和十五年														
昭和十六年														
昭和十七年														
昭和十八年														
昭和十九年														
昭和二十年														
昭和二十一年														
昭和二十二年														
昭和二十三年														
昭和二十四年														
昭和二十五年														
昭和二十六年														
昭和二十七年														
昭和二十八年														
昭和二十九年														
昭和三十年														
昭和三十一年														
昭和三十二年														
昭和三十三年														
昭和三十四年														
昭和三十五年														
昭和三十六年														
昭和三十七年														
昭和三十八年														
昭和三十九年														
昭和四十年														
昭和四十一年														
昭和四十二年														
昭和四十三年														
昭和四十四年														
昭和四十五年														
昭和四十六年														
昭和四十七年														
昭和四十八年														
昭和四十九年														
昭和五十年														

第一一 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(一) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(二) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(三) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(四) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(五) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(六) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(七) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(八) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(九) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(十) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

一	小作人	一	小作人
二	小作人	二	小作人
三	小作人	三	小作人
四	小作人	四	小作人
五	小作人	五	小作人
六	小作人	六	小作人
七	小作人	七	小作人
八	小作人	八	小作人
九	小作人	九	小作人
十	小作人	十	小作人

一	小作人	一	小作人
二	小作人	二	小作人
三	小作人	三	小作人
四	小作人	四	小作人
五	小作人	五	小作人
六	小作人	六	小作人
七	小作人	七	小作人
八	小作人	八	小作人
九	小作人	九	小作人
十	小作人	十	小作人

民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停

(A) 民事争訟調停ニ於ケル小作關係調停件數

種別	年			
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
小作料	三九五	二六一	二六二	三三〇
契約解除	一三九	一四三	一三三	五
耕地引渡	八七	三四	五三	四七
礦地及定頭金	九	四	七	一一
契約解除ニヨル損害賠償	一四	七	三	九
小作契約ノ登記	二八	九	六	六
小作權確認	四	九	一三	二
其他	九	四	二	一
合計	六八五	四七一	四七九	四一〇

(B) 各州別明細

(一) 臺北州

一、民事争訟調停トハ明治三十七年律令第三號「知事又ハ廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件」ニ依ル調停ナリ。

一、本調査ハ殖産局農務課員ニ於テ各州調停課民事争訟調停記録ニ就キ調査セルモノナリ。

一、本調査ニ於テ小作關係調停ト謂フハ「地主小作人間ニ於ケル農耕地ノ小作關係係争ノ調停」ナリ。

60
56

種別	年									
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年						
小作料	15	5	6	9						
地主ヨリ提起	1	3	1	5						
小作人ヨリ提起	14	2	5	4						
耕地引渡	2	1	4	5						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
積地金及定頭金	2	1	1	1						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
契約解除ニヨル損害賠償	1	1	1	1						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
小作契約ノ登記	2	1	1	1						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
小作權確認	9	2	3	1						
小作人ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	8	1	2	0						
其他	4	6	5	0						
合計	84	76	85	120						

(二) 新竹州

二七七

種別	年									
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年						
小作料	18	28	19	20						
地主ヨリ提起	1	7	2	1						
小作人ヨリ提起	17	21	17	19						
耕地引渡	5	5	1	2						
小地主ヨリ提起	2	1	1	1						
地主ヨリ提起	3	4	0	1						
積地金及定頭金	1	1	1	1						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
契約解除ニヨル損害賠償	3	1	1	2						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	2	0	0	1						
小作契約ノ登記	2	5	1	1						
小地主ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	1	1	1	1						
小作權確認	5	1	1	1						
小作人ヨリ提起	1	1	1	1						
地主ヨリ提起	4	0	0	0						
其他	8	7	6	5						
合計	38	47	26	25						

二七六

附
錄

種別	(五) 高雄州			
	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
小作料	一三六	九九	九三	八六
小地主ヨリ提起	二	二	三	三
契約解除	六九	七七	七三	二
耕地引渡				
小地主ヨリ提起				
積地金及定頭金	五三	一二	一八	一〇
小地主ヨリ提起	二			
契約解除ニヨル損害賠償	一	一		
小地主ヨリ提起				
小作契約ノ登記	二			
小地主ヨリ提起				
小作權確認	一二	二一	一	
小作人ヨリ提起				
其他	一	二	二	
合計	二六九	一九六	一九一	一〇三

60
56

臺灣に於ける佃及永佃に關する舊慣

本項は臨時臺灣舊慣調査會第一部調査第三回報告書臺灣私法第一卷上(明治四十三年二月刊行)中第一編不動産第二章不動産權より第三節第一款及第二款(五七一頁―六一五頁)を抄萃せるものなり

目次

第三節 購 權	一
第一款 總 說	一
第二款 購 佃	二
第一項 總 說	二
第二項 佃	六
第一目 佃の成立	六
第二目 佃の性質	二
第三目 佃の消滅	九
第三項 永 佃	〇
第一目 永佃の意義	〇
第二目 永佃の成立	三
第三目 永佃の性質	四
第四目 永佃の消滅	四
第五目 總購又は包購	四

第三節 贖 權

第一款 總 說

第一 贖の意義

贖とは不動産の貸借を總稱す換言すれば不動産の業主權を移轉せずして或範圍内に於て之を使用収益するの關係を云ふ而して臺灣の慣習に於ては總て不動産の貸借は皆同一法律關係に屬するものと其間に區別を設くるの觀念に乏し是茲に贖權なる名稱を認め總て土地の貸借に屬する場合を包括せしむる所以なり然れども所謂贖關係に屬す可き場合にも其貸借の目的の如何に依り又之より生ずる權利の如何に依り其性質一様ならず之を左の三の場合に區別するを適當とす

一、贖佃 とは耕種牧畜其他農業上の目的の爲にする土地の貸借を云ひ期間の長短及權利の性質に依り又分て佃及永佃の二と爲す而して佃は債權的性質を有し永佃は物權的性質を有す

二、贖地基 とは厝屋其他の工作物起蓋の目的の爲にする土地の貸借にして承贖者が其土地に對し物權的權利を取得するものを云ふ

三、贖地とは贖佃以外の土地の債權的貸借を總稱す故に此中には其目的は厝屋起蓋に在るものあり又は其他の目的を有するものあり

以上の外厝屋及埤圳等に付ても亦贖關係を發生す此場合にも其性質は以上舉たる三者の一に入る可きものなれども此等は物體の異なるに従ひ多少其内容を異にするものあるを以て第三章中に於て其關係を説述す

臺灣に於ては地役關係も亦往々土地の貸借と同視せらるゝこと既に述べたるが如くなるを以て此點に關しては前節と相參照

するを要す

又土地の貸借中外國人に對するものは後章に至り特に之を記述するを以て茲には之を除く

第二 賤權の名稱

賤の字義に付ては第一章中既に記したる所なり而して茲に賤權と稱するは土地又は厝屋の貸借を指して出賤、承賤、招賤、認賤、許賤、賤耕、賤地、賤厝、租賤等と稱するは臺灣の舊慣上慣用する所なるに因る此他臺灣には出稅、承稅、稅地、稅地基、稅厝若くは租給、租與、租地、租店、租厝等の語あり皆土地又は厝屋の貸借に於ける借賃を意味するものにして無償の貸借の場合に當らず又借地と稱するは農業を目的とする佃耕の場合に適合せず又臺灣土地登記規則には賤耕權なる名稱を認めたるも賤耕權は其施行規則第十一條に規定するが如く耕作牧畜其他農業を目的とする土地の貸借に限り換言すれば賤佃の場合に限り厝屋起蓋の爲めにする賤地基及賤地を包含するを得ず是茲に汎く賤權と稱したる所以なり

第二款 賤 佃

第一項 總 說

第一 賤佃の意義

臺灣の舊慣に於ては佃なる文字は其意義甚汎く殆ど賤と云ふに等しく不動産の貸借は其目的を問はず皆之を佃と稱することあり故に耕種、牧畜其他農業上の目的を有する田園、山場、魚塩、鹽埕等の貸借のみならず厝地厝屋埤圳等の貸借も亦之を佃と稱すること稀なりとせず然れども是實は厝地厝屋埤圳等の貸借を以て農業の爲にする田園其他の貸借と同視するより來るものにして佃の本來の意義は農業の爲にする土地の貸借に在りとす故に本報告に於ては佃は之を農業上の目的を以て他人の田園山場、魚塩、鹽埕等を耕作使用するの關係に限るものと爲せり

臺灣土地登記規則には佃に對し賤耕權なる名稱を認めたるも賤耕と云ふときは耕作以外に竹木栽種を目的とする山地埔地の

佃關係及養魚製鹽を目的とする魚塩鹽埕の佃關係を包含せしむるに適合せず故に茲には賤佃なる文字を採用せり

賤佃は皆均しく耕作栽種の爲にする土地の貸借たり然れども之に屬するものに二種あり一は單純なる土地の貸借にして其期間短く賤佃者は業主に對し土地使用の債權を取得するのみにして土地其ものに對しては何等權利を取得せざるもの是なり一は土地の長期の貸借にして賤佃者は土地其ものに對し或範圍内の物權を取得するもの是なり爰には前者を佃と稱し後者を永佃と稱す

第二 賤佃の沿革

三代井田の法行はれたる時代に於ては土地は皆君主の所有にして人民は唯耕作の權利を付與せられたるに過ぎず故に若他人の土地を耕作するの状態を佃と名くるものとせば當時の人民は皆所謂個人なりと云はざるべからず然れども當時の關係は後世に於ける私法上の小作の意義を有する佃とは自ら區別あり蓋當時の國法觀念は公法私法を混同し君主の領土權は同時に所有權を成し君主に對する臣民は同時に君家の私屬なり故に其君主の田を耕すは王臣王土を耕すものにして純粹なる私法上の契約に基くものに非ざればなり

封建に於て郡縣と爲り井田の法廢せられて兼併の世と爲り王土は漸く民の私業と爲るに迫り人民平等の間に土地に對し實權を有する者と然らざる者とを生じ小民は報償を納れて富豪の田を耕さざるを得ざるに至れり於此即佃は小作の意義を有するに至る文獻通考に曰く

秦田租口賦鹽鐵之利、二十倍於官、或耕豪民之田、見稅十五

言貧民無田、而耕墾富豪家之田、十分之中、以五輸田主也

秦以前に於て井田の法は漸く時勢に適應せず兼作の端を啓き而して其廢止と共に小作關係起り貧民は富豪の田を耕し十分の中五を以て田主に輸したることを知るべし又同書に曰く

王莽篡位、下令曰、古者設井田、則國給人富、而頌聲作、秦爲無道、壞聖制、廢井田、是以兼併起、貧鄙生、强者規田以千

數、弱者曾無立錫之地、漢民減輕田租、三十而稅一、而豪民侵凌分田規假分田謂貧者無田、而取富人田耕種、共分其所得、假如貧人貧富人之田、取者富人劫奪其稅、欺凌之也、厥名三
十、實什稅五也

四

是秦を経て漢に至り小作關係は益其範圍を擴大し漢田租の率は收穫の十分の一を徴したりと雖も地主の横暴甚しく小作人より云ふときは十分の五を徴せらるゝと同一なりと云ふに在り王莽爲に王田の主義を實施したりと雖も忽にして廢し爾來小作の制度は廣く行はれ唐代に至り均田の法を行ひ天下の男十八歳以上は田百畝、篤疾者は四十畝、寡妻妾は三十畝を給せられ二十畝を永業とし八十畝を口分とし俱に貼賃及質するを得ずと爲し兼併の弊を塞ぎ小作關係の害を救はんとせしも是亦永續せず通典に曰く

雖有此制、開元天寶以來、法令弛壞、竝兼之弊、有踰漢成哀之間
又欽定續志に曰く

德宗貞元四年、(中略)今富者萬頃、貧者無容足之居、依託強家、爲其私屬、終歲服勞、常患不充、有田之家、坐食租稅、京畿田畝稅五升、而私家取租畝一石、官取一私取十、穡者安得足食

唐の均田の美制效を奏せず、富豪の田を小作せざる可らざる者益増加し此時代よりして佃、佃人、佃戶、承佃、請佃等の語小作の意義に於て盛に使用せらるゝに至りたるを見る主として唐律を繼承したりと云ふ我大寶令を閱するに其田令の部に曰く凡公私田、荒廢三年以上、有能借佃者、經官司判借之、雖隔越亦聽、私田三年邊主、公田六年邊官、(中略)其官人於所部界內、有空閑地、愿佃者任聽營耕、替解之日邊公

法文中佃と云ひ借佃と云ふは思ふに唐代の術語を繼承したるものなるべし

唐以後の趨勢は私業制度兼併主義の横流するに任せ遂に延て清朝に至れり而して清國の律例には佃關係に付明文の見るべきもの少く全く之を地主と佃人の約に放任したるもの、如し下に掲ぐる所は條例及戶部則例に散見する佃に關する規定なりと雖

も何れも箇々の場合又は特定の土地に關するものにして佃本然の關係に付き規定したるものにあらず、尙本章第一節中土地の開墾成例の部に掲出したるものにして佃戶の權利を保護したる例規をも合せて參照すべし

- 一、凡遇蠲免錢糧之年、將所免錢糧、分作十分、以七分免業戶、三分免佃戶、仍令所在有司、善爲勸諭、各業戶酌量寬減佃戶之租、不必限定分數、若有素封業戶、能加惠佃戶者、酌量獎賞、其不願聽者、謹案此案乾隆五年遵旨改定(戶律檢濟災傷田糧の部の條例)
- 二、凡地方鄉紳、私置板棍、擅賣佃戶者、照違制律議處、矜監革去衣頂、杖八十、照例准其納贖、如將佃戶女、強行姦佔、爲婢妾者、絞、監候、如無姦情、照賂賣良人爲妻妾律例、杖一百徒三年、歸女給親完案、該地方官不預行嚴禁、及被害之人告理而不卽爲查究者、照徇庇例議處、至有姦頑佃戶、拖欠租課、欺慢田王者、杖八十、所缺之租、照數追給田主、謹案此條乾隆四十三年改定(刑律威力制縛人の部の條例)

三、若將旗地長租與民至三年外、以至十餘年者、失察地方官罰俸九箇月(戶部則例)

四、民人佃種旗地、地雖易主、佃戶仍舊、地主不得無故奪佃爭租、如佃戶實係拖欠租銀、仍許地主呈官另佃、或地主欲自種、佃戶雖不欠租、亦應退地、若竝無前項情事、而莊頭地棍串唆奪佃增租者、審定嚴加治罪、凡地主因缺租撤地或自種退地、而地內舊有佃戶所建房院並葬墳、佔用地基、應丈明丈尺畝數、令原佃照上等地交租地主、不得勒令遷移、及額外需索、違者治罪、凡佃戶欲于現種納租地內蓋房葬墳、地主允從者聽(戶部則例)

臺灣に於ける賤佃は既に古く蘭人時代に始りたるものにして當時の人民は皆王田の小作人なり諸羅雜識に人民の王田に對する關係を記して「亦猶中土之人、受田耕種、而納租於田主之義、非民自世其業、而接畝輸稅也」とあるもの即是なり降て鄭氏に及びても蘭人時代の王田に付ては所謂官佃主義を繼續し依然として官有地の小作關係を認めたり諸羅雜識に「向之王田皆爲官田、耕田之人、皆爲官佃、輸租之法、一如其舊、卽僞册所謂官佃田園也」と云ふものは是なり又鄭氏時代には鄭氏の宗黨文武官が士庶の有力なるものと力を協せ招佃墾耕し其田を私田と稱し之を小民の小作に付すること行はれたり諸羅雜識に「鄭氏宗黨

及文武僞官、與士庶之有力者、招佃墾耕、自收其租而納課於官」と記せるものは是なり清國臺灣を領するに及び所謂官佃主義は廢せられて官有地の小作關係は消滅し佃人は皆土地の業主と爲れり然れども新に開墾せられたる土地に在りては更に墾戸と佃戸との關係を生じ小作の起元を作れり唯開拓の當初に於ける墾戸佃戸の關係は名は佃なれども實は初より佃戸に於て土地に對する強大の權利を有したるものにして純然たる小作を以て論ずるを得ず其後佃戸は漸次土地の實權を掌握し又一方に海禁漸く解けて眷屬を搬移することを許されてより移民の渡來する者益多數と爲り田園不足を告げて茲に墾戸に對する佃戸の下に更に現耕佃人を生じ此に眞の小作の意義に於ける佃關係を生ずるに至れり而して斯る關係の續發したる時代は則乾隆年間在るものゝ如し蕃社蕃人に屬せし蕃地に關しては本章第一節蕃租の部に記したる如く法律上漢人の之を買得することを禁止したるを以て早くより永佃永耕等の名を以て少額の蕃租を留存し漢人に對し土地に對する實權を移歸すること行はれたり然れども此等は名を佃に假るに過ぎずして其實は業主權の移轉たりしものにして眞の賤佃關係に非ず

光緒十一年土地清丈の開始せらるゝや小租戸即當初に於ける佃戸を以て土地の業主と査定するの方針を取り領臺後の土地調査に於ても亦此方針に従ひ茲に官簿上總ての土地に對する業主を確定し更に此業主に對して存在したる大租權即當初に於ける墾戸の權利は之を買收消滅せしめたるを以て之より以後は土地の權利關係は原則として單に業主と佃人の關係あるに止るものと爲れり

第二項 佃

第一目 佃の成立

佃關係の成立には必土地の業主と佃人の間に於ける佃契約あるを要し之に依り前者は農業上の目的の爲に土地及其附屬物を給發し後者は之に對し租穀又は租銀を納入すべきことを約するものとす又佃契約には積地銀を伴ふを例とす

第一 佃契約

一、契約の方法 佃契約は口約に依るを多しとし書約に依るものは比較的少く其租額又は納入の方法等に付紛議を生じ易きもの又は特に契約の確實を望む等の場合に之を見るのみ

佃契約にして口約に依るものは業主は自己の帳簿に佃人の姓名及其租額並に給發したる土地を記入し置くに止まる而して口約に係るものは多くは年限の定なく且積地銀の授受なしとす又契字に依るものは賤耕字又は招耕字等と題し二通を作り業主個人共に之に署名し各一紙を執るもの又は業主個人各別に作製し互に之を交付するものを以て最嚴格なるものとし或は一通を作り佃人より業主に入るゝもの又稀には業主より佃人に交付するに止まり佃人より業主に對しては何等契字を交付せざるものあり然れども此中最後のものは臺灣の昔時に於て大租戸又は蕃社蕃人より佃人に對し土地を給發したる場合に一通を交付するに止まりし遺習にして現今に於ては此方法に使ふもの極て稀なり而して賤耕字又は認耕字認佃字等とあるは個人より業主に對し交付するものにして招耕字、招賤字、招賤耕字、許賤字等とあるは業主より個人に對し交付するものなり

佃契約には保人を立る慣習あり保人は個人が租穀の納入を怠る場合に自ら其責に任ずるものにして契字中「如有不足就保認人賠補足數」「如有等情該保認人賠補足數」等と記するを常とす

二、契約の物體 佃の物體は耕地則田園を主とし其他荒地、埔地、山場、茶園、魚塢、鹽埕、蔗園等とす又之に附屬する佃寮則佃人の住家及農事小屋其他茶寮塢寮糖廊の如きも土地と共に借受ること多し尙稻埕(稻乾場)菜園、竹園、井圃、牛稠(耕牛を繋ぐ場所)水車等の附屬する場合少からず然れども此中荒地埔地山場茶園等の賤佃は開墾又は樹木栽植を目的とし資本及勞力を要すること多く又長年の計劃を以てするに非ずんば其收益を見る能はざる事情あるを以て其期間の如きも永遠又は永久を約するもの多く從て其關係は永佃たるもの多し

三、契約の内容 佃契約にして契字を立つるものに在りては必賤佃の物體たる田園其他の土地の位置廣狹及附屬物を表示し

耕作、栽種等の爲に此土地を賃借せしむるに對し年々一定の納租を爲すことを載明し且納租の時期方法其他納租を怠りたる場合の制裁並に積地銀に關する事項を規定するを例とす

佃の期間は三年乃至六年の短期なるを普通とす稀に十年以上の期間を約することありと雖も是等は新に開墾するか又は荒地を復舊せしむる場合に之を見るに過ぎず又期間に付き何等の約款なきもの甚多しと雖も是決して永佃たるに非ずして却て一年を経過せる後は何時にても換佃し得べきことを示したるものとす所謂現年賤耕と稱するもの是なり佃にして口約に係るものは多くは期限の定なきこと既に述べたる所なり但期限の定ある場合にも亦然ざる場合にも個人に於て契約上の賃料を完納するときは永年換佃を爲さざる事例頗多く又此意を契字中に明示したるものなきに非ず而して明治三十三年律令第二號に於ては土地の賃借は二十年を超ゆることを得ずと定めたるを以て現今に於ては佃關係は二十年に到るを得るものとす然れども臺灣從來の慣習より云へば單純なる佃の期間は十年を以て限界とし之より以上のもは永佃と認むるを可とすべきことは後に述ぶるが如し

四、契約の效力 臺灣從來の慣習に於ては佃關係は業主及個人間に於ける佃契約の締結に因り成立し他に何等の手續を要せざるものとす勿論個人が現實に其物體たる土地を使用、收益するには個人が土地の占有を取得するを要し而して後に述ぶるが如く臺灣の慣習に於ては個人は多くは佃契約の成立と同時に土地の占有を取得せず佃契約は通常賤耕を始む可き年の前年八月に之を締結し而して現に個人が田寮に移住し土地の占有を得賤耕に著手するは其年の冬至の頃なりと雖も是唯佃契約に基き個人が土地を使用収益すべき始期に關する慣習たるに過ぎざるなり

然るに明治三十八年五月律令第三號を以て臺灣土地登記規則を發布し賤耕權は業主權典權胎權と共に其設定移轉は其登記を爲すに非れば效力を生ぜざるものとせり故に今日に於ては佃權は佃契約の締結に因りて直に成立することを得ず之が爲に登記を要することゝ爲れり然れども所謂永佃を除き單純なる佃權は後に述ぶるが如く其性質純然たる債權にして

土地の賃貸借に過ぎず然るに今之が設定は登記を爲すに非れば其效力を生ぜざるものと爲すは是債權關係をも登記の有無に依り效力を決せんとするものにして恐くは不條理たるを免れず純然たる債權關係として他人の土地を使用すること

を約する佃關係の如きは其成立には登記を要せず契約のみに依り效力を生ずるものとし唯之を第三者に對抗せんとするには登記を要するものと爲すこと我國法の如くするを至當なりと信す

第二 積地銀

佃契約の成立に際しては個人は業主に對し積地銀なるものを交付することあり

之に關しては淡水廳志(卷十一)風俗に左の如く記す

有佃戶焉、向田主賤佃耕種也、有積地焉、先納無利銀兩也、銀多寡不等、立約限年滿則他賤、田主以原銀還之、每年田主所收曰小租、淡北分早晚交納、自塹而南、多納早冬、其晚冬悉歸佃戶、亦有先納租、一年後乃受耕、則不立賤字、亦無積地銀也、即積地銀は個人より田主に對し納入するものにして之に對しては利息を生ぜず又佃の年限滿了するときは返還すべきものとし又一年分の租額を前納し二年目に至り受耕する場合には積地銀を交付するを要せざるものとす而して此慣習は今尙行はるゝ所なり

積地銀を授受する慣習は主として臺灣の北部及中部地方に限られ南部に於ては積地銀に代へて壓地銀と稱するものを授受するもの無にあらざるも其例甚少し又阿緞地方には防租銀又は積底銀なるものを授受する慣習あり

如斯積地銀には種々の名稱ありと雖も其性質に至りて何れも皆同一なり蓋積とは砂礫の義にして積地銀とは田主は荒蕪地に勞力費用を施し田園と爲したるを以て之を他人に交付し佃耕せしむるに當り其勞費を賠償せしむるの義に出でたるものなれども其性質は全く租穀又は租銀納入の擔保として提供する一種の保證金にして本邦内地に於ける借家の敷金と其性質を同ふす而して積地銀は業主に於て佃の期間内無利息にて之を利用することを得若個人が租穀の納付を怠りたるときは其中より之を控除

し又期限に至り田園と共に一切の附屬物を返還するに當り佃人の過失に因り毀損等を生じたるときは之を留保し又は其中より之が賠償を受けることを得るものとす然れども佃人にして租穀の怠納なく期限に至りて其返還義務を完了するときは業主は之を佃人に返還せざる可らず契字中に「佃人備出無利積地銀若干元、云云、如有少缺升合者、願將積地銀控抵足補、云云」如有此情、願將積地銀控抵、云云」等と記するは此意義を指示するものなり

積地銀の額は當事者間の協定に依りて之を定め契字あるときは之を契字中に明記す故に田園の等級、附屬田寮の有無、品位の如何に依り又穀價の高低に依り差異あるものにして漸次高騰する傾向を有す通常一年の租額を標準として之を定むるものにして地味劣等なる地方又は園に在りては尙少額なりとす故に一年分の租額を前納する場合には現銷と稱し積地銀なきを例とす其各地方に於ける積地銀の毎年の租額に對する割合及之を授受する方法に付きては臺灣土地慣行一班第三編の記載に譲る

然れども又積地銀又は壓地銀に利粟を生ずべきことを約し又之を無利息のものとし利息附のものに分ちたる事例なきに非ず又壓地銀又は積地銀を以て典に於ける典價と同視し之を返還する迄は租穀又は租銀を納入せざるものと爲したる事例あり此等は皆變例に屬するものとす

積地銀は毎年納入す可き租額の多少を按じ之を定むと雖も又之と反對に積地銀額の多少も亦租額を定むるに付き影響を有す換言すれば積地銀の多額なるものは之より生ずる利息額を按じ以て租額を減少するを常とす故に積地銀は絕對に無利息なるに非ずして唯佃關係の鮮銷に際し業主より佃人に返還す可き額は當初交付せられたる額に超へざることを意味するものにして積地銀より生ずる利息は租額を以て差引勘定せらるゝを例とす

積地銀授受の時期に付ては臺北地方に在りては佃契約は通常小作を始む可き年の前年陰曆八月に之を締結するを例とし此契約締結と共に先定頭銀(則手附)として積地銀全額の十分の一(例之貳百圓の積地銀とすれば貳拾圓)を納れ次で其年の秋稻刈入の際其十分の四(即八拾圓)を納れ次で又其年十月現佃人が租穀を納むる時更に十分の四を入れ最後に新佃人が田寮に移住する

時通常冬至の前十日に移住す)至りて殘金を完納す

業主に於て佃の物體たる土地を他人に賣却し又は之を出典し或は起耕胎借に付するときは佃人は後の業主又は典胎主に對し其佃權を主張するを得ず自ら撤退せざる可からず如斯き場合に於て佃人は何人より積地銀の還付を受く可きや若後の業主又は典胎主に對し佃人の請求に應ぜず而して舊業主は無資力ならんか佃人の權利は理由なく蹂躪せらるゝの結果を生ず此點に關する臺灣の慣習としては舊業主は出賣又は出典に際し豫受取りたる積地銀額を契字中に記入し賣價又は典價額より積地銀額を減殺したる銀額を受取り積地銀返還の義務は之を買主又は典主に移付するを常とす故に買主又は典主が換佃を請求するには積地銀は自ら之を支出せざる可らず此の如く複雑なる關係を生ずるが故に其間紛議を生ずること稀なりとせず又抄封官田に於ける積地銀は佃人の交替ある毎に舊佃人は新佃人より之を回收するを慣習とす

第二目 佃の性質

第一 佃權の内容

一、佃人の權利

(イ) 佃人は契約に定めたる期間内又之を定めざる時は換佃に至るまで耕種牧畜の爲め佃の物體たる土地を占有使用收益し且之に附從する物を使用することを得、佃人が佃の物體たる土地を利用収益する方法は佃人自由に之を定むることを得例之園なるときは佃人は甘蔗を種へ蕃薯を作る等自由に之を定むることを得業主は之に對し容喙することを得ず然れども土地の形狀及性質を變じ又田寮又は塼寮を修築又は改築するが如きは業主の承諾を経ることを要するものとす土地に田寮、茶寮、塼寮、糖廩其他の附屬物あるとき例へば灌漑の用に供する水車、糖廩内に備付けたる枋車、鐮、槌等の器具あるときは佃人之を使用することを得るを原則とす

(ロ) 佃人の權利は之を以て業主以外の第三者に對抗することを得ざるを原則とす佃權は佃契約の相手方たる業主に對する

債權にして第三者に對抗するを得ざるを以て原則とすること全臺を通ずるの慣習にして従て業主に變更あり新業主より換佃の請求あるときは假令佃契約の年限内と雖も個人は之に應ぜざるべからず但業主に於て佃に付したる土地を賣買又は出典するに際しては先個人に對し其土地を買受又は承典するの意思なきや否やを問合すを常とするを以て個人が知らざる間に業主に變更を生ずる如きこと至て稀なり

然れども臺灣には早稻晚稻の二期を合せて農事上の一年度と爲すを慣習とし其中間に招佃するも之に應ずるもの無きを以て業主に變更あるも其年の收穫を終るまで即一箇年間は現在の個人を繼續せしむるを常とす而して此換佃時期は地方に依り必しも同一ならずと雖も亦大差なく前年の冬季の收穫を終り次年春季の耕種に著手す可き時期なりとす臺南地方に於ては「正田二園」なる諺ありて田は舊曆正月園は二月に至るにあらざれば換佃するを得ざるものとし又斗六地方には「冬節田、尾牙園」の語ありて冬節とは冬至を云ひ尾牙とは福德爺の誕生日なる十二月十六日を云ひ即田は八月中に於て個人に對し換佃の豫告を與へ次年の耕種に著手せざらしめ冬至に於て換佃するものとし園は十二月豫告し二月換佃するものとし又魚塭は鹽水は十二月十五日淡水は二三月の間を以て換佃時期と爲す

如斯普通の佃權は第三者に對するを得ざる慣習に付ては「無頭家無佃戸」なる俚諺あり即田園に於ては頭家の存在ありて茲に始めて佃戸の存在を見るものにして従て頭家に變更を生ずるときは佃戸も亦變更するの義なりとす而して此諺は臺南附近に於ては一般に之を認め唯個人にして田園に對し開墾其他異常の工作を加へたるものに付てのみ之を適用するを得ざるものとす又魚塭の墾耕に付ても亦一般に該諺を適用するを得ずと爲すも其理由とする所は魚塭の墾耕は多くは墾耕人に於て魚塭に對し堤防を築き階門を設くる等種々の工作を加ふるが爲なりとす故に畢竟田園と同様の理由に出づるものにして従て如斯工作を加へざる場合に於ては田園たと魚塭たとを問はず佃權は第三者に對抗するを得ざるものと爲さざるを得ず

(ハ) 個人は業主の承諾なくして自己の權利を處分するを得ざるを原則とす即個人は自己の權利を讓渡又は轉佃するを得ざるを原則とす然れども中には業主と個人との特約に依り個人に處分を許すことなきに非ず契字中其本文には「不敢私相授受」とありたるに後日に至り之を變更し批明中に於て處分の權利を與へたる實例あり

又臺灣の實際に於ては退耕又は轉佃等の名義を以て個人に於て其佃權を讓渡したる例少からず然れども此等は個人に於て開荒又は種々の施設を爲し土地其ものに對し權利を取得したりと見るべき場合に生ずる例にして完成田園の佃佃には如斯慣例なし其他契約の表面には唯一二の個人の名義を標出するに止まるも其實多數の個人に於て耕作するものあり此等は契納の當事者たる個人に於て自己の事情に依り他人をして自己に依り耕作せしむるに過ぎざるものなるが故に佃權の讓渡又は轉讓を以て論ずるを得ず

要之個人は他人の土地を耕作裁種し之より生ずる利益の一部を收得するの權利を有するに止り土地其ものに對しては何等物上の權利を取得すること無きを本旨とし其他の事項は當事者間の契約に依り定まるものとす

二、個人の義務

(イ) 個人は他人の土地を利用するの對價として其業主に對し契約に定めたる條件に従ひ租穀又は租銀を納入すべき義務を負擔す是個人の王たる義務なり租穀又は租銀は又贖價、贖稅、租粟、稅銀と稱し所謂小租是なり

1 佃租の物體 佃租にも本色あり銀納あり概して之を云へば田は多く本色にして園は本色銀納相混交すると雖も銀納たるを多しとす

2 佃租收納の方法 佃租にも亦歲の豊凶を論ぜず確定の租額を徵するもの即定額租と及收穫高を一定の比率に依り佃人業主間に分配するもの即抽的租との二あり

前者は又硬租、死租、鐵租、結定租等と稱し後者は軟租、生租、活租等と稱す又定額租中土地の面積に依り租額を定

めたるものには按甲定額租等の名あり皆臺灣の昔時に於て大小租に付此等の名を附したる遺習なりとす而して概して之を云へば田は確定租を多しと偶二八、三七、四六等の抽的租あれども極て稀なり且抽的租の行はるゝは多くは瘦地にして其土地を改良せしむるが爲佃人に利益を與ふるの趣旨より出たるものなり反之園には確定租あり抽的租あり一定せず又對平均分を約するもの少からず例之臺南附近の園地に在りては現實の收穫物に就き對平均分を約するもの最多く即甘蔗は糖廩に持行き其上り金を對平均分し又蕃薯、豆、落果生、胡麻、麥等は收穫に際し業主佃人現場に立會ひ之を均分す其他業主と佃人に於て三と七、四と六の割合を以て抽的租を約したるものあり又開荒著手後三年内は無租とし第四、五、六の三箇年間は四六の割合に於て之より以後は對平均分を約したるもの等あり然れども園の場合にも抽的租を約するは多くは佃人に於て未墾地を開墾する場合にして從て其關係は永佃たるを多しとす

以上は専ら田園に對する收租方法にして更に山地茶園魚塢等に於ては又之に異なる收租の方法を定むるものあり其一二の例を擧ぐれば山地に付ては「原前業主有界桂林、如是日後有出利若干、業主佃人對平均分」「山場内佃人如要栽竹木松栢、成林之日、如全林斫伐出賣、業主得三個人得七」と記し桂林竹より生ずる利益は對平均分し又佃人に於て栽植したる竹木松栢を賣却する場合には業主は三、佃人は七を所得すべきものとし又茶園にては茶樹一萬株に付銀四元を業主に於て所得すべきものと爲すが如し

3 佃租の租額 佃租額は一に地味の肥瘠、水利の便否又は交通の便否に伴ふ可きことは勿論にして現今の租率は昔年に比し漸次昂騰を示す北部地方に於ける田租は大抵其收穫高の約百分の四十乃至六十にして一甲に對する租額は約六十乃至五十石園税は一甲約五圓乃至三十五圓内外に涉り南部地方に於ては下田は五十乃至十石、中田は二十石内外、上田は三十五石に上り又園は下園十圓内外、中園二十圓内外及上園の三十圓乃至四十圓なりとす而して抽得に係るときは年の豊凶に因り一定せざること勿論とす

又佃租額は業主と佃人間の協定に依り之を定むるものにして大租に於けるが如く田園の等則に従ふ定例あることなし而して佃租額を定むるには佃の物體たる土地の全區域に就て之を協定し而して既に述べたるが如く佃人は其土地と共に之に附隨する佃寮其他の附屬物を使用するを得るが故に租額は佃寮其他の附屬物の大小如何に依りて高低あり又積地銀の多少は租額に影響すること前述せるが如くなるが故に同等の田園と雖も必しも租率を等ふるものに非ず

4 佃租納入の時期 佃租の納入時期は土地の種類、地方的慣習及契約の内容に従ひ異なること勿論なりと雖も之を分て先稅後耕と先耕後稅との二種と爲すことを得先稅後耕とは收穫に先ち佃租を前納するものにして大抵本年陰曆十二月中に翌年度分を納入し先耕後稅は收穫を終りたる時に納入するものとす前者は土地肥沃にして且需用多き場合に行はれ後者は土地瘠薄にして且供給多き場合に行はる而して之を契字に表はす場合には「毎年先稅銀若干元」又は「定約毎年贖價銀若干大圓、又納地租金若干圓正、面定先繳稅銀、然後耕園、譬如來年稅銀必須先于本年十二月十六日交納清楚、方准耕園、云云」等と記す而して此先稅後耕又は先耕後稅は支那本土に於て預租と秋租即前者は春期播種前に小作料を前拂し後者は收穫後に納入する慣習あるに基きたるものとす

以上述ぶるが如く先耕後稅は收穫を終りたる時に納租すべきものなれば多くは陰曆十二月中を以て納入の時期と爲す然れども園地は翌年二三月頃を以て納入時期と爲すものなきにあらざる又檳榔宅は陰曆四月を以て納入期と爲す是已に記したるが如く換佃を爲す時期に關し正田二園なる俚諺を生じたる所以なり而して其納租の回数はその一年度分を一回に納入することあり又は之を早晚兩季に分納することあり一定せず概して云へば年に二回の收穫あるものは早晚二季に又一回の收穫あるものは一回晩季に於てするものとす然れども早晚二季の割合は又區々にして或は均分し或は四と六、三と七等の割合を以てす例之蔗園に付ては一半は年内に於て一半は翌年正月に於て納入すべきものと爲し又は冬成の時一回に納入すべきものと爲したるあり即製糖終了の期を納期と爲すものなり

契約上の租穀又は租銀は年の豊凶に拘らず之を納入すべく増減を許さざるを原則とす契字中に「曆年不論豊凶」「不論年豐歲歉」等とするは即此意なり然れども戸部則例撤佃條款の部には凶年に遇ふか若くは荒瘠の地畝を生じたるときは除租すべきことを規定せるを以て臺灣に於ても水害又は旱損に因り業主個人立會の上又は事情を察し之を減額し又は次年の收穫を以て之を填補せしむることあり又業主に於て減額を爲さざるも此等の場合には實際に於て納入を爲さざることあり

5 佃租の不納 佃人にして租穀又は租銀を怠納したる場合には契約に従ひ積地銀を以て控抵し尙不足あるときは保人に於て辨濟足額すべきものとす然れども積地銀又は保人なき場合なるときは臺南地方に於ては田畔に其旨を書せる立札を爲し又は業主自佃人の住所に就き水牛等を差押へ之を連來る等の事を爲し以て納租を強制し時の政府も亦之を默許したりと云ふ領臺後に至りては此等の方法は施すに由なく業主は納租を強制する方法なく殊に南部臺灣には既に述たるが如く賤佃關係の成立の際積地銀を徴するの慣習少きを以て怠納の場合には業主は不利益を被むること少からず臺北地方に於て積地銀授受の慣習の發達したるは恐くは此弊害に鑑みたるものなるべきが又佃租の不納あるときは業主は直に換佃の方法を取るを常とす契字中にも「如是少缺、願頭家起耕換佃別賤他人」「倘無照約、聽業主起耕換佃」等と記し此主旨を明にするもの多し

然れども臺灣從來の實際に於ては佃租の怠納は比較的其事實少く又其之を生じたる場合には之を官に訴求するときは官は可成業主を保護する方針を以て裁斷を爲せりと云ふ嘉慶六年の案に若佃人にして租穀を怠缺するときは官は一面租穀追收の裁斷を爲し一面該佃人を撤退し田主をして他佃を招耕せしむべきことを定むるも亦此趣旨に出づ

6 園底銀又は作份の契約 臺南聽下灣裡街及大目降街附近を主とし斗六、鹽水港地方の園地に於ては佃租の收納方法に關し一種の契約を爲すの慣習あり所謂園底銀なるものを約するものにして一に之を作份と稱す此契約の主旨とする

所は今園地の買得元價を一百圓とすれば之に對する年二割の利息即ち二十圓及其園地の毎年の租稅額を當然園地の收穫より引去り之を業主に歸し其殘額を業主に於て一份佃人に於て二份の割合を以て收得するに在り而して此地方に於ける一般の觀念に依れば賤と稱するは租額確定し存續期間限り且立契を要するものを云ひ作份は期間の定なく立契せず且實際の收穫を分收するものを云ふ故に作份は普通の賤耕に比し更に下層に在るものにして賤耕は毎年一定の租額を約し請負的に他人の土地を小作するものなれども作份を約する佃人は恰業主の雇人たる地位に在りて種子及肥料の一部をも業主に於て負擔することあるものなりと謂ふ而して作份は地味劣等にして收穫少き地に行はるゝを常とするも斗六地方北港附近に在りては却りて地味の肥沃なる土地に作份の方法行はる是業主が一定の租額を約束するよりも此方法に依るを以て其收得する利益多きが故なりと云ふ

右の如く園底銀又は作份を約する佃人は恰業主の雇人たる地位に在りと雖も是土地の事情若くは地方的慣習に基き佃租收納の方法に變更を加へたるに止まり其尙佃關係に屬することは疑を容れず而して此慣習の起元は支那本土に於て分種議租と名くる二箇の租法あり(ホアン氏著所有權の專門的研究書に據る)(一)分種とは所有者と小作人に於て秋收を分配するものにして所有者に於て種子及肥料を負擔したるときは收穫の六分を得然らざるときは折半すべきものとす(二)議租とは秋收の時期に至れば所有者又は其代表者と小作人とが立會の上所有者に交付すべき果實の分量を定むるものとするに模倣したるものゝ如く此點より見るも園底銀又は作份又賤佃の一法たることを知るに足る。

(ロ) 佃人は佃の物體たる土地及其附屬物を保存するの義務を負ふ故に既に述べたるが如く佃人は業主の承諾なくして土地の形狀及性質を變ずる等の行爲を爲すを得ざるは勿論事物自然の状態より土地に生ずる小破損の如きは佃人に於て之を修理す可き義務あり又附屬の佃寮茶寮塩寮糖廩等に付ても保存の爲適當の處置を爲し其使用より生ずる自然の破損は佃人自己の費用を以て之が修理を爲す可きものとす但反對の合約を爲し得るは勿論にして糖廩内の器具を區別し業主と佃

60
56

人との修理義務を一定せる事例あり

然れども土地其他の附屬物にして佃人の過失に因らずして大破損を生じ之を修理するに非ずんば當初の佃契約の目的を達すること能はざる場合には業主に於て之が修理を負擔す可きものとす但此等の場合にも一時佃人に於て之を修理し其費用は租額中より之を控除す可きことを約することありとす

(ハ) 佃人は佃關係の終了と共に土地及其附屬物を佃の當初に於ける状態に於て業主に返還す可き義務を負ふ契字中此意を表示し「限滿、將原界內所有什物等件、歸還山主、不得損失一物」の如き文詞を有するもの少からず故に佃關係の繼續中佃人に於て業主の承諾を経ずして田藁塹溝等を修築し又は之を改築増築し若くは竹木を栽植するが如きことある場合には佃人は返還の際之を原形に復することを要し又現状の儘之を返還するも當然之が補償請求するを得ず然れども亦中には豫め契字中に於て此等の場合に對する賠償方法を定むるものあり例之「其山場所栽種什物等項以及厝宅、依時估値價銀相坐、聽其起耕換佃」「其大破水溝、如要修理、工本佃人先備出、與業主相商、登記在數、退耕之日、應當坐還佃人」等と記するの類にして或は又換佃に際し舊佃人に於て投資したる工本を新佃人より賠償したる實例あり

(ニ) 以上の外佃人は通常水租科派其の他衛生保甲等の費用を負擔す佃關係に於ては業主と佃人間の明示又は默示の契約に依り佃租以外に佃人をして種々の義務を負擔せしむることあり殊に水租科派等の納入を以て佃人の義務と爲すことあり然れども此等は實は佃人に於て業主に代り納入すべきことを約したるに止り佃人本來の義務に非ず換言すれば此等費用を負擔せざるときは租穀又は租銀を増加すべきを以て必竟租額の一部と見るを得べし例へば業主に對する租糖は一千七百斤と定め而して此租糖の荷造及運搬費用は各其二分の一を負擔するものとし又此外に大租戸に對する租糖五百八十斤をも業主に對し交納すべきことを約し又は業主と大租戸とに對する租糖額を區別せるが如し

第二 佃權の性質

上來記述したる所に依れば臺灣の昔時は暫く置き近代に於ける佃關係は債權關係にして物權的性質を有するものにあらざること自ら明瞭なるべし従て業主が佃の物體たる土地を處分したるときは假令契約の期限内なりと雖も佃人は其佃權を以て業主の承繼人に對抗するを得ざるものとす唯之に對し或は新業主は多くの場合に於て贖耕者をして契約年限内は贖耕せしむるものなりと云ひ或は新業主たる者は土地の價格又は毎年の收穫高を考量するの要あるを以て買受前に豫佃人に對し問合を爲すを常とし従て佃人が賣買の事實を知らざる如き場合を生ぜず突然換佃の請求に遇ふが如きことなしと云ひ或は舊業主は賣却を爲すに先ち佃人に買取の意思なきや否やを確むるを常とし若佃人が相當價格に於て買取を求むるときは之を先にし業主の朋友知己と雖も之に讓るを常とすると説くものあり此等の諸説の佃權も亦土地其物に對し幾分の權利を附與するものなるやを疑はしむるものなきにあらずと雖も然かも是皆斯くあるべきを常とし若くは斯くあるを可なりとすと云ふに過ぎずして若如斯せざるに於て新業主は絶對に換佃を爲すを得ざるやと反問せば必しも然らずと答ふるを見るも結局佃權は臺灣の慣習上債權關係たること明白なり換言すれば佃權は純然たる土地の賃貸借たるものとす

如此佃權は唯業主に對する債權たるに過ぎずと雖も佃人は佃契約に従ひ土地を耕種使用するの正當なる權利を有するが故に既に記したるが如く戸部則例には撤佃條款なる規定を設け佃を撤退するには相當の理由なかるべからざるものとし又臺灣に於ても行政處分として時々曉諭を發し佃人の權利を保護し中には「亦不得任意增稅佃換耕佃滋擾」と記したるものあり是皆土地の業主が貪婪飽なく佃人を苦むるの弊を杜絶せんことを希圖したるものなり然れども此等の條款又は曉諭あるを見て直に臺灣に於ける佃關係は物權的性質を有するものと論斷するを得ず此等は唯契約より生ずる佃戸の權利を保護したるに過ぎざるものとす但支那及臺灣に於ては素より永佃と單純なる佃とを區別し之に依り其效力に差等を認むる法規又は慣習發達せず一般に皆佃と云ふ中に包含せしむるが故に以上舉たる法規又は曉諭中には永佃も亦之を包含するや勿論なりとす

第三目 佃の消滅

佃權は土地の滅失官没又は権利の拋棄等に因り消滅するの外主として左の原因に因り消滅す

一、佃權は期間の定めあるときは其満了に因り消滅す此場合には佃人は土地及附屬物を現狀の儘引渡さざる可らず又業主は債地銀を返還せざる可らず然れども期限満了後と雖も業主は敢て換佃を爲さず佃關係を繼續することなきに非ず此等は同一條件を以て黙示に新に期間を定めざる佃關係を約せるものと見るを得可し

二、佃に期間の定なきときは業主は佃人が土地の耕種に著手せる後一年を経過したるときは何時にても換佃の通知を爲し契約を終了せしむることを得佃人も亦何時にても退佃の通知を爲し契約を終了せしむることを得然れども既に述べたるが如く田園には收穫の季節あるが故に換佃退佃共に慣習上定りたる時期ありて先時期に豫告を爲したる後一定の期間を経過して佃關係は終了せしむるを一般の慣習とす然れども此場合にも業主佃人共に契約を繼續し永年に涉ること少しとせず

三、業主が其權利を處分し新業主より換佃の請求ありたるときは佃人の權利は債權に過ぎず新業主に對抗するを得ざるが故に佃關係は之に因り終了す此場合には佃人は其土地及附屬物を新業主に引渡さざる可らず而して債地銀は通常其額を賣價又は典價中より控除し置き新業主より之を佃人に返還するを慣習とすること既に述べたるが如し

四、佃人が佃租を怠納し其他設定行爲に依り定めたる條款に従ひ業主より換佃の請求ありたるときは佃權は之に因り消滅す可し

第三項 永佃

第一目 永佃の意義

臺灣に於ては佃は極めて廣博なる意義を有すること前述せるが如く殊に耕種收畜等の目的の爲に他人の佃地を借受る場合は凡て之を佃と稱し其間に何等の區別を設くることなし然れども其所謂廣義の佃の中に單純なる債權的佃と異り土地の長期の貸

借にして佃人は土地其物に對して權利を取得し其權利は業主の承諾を要せずして之を處分することを得且土地の業主に變更あるも佃人は其權利を以て新業主に對抗するを得即一種の物權的效力を有する佃關係あるを見る所謂永佃とは即是なり

臺灣に於て永佃關係の最多かりしは昔時に屬し殊に蕃社又は蕃人に屬せし土地は永佃永耕等の名を以て土地の權利を移轉し蕃社又は蕃人は少額の蕃租を留存するに止まるを普通としたり近時に至りては既に存在する永佃關係の外新に永佃を約するもの漸く減せり蓋年を経るに従ひ田園の貸借は多くは皆既墾田園の貸借にして之に對する業主の地位は既に確固たるものなれば業主は唯佃人を招き之を耕作せしむるに過ぎず佃人も之に對し特別な施設を爲すの要なく結構此等の土地に對しては永佃を約するの必要なく唯新に開墾を企畫するか若くは水害其他の事情に依り荒蕪に歸したる土地の復舊を欲するも資本及勞力に乏しきが如き場合に永佃を約するものあるに過ぎざるに至りたればなり

如此臺灣に於ける永佃は本來新なる開墾又は土地の復舊等の場合に佃人をして多大の資本勞力を投下せしむるに對し永遠耕作の利益を得せしむるを趣旨とするものなるが故に之を以て直に我國法に於ける永小作權と同視するを得ず蓋永小作權は單に二十年以上五十年以下の期間を以て他人の土地に耕作又は收畜を爲すことを約するに依り取得せらるるものなれども臺灣に於ては單に其期間が二十年三十年等比較的長期なる一點のみに依り必しも永佃又は永耕なりと云ふを得ず永佃又は永耕たるには其期間は原則として永遠無窮たるを要するを以て一般觀念と爲す明治三十二年土地調査に際し石碇堡第十區庄長及委員等の報明書に於ても現年墾耕と永遠墾耕とに分ち永遠墾耕に付ては「佃戶自備工本、栽種茶棧、建立屋宇、每年僅納山稅銀而已」と記したるは即此意を表明するものなり

然れども臺灣に於ても亦貸借期間の長短は之に依り取得せらる可き權利の性質に影響する所少からず従て一方に於ては其期間が比較的長期なる一點のみに依り直に永佃又は永耕なりと爲すを得ざると共に又他方に於ては其期間が必しも永遠無窮にあらざるも尙永佃又は永耕に等しき物權的權利を有するものと認めざるを得ざる場合なきにあらず蓋臺灣に於ける多くの佃關係

を見るに其十年二十年若くは之より以上の長期間を約するは多くは山地埔地を開墾して茶園又は田園と爲し又は魚塭にして佃人に於て陸門堤防等を築設すべき必要ある場合に發生するを常とし而して此等個人は自己の栽植せる茶樹、茶寮、風園等を他人に賣却するものあり又魚塭に在りては「無頭家無佃戸」なる諺は之を適用するを得ざるものと爲すの慣習ありて長期の貸借に於ける個人の権利は比較的強固なるを常とす又普通の田園に於ても地味豊饒なる田園は業主より云へば收益大にして需用者多きが故に長期の貸借を約することを欲せず佃人より云へば借受の當時より直に收益を見るを以て短期の貸借も之を甘受すべし之に反し地味瘠薄なる田園は業主より云へば期間を長くし佃人をして安んじて土地の改良を圖らしむるを利益とし佃人より云へば自己の工本勞力を費し之を改良するに於ては可成長期を約せんと欲すること當然なりと云ふべし官田を永贖に付するに際し「今査佃缺累不能年々清楚、實因耕佃一年一換、無人肯實力用本下糞、田園瘠薄日就荒蕪、已經將情稟請憲示、給予永佃、俾爲恒產竭力耕作、云云」と記し一年毎に耕佃を換ゆるときは佃人にして用本下糞する者なく田園をして瘠薄に歸せしむるの虞あり寧永佃を許し佃人をして自己の恒産と爲し力を竭して耕作せしむるに如かざることを記するは即此趣旨に出づ要するに貸借期間に長短の別あるは其發生の原因に差違あるが爲にして從て又之より生ずる権利の效力に強弱の差別を生じ長期間を約したる佃關係は短期間を約したるものに比し土地其のものに對する關係一層密接にして佃人の權利一層強大なるものとす從て此等の中には個人が土地其のものに對し物權的權利を取得せるものと認めざるを得ざるものあるは當然にして而して如何なる得期間を約したるものを以て物權の取得と認むべきやに付ては後に之を説述す

は要之永佃權とは佃人にして耕作又は牧畜等の目的の爲に他人の土地の上に權利を取得し此權利は之を第三者に對抗するをす且其權利は之を賣出典する等自由に處分するを得る場合に限るべく而して如斯き關係は臺灣の慣習上主として(一)永佃又永耕を約し其期間が永遠無窮なるもの(二)及時としては十年二十年若くは其以上の長期間を以て佃關係を約したる場合に發生するものとす但明治三十三年律令第二號以後は永佃と雖とも百年を超過するを得ざることゝ爲りたること既に説明せるが如し

第二目 永佃の成立

永佃の成立は單純なる佃の成立と差異なく業主と佃人間の契約に依り成立し又契約成立の際積地銀を授受することあり

第一 永佃契約

一、契約の方法 永佃の契約は臺灣の昔時に於ては口頭により成立せるものなきに非ざるも其の關係重大なるを以て多くは契字を用ひたり而して其の契字は業主より交付せるものは招贖、招佃、招耕、許贖等と稱し佃人より交付せるものは贖耕、認贖、認佃等と稱し其他單に贖字と稱し若くは合約字、約字等と稱し一定せず要は契字の内容に依り之を判斷すべきものとす又此等の契字は二紙を作り業主佃人各一通を所持するを原則と爲すも或は單に一通を作り業主より佃人に交付したるものあり或は佃人より業主に交付したるものあり且其契字の方式及約款等に付ても一定の慣習なく一に當事者の欲する所に從ふものとす

二、契約の效力 永佃契約は又單純の佃契約と同じく契約の締結と共に其效力を發生し他に何等の手續を要することなし 永佃に付ては臺灣從來の慣習上契稅を納入し若くは過割を求むる等の義務なく唯光緒十五年彰化縣の曉諭には蕃業の永耕契字は其實賣買たるを以て契稅すべきことを明にしたることあるのみ然れども臺灣土地登記規則發布以後は贖耕權の設定移轉は凡て登記を要し而して所謂贖耕權の中には永佃を含むこと勿論なるが故に其成立には登記を要す而して永佃は單純の佃と異り物權的性質を有するものなるが故に其成立に登記を要するものと爲すは蓋至當の策なる可し

第二 積地銀

永佃關係に於ても成立の際佃人より業主に對し積地銀又は壓地銀を授受することあり其性質は單純の佃關係に於けるものと異る所なし

林案抄封官田の永贖佃に關する佃單にして「當日收過該佃預抵無利積地銀壹拾七大元、倘有拖缺、即將此銀控抵、再有不敷

爲保認人賠補足數」と記したるものあり則積地銀は怠納租穀を控抵する目的を有するものたることを知るべく又 末尾には「倘或不願承耕、本冬並無短缺、即由本府、將無利積地銀當堂發還」と記し佃人にして承耕を願はず且怠納租穀なきときは無利積地銀は之を返還すべきものたることを明にしたるより見れば其性質は保證銀にして單純の佃に於ける積地銀と何等異なる所なきことを知るに足る

北部臺灣に於ける抄封地の佃人中には從來設置せられし佃首館に對し積地銀を納入したるものあり然るに光緒十四年土地清丈以後官田園の租穀は直接臺北府に於て徵收することゝ爲し而して佃首館は積地銀を還付せざりしを以て其後換佃ある毎に舊佃人は新佃人より田寮修築費用として厝草銀なるものを取回する慣習を生じ以て彼の積地銀を抵償することゝ爲りたり從て此厝草銀は積地銀の變形せるものとす

又永佃關係に於て當初積地銀又は壓地銀を授受し而して契約上の年限内は無租とし滿限後土地を業主に復還するに於ては積地銀又は壓地銀は佃人に返還すべきものとするも少からず此等は佃關係を以て典と同視し積地銀又は壓地銀を以て典價と爲したるものと云ふべく積地銀又は壓地銀の本質に従ひたるものに非ず

以上の外佃の期間が永遠無窮たることを約するに拘はらず尙積地銀を授受するものあり此等は積地銀を返還すべき時期なきものなれば名は積地銀と云ふと雖も其實佃人をして契約の物體たる土地に就き永遠耕作を爲さしむる對價として授受するものにして尙墾首と佃戸の間に墾銀、墾資銀、犁頭銀等を授受し若くは地基の給出に對し現銷銀を授受すると同様の觀念に基くものにして亦積地銀の本質に非るものとす

第三目 永佃の性質

第一 永佃權の内容

一、佃人の權利

(イ) 佃人は耕種收畜の爲め永佃の物體たる土地を占有使用收益し且之に附從する物を使用することを得此點に關する佃人の權利は單純の佃に於けると差異なく而して永佃の目的も亦耕種又は收畜を爲すに在り然れども永佃は多くは山場埔地を開墾して茶園と爲すか又は竹木果樹を栽種して長年の收益を見んとするが如き場合に行はれ其既墾田園たる場合には地味瘠薄にして之を改良するに長日月を要するが如き場合たるを常とす而して單に收畜の目的を有する永佃は其例甚少しと雖も魚塢に於て養魚を爲す如きは亦收畜の一種と見るを得べし又臺灣に於ては既に記したるが如く佃の意義を擴張し厝屋起蓋の目的を以てする賤地基は勿論埤圳又は厝屋の賃借の如きも亦之を佃と云ふことあるも此等は其年月長久に亘るも此に所謂永佃に屬するものに非ず

(ロ) 永佃の期間は契約に依り之を定むるを常とし而して其期間は永遠たるか若くは長期たることを要す若期間の定なくして何時にても換佃し得べきものたるか若くは期間の定あるも三年五年等の短期なるものは之を以て永佃と爲す能はず

1 期間の永遠なるもの

永遠の期間を約するには或は契字中に「認賤永佃」「付賤某爲永佃」と記し或は永遠契書なるものを作り中に「約爲永佃」等の文字を記したるものあり其他單に契字 冒頭に永耕字、永賤字、永稅字、永佃批等と題し以て期間の永遠たることを示したるもの又は契字の内容中に「永遠耕作」「永遠耕種」又は「若無缺租、任從耕作」等と記したるものありて一定の方式なし又期間に付き特別なる表示なきも契字の内容上永遠又は長期を約したるものと解すべきものあり是多くは未墾の山地又は埔地に付き招佃し之を開墾して茶園又は園地と爲す場合に見る所にして中に當初の三年は無租たるべく其以後は毎年若干の租銀を納入すべき旨を記し其の存續期間を示せざるも此等は皆臺灣に於て古來大租戸小租戸の關係を發生したる遺風と見るべきものにして從て其の期間の永遠たることを約したるものと解するを適當とす期間の永遠を約したる實例は學田官田等に多く民田に付ては既に記したるが如く後年に至るに従ひ漸次其の數を減じ

603
56

たるも亦全く無きに非ず左に此等實例の二三を掲出すべし

學田の永佃に付ては縣儒學正堂より發給したる諭單に左の文字を記入したるものあり

一年豐歉、均不得濕有短少、如有短缺升合、本學立即將田起耕調佃別贖、其租谷若年清年款、竝無拖缺、其田准佃戶久遠耕種、不必別調別佃、致滋事端

一如該佃戶某、歷年租谷何石、依期完納清款、竝無拖延短缺、准其永遠耕種、該佃戶永耕、云云

書院田の永佃に付ては又左の如き文字を記入したるものあり

一該庄民謝永安、即便遵照永遠承耕、每年應繳租谷、務須精燥乾潔、云云

抄封官田の永佃に付き左の文字を記入するものあり

一如每冬交納清楚、應准該佃永遠耕種、云云

一爲此照給、該佃潘爾芳、遵照永遠承耕、完納租谷、毋得短缺

一佃戶林廷棟即便遵照永遠管耕、按年繳納

一以後如無缺租等情、准其永遠承耕

一准給永耕該佃務將所贖之田園、用本下糞、定力勤耕、早完國課、佃首斷無輕換爾佃、致滋纂耕惡習、云云

以上は皆個人は年の豐凶に拘らず租穀を納入すべき義務あり若之を怠るときは撤佃し別人をして贖耕せしむべきも然らざるに於ては其の期間は永遠無窮たることを明にしたるものとす

又民田に付き永佃を約したる實例としては府八房に屬する魚塩及田園に付き同治四年及明治三十七年の兩度に於て府八房の首書又は管理人と黃樹德堂との間に之を終せるものあり乾隆四十一年間佃批字を以て永贖佃關係を設定したるもの光緒十五年間個人より賃液字、業主よりは單純の約字を作製し以て永佃關係を設定したるもの光緒十七年間永贖

佃者より贖永耕字一紙を業主に交付し永佃關係を設定したるもの同治五年間永耕字を以て同上關係を設定したるもの等あり而して此等永佃約字の中には「若無缺租谷、永爲己業」若くは「逐年照約交納、許其永佃耕作」等の文字を記入し契約上の租粟を意納せざるを條件とし永佃關係を設定するの意を明にせり

2 期間の長久なるもの

期間の長久なる贖佃關係を約する方法は期間の永遠無窮なるものと異りたる所無く即口約又は書約に依る而して概して云へば書約に依るを多とし又其の書約に依るものは業主の方面よりは招贖、招佃、招耕、許贖等と稱し個人の方面よりは贖耕、承贖、承佃、認耕認佃等と稱し亦業主個人各壹紙を所持するを本則とするも單に業主より個人に對し一通を交付し若くは個人より業主に對し一通を交付したるものもなきに非ず

其年限に付ては區々一定せず十八年以上三十年内外に及ぶものにして二三の例を示せば左の如し

一其年限自庚寅年起、至乙巳年止、拾五年爲限、限滿之日、埔還業主、銀還耕人、云云

一其年限貳拾年、自己丑年春起、至戊申年冬止、若年限已滿、業主無起耕、積不敢取討佃地銀員、業主將埔地付已耕管、若要起耕先送定銀爲準、云云

一約至貳拾參年爲限、自乙未冬起、至戊戌年冬止、此三年、內言約無山稅、至己亥年、應納山稅銀肆大元、以下每年

每萬穰應納山稅銀伍大元、年款年清、就界內種滿點算茶穰、照數多寡納稅、迨二十三年限滿之日、佃人若是不欲耕作、

將物業送業主、云云

年限滿了の後は土地は業主に復管すると共に積地銀あるときは之を佃人に返還す可きものとし若くは之を復管せんとするには先定銀を送り之を豫告す可きものと爲す然れども年限滿了後雙方の合意に依り贖耕を更新し得可きことは勿論にして中には此意を契字中に表明するものあり即「若要再耕、另行相商」其個人若欲再耕、再立約爲憑」とあるの

608
56

臺灣從來の慣習に於ては既に述べたるが如く純然たる永佃は期間の永遠なるものに限り期間あるものは假令三十年五十年等如何に長久なる期間を約するも永佃に非ずして單に有期の佃關係たるに過ぎざるものと認められり然れども期間の長久なるものは其の短期なるものに比し發生の原因及效力に關し慣習上多少の差異を認むるの形跡あることは亦既に記したる所にして即期間の長久なる佃關係は多くは新規開墾後舊開墾等の場合に發生し而して此等の場合には舊慣上に於ても亦佃人は開墾土地其のものに對し物上の權利を取得するを以て一般の觀念と爲し其他魚塩の墾耕の如きは墾耕人に於て施設を劃策すべき必要あるを以て之に對し長期の期間を契約するものにして是亦一般に物權的性質を有するものと認められ共に之を單純なる佃關係と區別するを常とす唯既成田園の墾耕に在りては假令長期の期間を契約するも尙之を以て佃關係なりと爲すの慣習なきに非ずと雖も而かも長期の墾耕を約したる以上は墾耕人は耕作上に付き各種の計劃を施すは當然なるを以て今日に於ては此等も亦物權的性質を有するものとして其の權利を保護するの必要あるべく果して然らば今日に於ては長久の期間を約したる佃關係は總て永佃を約したるものと同視し共に之を永佃なりとし其の物權的性質を認むるを適當とす可し殊に土地登記規則を以て墾耕權なるものを認め且之を登記するに非んば其の效力を生ぜざるものと爲せるに於ては所謂廣義の佃の中に就き債權關係たるに過ぎざる佃と物權的性質を有する佃とを區別し登記の強制は之を後者に限り而して長久の期間を約せる佃は之を永遠に約せるものと共に永佃と爲し後者に屬せしむること必要なる可し

然れども今度長久の期間を約したる佃佃も亦之を永佃なりと爲し永佃を約せるものと同一法規の下に之を保護せんとするには期間の範圍は如何に之を定むべきや換言すれば何年以上の年限を約したる佃佃を以て永佃と認むべきや是實に立法上の問題にして此點に關しては臺灣の慣習上之が根據と爲す可きもの無しと雖も支那及臺灣に於ては後に記す

るが如く典の期限に於ても十年を過ぐることを得ざるものと爲し若此期限に至るも受戻を爲さざるときは契稅を納入すべき義務を負擔せしめたる等の事例あり且臺灣は熱帶地にして一年兩度の收穫を爲し得べき土地少からず其他社會萬般の現象變遷の度速なるを以て耕作を目的とする田園其他の土地の小作に付ても我國法に於て二十年以内を以て賃貸借と爲し之より以上のものは永小作と爲すを短縮し十年以上の期間を約したるものは總て永佃と爲すを適當とすべきことを信す

(ハ) 佃人が永佃土地に對して有する權利は之を以て第三者に對抗することを得るを原則とす

永佃關係設定後業主に變更を生じ若くは業主に於て其土地を出典したるときは永佃者は自己の權利を以て新業主又は典主に對抗するを得るや否やに付ては臺灣の慣習上更に分ちて觀察するの要あり

1 永遠無窮の佃を約したるものは既に記したるが如く多くは新規開墾又は復舊開墾の場合に發生し而して佃人は之に對し資本及勞力を投すること多きを以て其權利は之を以て第三者に對抗し得べしと爲すを一般觀念とす其他學田官田等に於ても尙も永遠耕種又は久遠耕種等の條件を以て佃耕を許可したる以上は官に於ても濫りに撤佃すること無かりしものとす蓋臺灣に於て同一土地に對し大租戸小租戸の關係ありしものは其當初に遡れば皆永佃の關係にして而して小租戸は土地其ものに對し有力なる權利を取得し大租戸に變更を生ずるも小租戸の地位には何等影響を受けざるの慣習を馴致せり是後代に於ても土地に對し永佃を約し其期間を永遠と爲したる以上は佃人は自己の權利を以て第三者に對抗し得べきことを認むる慣習の起因と云ふべく殊に南部臺灣に於ては既成田園にして三年五年等短期の期間を約する普通の墾佃は所謂無頭家無佃戸なる諺の適用を受くべきも永佃に付ては此諺を適用する能はずと云ふを一般觀念とす

今之を支那本土の例規に照すに本章第一節土地開墾成例の部及本節佃の沿革の部に掲出したるが如く

603
56

一 甘肅有業民田、如初係佃戶開荒籍紳約出名報墾、立有不許奪佃團約、准原佃子孫永遠承耕、業主不得無故換佃、云云
 一 江南通州崇明昭文沿海沙地、佃墾工力爲多、官造魚鱗冊、以佃戶姓名爲主、業主姓名旁附、業戶雖換、佃仍世守、云云
 一 民人佃種旗地、地雖易佃、佃戶仍舊、地佃不得無故奪田爭租、云云

等とありて要するに佃戸にして開荒に關し工力を費すこと多きものは永遠承耕の權利を有し業佃は輕々に換佃し得ざるは勿論業主に變更を生ずるも佃戸は依然之を世守し得たるものにして臺灣に於ける永佃に關し上述の如き一般慣習を生じたる所以のものは其遠く此等の例規に源を發することを知るに足る

2 長期の期間を約したるものに付ては其物體が既成田園たると未墾地たるとに依り多少慣習上の觀念を異にするものあり

(甲) 既成田園の佃耕期間は近時に至りては二年三年若くは五六年等多くは短期なるを常とし十年二十年若くは之より以上の長期間を約するものは其例甚少然れども今若如斯長期の期限を約したるものありたるきは佃人は自己の權利を以て第三者に對抗し得べきものなりや此點に關する一般觀念は甚曖昧にして或は新業主は多くの場合に於て契約年限内は換佃することなしと説き或は新業主は讓受以前に於て讓受の物體たる土地は佃佃に付しあるや否やを調査し三面合議の上讓受を爲すを以て對抗力の有無に關し紛議を生ずることなしと説く佃佃者は土地其ものに付き幾分の權利を取得すると共に多少の對抗力を有することを認むるもの、如し然れども又無頭家無佃戸なる諺は年限の長短に依り其適用を異にするものにあらずと爲し且今若十年以下の短期の期間を約するときは其關係を異にするやを反問するに於ては長期の場合に於けると同様の説明を與ふるを常とす此等の事情より云ふときは已成田園の佃佃は假令長期の期間を約するも當然には第三者に對する對抗力を有せずと云ふを以て一般觀念に適合するものと認むべきが如し然れども以上は唯一般臺灣人士の觀念たるに止り實際に於ては既成田園にして如斯長期の期間を約するものは極めて

稀に又若之ありとするも多くは三面合議に出るの結果新業主は佃人をして墾耕を繼續せしむるを常とし其退佃を強要する如き事例を生ずること無きを事實とす

(乙) 未墾地地の佃佃にして長期の期間を約し佃人に於て之を開墾して茶園又は園地と爲す場合は佃人は土地其ものに對し權利を取得するものと觀想するの形跡ありて自己の栽培したる茶園及風園樹等を典賣に供したる實例あり此等の實例は單に茶園及風園樹のみの典賣たるに非ずして土地に對して有する權利をも併合したるものと見るべく既に土地其ものに對し權利を取得したるものとするに於ては第三者に對し對抗力を有すべきこと勿論とす

本島人中には如斯場合と雖佃人は當然に自己の權利を以て新業主に對抗するを得ざるもの、如く説明する者なきにあらずと雖も是唯新業主と佃人の間に新に契約を換立するの慣習あるに着眼したるに止り其裏面に於て新業主が佃人に對し期間の存續中なるにも拘らず退佃を強要したる如き事例の絶無なるに着眼せざるものにして未以て永佃權の對抗力を非認するに足らざるものたることを信す

以上の外魚塢の佃佃者に於て堤防を築き陸門を設くる等資本及勞力を要すること多きものは無頭家無佃戸の諺を適用する能はずと爲すの慣習あること既に一言せるが如し

要之臺灣に於ける現今の状態は長期の佃佃關係を約するものは普通田園には其例少く唯佃人に於て其土地に對し資本及勞力を要する場合に於てのみ之あるを常とす而して如斯場合に佃人は土地に對し權利を取得するの結果として對抗力を有するに至るものと爲すに過ぎず唯既成田園は前述したるが如く假令長期の期間を約するも尙之を以て債權關係と見做すの慣習なきにあらずるも亦既に記したるが如く長期の佃佃は短期の佃佃に比し其發生の原因及效力を異にするべきは條理の然らしむる所なるを以て寧未墾地に關し長期の佃佃を約したるものと同一に看做し權利關係上の統一を計るは却て臺灣の實狀に照し至當にして且個人保護の目的を達し得べきものたることを信す

(二)

1 佃人は自己の権利を處分することを得るを原則とす

期間の永遠なる贖佃關係は大租戸小租戸の關係の同視するを以て佃人に於て自由に自己の権利を處分し即之を賣買し又は典胎に付することを得べきを原則とし唯反對の契約ある場合に於てのみ之を爲し得ざるものとす而して此處分の權能に付ては永佃關係成立の契字中に之を表明したるものあり即「其田合自耕或別贖、不得刁難」と記するの類なり又此表明なきも實際に於て典賣又は轉贖を爲したるものあり即退耕字を以て「將此所贖田園及自己築造房屋壹座、麻廊一項、概行廊内物件、全備器具青苗坡塘等項、退贖與人云云」と記し轉贖したるの類なり此他臺南附近に於ける鯽魚潭租を負擔する官田園にして佃人に於て開墾其他の加工を爲したるものは之を典賣したる事例少からず臺中附近揀東下堡の抄封官田に付ても佃人に於て退耕字を以て永贖佃權を讓渡したる實例あり而して此等の典賣字中には往々田園其ものを處分したるが如き形式を有するものなきに非るも其實は皆永佃權の典賣たるに過ぎず又民田に於ても同様の例なきに非ず

又臺南附近に於ける官田園の轉贖は舊政府時代に於ては轉贖後尙原佃戸に於て年々幾分の利益を收得する慣習ありたるものにして餉館即總贖戸は總收穫の四分原佃戸は一分轉贖現佃戸は五分を收得すべきものとし且埋座と稱し收穫粟を乾燥場に於て量渡し其跡に遺殘せる粟は現佃戸の收得に歸せしと云ふ然れども永佃關係に於ても其設定約款に於て佃人の處分權を制限したるものなきにあらざ殊に退佃を欲し又は轉贖せんとするときは業主に通知し又は其承諾を要することを定むるもの少からず

2 長期の贖佃關係に於ける佃人處分權に付ては前項對抗力の部に記したる所を歸納せば明なるべし即(一)既成田園の佃人は當然には對抗力なきを以て又之を處分する力をも有せずと云ふに歸し(二)山地又は埔地を開墾して茶園と爲したるものゝ如きは贖佃人に於て自己の權利を處分したる事例あり(三)魚塢の贖耕者に於ても更に他の股夥を招くが如

き實例あり是亦轉贖の性質を有するものと云ふべし然れども今若永佃より生ずる權利關係の統一を計らんとするに於ては長期を約したる佃人の權利は既成田園たる未墾荒地たるを問はず佃人に於て總て之を處分し得るものと爲すを適當とすべし唯既成田園の慣習に照すときは稍矛盾するが如しと雖既成田園に對し如斯長期の期間を約するものは稀有なると又若之ありとするものに對し處分權あることを認むるときは佃人の權利を保護するの結果となり以て本島に於ける贖佃制度上却て機宜に適するの處置たるに似たり

二、佃人の義務

佃人は他人の土地を使用するの對價として其業主に對し契約に定めたる條件に従ひ租穀又は租銀を納入す可き義務を負擔す是佃人の主たる義務にして永佃の設定と共に必之を定むるを例とす而して永佃は多くは新規又は復舊開墾の場合に發生するを以て先耕後稅を多しとし又永佃にして山場地等の開墾を目的とするものは當初の三年は無租と爲し之より以後は茶權の株數に應じ若くは四六抽收又は對半均分を約するもの多し又當初無利積地銀を受取り其後は無租と爲すものあり

贖價の不納を以て永佃關係解除の條件と爲す慣習あることは單純の贖と異なる所無し即「如有少缺、起耕別佃」若くは之と同様の意義を有する文字を記するものあり是實に佃租の支拂は永佃關係成立の要件たることを示すものたり

其他佃租の物體、租額收納の方法時期等に付ては單純なる佃權の場合と差異あることなし

以上の外佃人は土地及其附屬物を保存し又永佃の終了と共に之を返還するの義務を負擔すること單純の佃關係に於けると異なく又土地返還に際し佃人に於て加工したるものゝ處分方法の如きも佃關係に付き述べたる所と異なし

又佃人は水租、科派其他の附從の義務を負擔すること單純なる佃に於けると差異なしとす

第二 永佃權の性質

上來記述する所に據れば永贖佃關係に於ける佃人は其物體たる土地の開墾又は改良に關し資本及勞力を投ずるを普通とし且

之に竹木果樹を植付け若くは田塍茶壘を蓋造し其他灌溉引水の爲め埤圳堤塘等を開築する場合少からざるを以て土地其ものに對し權利を取得し而して此權利は業主の變更に因り影響を受くることなく又佃人は其權利を典賣に供し又は轉讓を爲し得る等の慣習あるに徴するときは其關係は業主に對する債權關係たるに非らずして土地に對する物權關係なることを知るに足る

唯既成田園に對し單に十年以上の贖限を約する場合は臺灣從來の慣習に於ては尙佃人は唯他人の土地を借出し之を耕作するに止まるものと爲し之を以て物權關係なりと認むるに至らずと雖も若之を以て單純なる債權關係なりとし業主の變更と共に輕易に佃人を換ゆるを得るものと爲さば佃人は心を安じて用本下糞するを得ず土地の改良上得策たらざるのみならず長期の贖限を約せるの本旨を全ふするを得ず從て今日に於ては十年以上の贖限を約せるものは又之に物權たる性質を認めて以て之を保護するの必要あるべし

第四目 永佃の消滅

永佃は亦單純なる佃と同様なる原因に依り消滅す即土地の滅失、官沒、又は權利の拋棄等に因り消滅するの外主として左の原因に因り消滅するものとす

- 一、期間の永遠を約したるものは臺灣從來の慣習としては永遠無窮に消滅することなきを以て本則とせるも明治三十三年律令第二號以來は當然壹百年に制限せらるべきこと既に記したる所なり
- 二、十年以上の長期間を約したるものは其年限の満了と共に消滅すべきこと勿論とす但契約の更新に依り之を持續することあるは勿論なり

- 三、佃人佃租を怠納し其他設定行爲に依り定めたる條款に従ひ業主換佃の請求ありたるときは永佃權は之に因り消滅す可し

第五目 總贖又は包贖

臺灣の或地方には總贖又は包贖なる慣習あり然れども所謂總贖又は包贖なるものは之に依り佃關係を生ずるに非ずして業主

の爲めに贖佃に關する事務を代理し若くは其請負を爲すの關係に過ぎざるものとす

臺中地方に於ける官田園には古來總贖戶(又は總理)なるものを存し我領臺後は之を大小作人と名け其性質は官田園の佃人の上に立ち各個人より租穀を徵收し其十分の一を以て自己の收得と爲し十分の九は自己の名を以て官に納入する義務あるものとす舊臺中縣廳に於ては官田園大小作取扱心得なるものを規定し其中には(一)官田園大小作の年限は五個年以内とし(二)從來の佃人にして自耕作し竝に永小作の確證あるものは大小作人に於て猥に之を交代せしむることを得ずと定めたり之に依りて見れば官田園に對する永佃の佃人と總贖戶とは全く別種のものにして總贖戶は官の爲に租穀徵收の代理又は請負を爲すに過ぎざることを見るに足る

臺南地方にも亦同様の事實ありて噍吧哖附近の官田園に付ては明治三十五年以後鹿陶庄江奮飛を以て總贖戶と定め毎年の贖價額を金五百五十圓とし總贖戶は年の豊凶に拘らず之を納入すべきものとし又同地方永康上中里に於ける御魚潭租を負擔する官田園に付ては臺南市外官後街吳道源を以て總贖戶と爲し又其下に轉贖戶なるものを置き臺灣庄李淵を以て轉贖戶と爲し而して總贖戶の毎年の贖價を二千圓と定めたることあり

私田園に付ても亦包贖又は包耕と稱するものあり總贖と同様の關係にして即甲は乙より若干の田園を租贖し更に之を多數の佃人に分貸することあり此場合に其分貸は總贖包贖等に對し分贖轉贖等と稱し又業主を一手頭家と稱するに對し包贖者を二手頭家又は贖頭と稱す而して一手頭家たる包贖者のみ責任を負ひ又分贖者たる佃人は二手頭家たる包贖者に對してのみ責任を負ひ又分贖を爲すには業主の承諾を要せずして包贖者に於て自由に之を爲すことを得るものとす

私田園に於ける包贖の實例としては臺南地方外新豐里馬欄庄及内新豐里土名荊仔湖に在る田園及之に附帶する私埤、租館、糖廩其他一切の器具に付き業主たる臺南市街謝景莪と外新豐里深坑仔庄林通との間に合約を爲し贖限を三年、毎年の贖稅額を一千圓と定め以て包贖と爲したる例あり包贖戶は又更に他佃を招き耕作せしめ而して包贖戶と佃人との間に於ては收穫物の對

平均分を約したるを以て凶年に遇ふときは包贖佃は一千圓の贖税を納入するを得ざる場合を生ずることあり此場合には業主に於ても相當減額を爲すものとせり

總贖又は包贖は上述するが如く田園の業主と實際の佃耕者との間に立ち租穀の徴收及其他の事務に周旋するものたるに過ぎざるを以て直接の佃人と同一に論ずるを得ず其性質は寧請負契約又は委任の性質を有し所謂贖辦なるものに屬す我領臺後官田園に對し新に總贖を命じたる條款中には總贖戸を以て普通の贖耕の如く看做たるものなきにあらざるも總贖戸は事實に於て田園の佃耕者に非ず或は總贖に係る田園の一部の耕作を爲すことありと雖も總贖戸たる資格に於てするに非ずして更に分贖を受たる佃耕者として耕作を爲すに過ぎず又總贖戸又は包贖戸に於て業主の承諾を要せずして自由に分贖を爲すことを得るは佃權の轉貸たるに非ずして業主との間に總贖又は包贖を約したる契約の効果として之を爲すものとす

唯臺東地方卑南天后宮に屬する田園には包承人なるものあり而して包承人が廟主に對し交付せる包承甘結字中には「廟主不認佃戸、唯認包承人、云々、即有拖缺短少、即惟包承人是問、云々」と記し廟主は包承人を認めて佃戸を認めず若租穀を怠納するときは包承人のみ問責すべき意を明にす之に依れば包承人は恰も佃戸たるの觀なきにあらざるも同甘結字中には更に直接佃戸の姓名を列記し其負擔租額をも明にしあるを見れば包承人は亦佃戸より租穀を收納し之を廟主に交納すべき義務を約したるに止まり包承人を以て佃戸を爲すの意にあらざることを知るに足る

要之總贖又は包贖は田園其ものゝ上に權利を設定するの行爲に非ずして一種の債權的契約に過ぎず之を以て佃關係と比す可きに非ず況んや永佃をや更に又臺灣土地登記規則より之を見るに同一田園に對し直接佃戸と總贖戸又は包贖戸ある場合に於て二者俱に登記を以て其權利を保護すべきものと爲すに於ては結局二重の贖耕權を認むるものと爲り其手續繁雜に堪へず又總贖戸又は包贖戸の權利のみを登記するものとするに於ては個人の權利は之を保護するに道なきものとなる可く何れの點より見るも總贖又は包贖は直接に佃關係の當事者に非ずして單に業主との契約に基き贖佃に關する事務を取扱ふものと見るを適當とす臺灣の慣習上總贖戸又は包贖戸に付するに二手頭家の名を以てするも亦此意を表明するものと云ふべし

昭和五年三月二十八日印刷
昭和五年三月三十一日發行

臺灣總督府殖産局

臺北市大和町三丁目二番地
印刷人 船 橋 寛 一

臺北市大和町三丁目二番地
印刷所 臺北印刷株式會社

正誤表

頁	位	置	正	誤
七	斗六郡	五段目	一五〇七	一四七
一四	(三)表 北海道	二段目	六〇五	八三〇
三〇	峨眉庄	四段目	四一八五〇	四一八〇〇
三八	石門庄	四段目	一六八五五	一四八五五
四〇	學甲庄	四段目	一三二八四	一三一八
四〇	鹽水街	一段目	二四〇八五	一四〇八五
四九	田尾庄	四段目	六八七〇七	一八七〇七
五三	鳳山街	四段目	三二六五〇	三五六五〇
五六	大麻里區	六段目	五〇〇〇	五〇〇一
五五	臺南州 上	三段目	二八	二九
六	臺南州 普通	六段目	九	一九
六	高雄州 下	十三段目	一	一
六	全島 上	六段目	三四	二六
六	同	七段目	二六	二〇
二七	(D)表 8、其他 昭和三年	七段目	三六	三七

五七頁ヨリ六六頁ノ各頁ノ收獲高、小作料額 割合 別ノ欄中何々以下トアルハ未滿ノコトナリ

高松市...

603
56

603
56

603
56

